

社会福祉事業概要

令和6年度版



大町市 民生部 福祉課
子育て支援課
市民課
八坂・美麻支所民生係

大町市社会福祉協議会

大町市民憲章

前文

四季の変化に富む北アルプスの雄大な山並み、岩を砕き山肌を縫う急峻な溪谷、紺青の水をたたえる仁科三湖、ふんだんに湧出する温泉、悠遠に、生い茂る一木一草の大自然は、私たちに限りなく安らぎと郷愁をよびおこし、ここに生まれ、育った市民の象徴として生きています。

偉大な自然の摂理によって培われ、維持されてきた歴史と伝統、生活習慣のよさは、心身ともに健康な市民を輩出してきました。

私たち大町市民は、こうした歴史と伝統、天恵の大自然の中に住んでいることを誇りとし、心を安め、力を合わせて、伸びゆく郷土をみんなで築くことを誓いあい、ここに大町市民憲章を定めました。

大町市民憲章

1. 厳しい風雪に耐えてたくましく、心優しく生きる市民です。
2. 麗しい風土と歴史をもち、土の香り高い文化を築く市民です。
3. 豊かな自然と環境を守り育て、教養と創造を重んじる市民です。
4. つねに自治に励み、役割と責任を持ち合う市民です。
5. 郷土を愛し、自己をみがき、未来をつくる幸せを喜び合う市民です。

目 次

	頁
大町市民憲章	
第 1 章 概要	1
第 2 章 予算・決算	3
第 3 章 機構及び事務分掌	5
第 4 章 民生・児童委員	8
第 5 章 公的扶助	11
第 6 章 障がい者の福祉	15
第 7 章 授産施設	24
第 8 章 児童福祉	26
第 9 章 保育所	38
第 10 章 ひとり親家庭の自立支援	44
第 11 章 高齢者福祉	48
第 12 章 介護保険	52
第 13 章 地域包括支援センター	55
第 14 章 複合施設（総合福祉センター・ふれあいプラザ）	58
第 15 章 援護及び災害救助	60
第 16 章 福祉医療	61
第 17 章 大町市社会福祉協議会（社協）	62
社会福祉関係機関及び団体一覧	97

第1章 概要

1. 位置・地勢

長野県の北西部に位置する大町市は「北アルプス一番街」といわれるように、その西部は中部山岳国立公園の急峻な北アルプスの山岳を連ねています。

北の五龍岳から南の槍ヶ岳山頂までを治める市域は、総面積 564.99 km²で長野県全体の約 4.2%を占める広大な地域です。市街地の標高は 700m 余り、典型的な内陸性の気候で、北アルプスの山々を映す仁科三湖やダム湖があり、豊富な温泉にも恵まれて、四季を通じて山岳観光都市としての地勢を備えています。

大町市役所 大町市大町 3887 番地
東 経 137° 51' 3"
北 緯 36° 30' 10"
標 高 726m

2. 沿革

大町市の歴史は古く、旧石器時代から縄文、弥生、古墳時代にかけて数多くの遺跡が発掘されています。平安時代末期には伊勢神宮内宮の仁科御厨（御領）が設定され、皇室の信頼が厚かった豪族の仁科氏がこれを預かり勢力を得て、この地方を治めたことから「仁科の里」と呼ばれるようになりました。仁科氏は開発に力を入れるとともに、京都の進んだ文化を取り入れ、国宝「仁科神明宮」等のすぐれた文化財を残しました。江戸時代以降は、松本藩に属し千国街道（塩の道）の宿場町として発展しました。昭和 29 年 7 月 1 日に大町、平村、常盤村、社村の 1 町 3 村が合併して大町市が誕生しました。

また、平成 15 年 3 月に、大町市、北安曇郡八坂村及び同郡美麻村の 3 市町村で任意合併協議会を設置し、合併協議を進め、平成 16 年 2 月には法定合併協議会に発展させ、平成 18 年 1 月 1 日に合併特例法の適用を受け 3 市村の合併が実現しました。

3. 人口及び面積

(人口：外国人を除く)

面積	広さ	世帯数	人口			備考
			総数	男	女	
564.99 km ²	東西 34.3 km 南北 36.3 km	11,364 世帯	24,822 人	12,204 人	12,618 人	R6.3.31 現在

4. 市の木・花・獣・鳥



5. 姉妹都市

- ▶ 氷見市（富山県） 提携年月日 S47. 11. 20
- ▶ 立川市（東京都） 提携年月日 H3. 3. 25
- ▶ インスブルック（オーストリア） 提携年月日 S60. 2. 18（友好提携）
大町山岳博物館とインスブルック市のアルペン動物園も友好提携の調印
- ▶ メンドシーノ（アメリカ合衆国） 提携年月日 S55. 5. 31（旧美麻村と姉妹都市提携）

6. 産業分類別就業者数

(R2. 10. 1 国勢調査)

区分	総数		男		女	
	人数（人）	構成率（%）	人数（人）	構成率（%）	人数（人）	構成率（%）
産業別総数	12,168	100	6,634	100	5,534	100
第1次産業	1,083	8.90	608	9.16	475	8.58
第2次産業	3,336	27.42	2,418	36.45	918	16.59
第3次産業	7,567	62.19	3,509	52.89	4,058	73.33
分類不能	182	1.50	99	1.49	83	1.50



国宝 仁科神明宮

第2章 予算・決算

◇令和6年度予算

1. 一般会計民生費

当初一般会計予算額 18,538,000 千円 (17,359,000 千円) ※以下 () 内は前年度
 民生費予算額 4,612,781 千円 (4,378,288 千円)
 構成比 24.9 % (25.2%)

令和6年度大町市一般会計予算 (抜粋 歳出当初予算)

款	項	目	予算額 (千円)	構成比 (%)
3. 民生費			4,612,781	100
	1. 社会福祉費		2,645,255	57.3
		1. 社会福祉総務費	345,282	7.5
		2. 障害者福祉費	738,762	16.0
		3. 高齢者福祉費	1,136,774	24.6
		4. 授産所費	34,967	0.8
		5. 国民年金取扱費	22,259	0.5
		6. 福祉医療給付費	234,801	5.1
		7. 地域支援事業費	132,410	2.9
	2. 児童福祉費		1,668,534	36.2
		1. 児童福祉総務費	1,230,854	26.7
		2. 児童施設費	13,836	0.3
		3. 保育所費	423,844	9.2
	3. 生活保護費		298,892	6.5
		1. 生活保護費	298,892	6.5
	4. 災害救助費		100	0.0
		1. 災害救助費	100	0.0

◇令和5年度決算

1. 一般会計民生費

決算額 18,147,839,279 円 (17,704,751,111 円) ※以下 () 内は前年度
 民生費決算額 4,516,602,952 円 (4,573,717,193 円)
 構成比 24.9 % (25.8%)

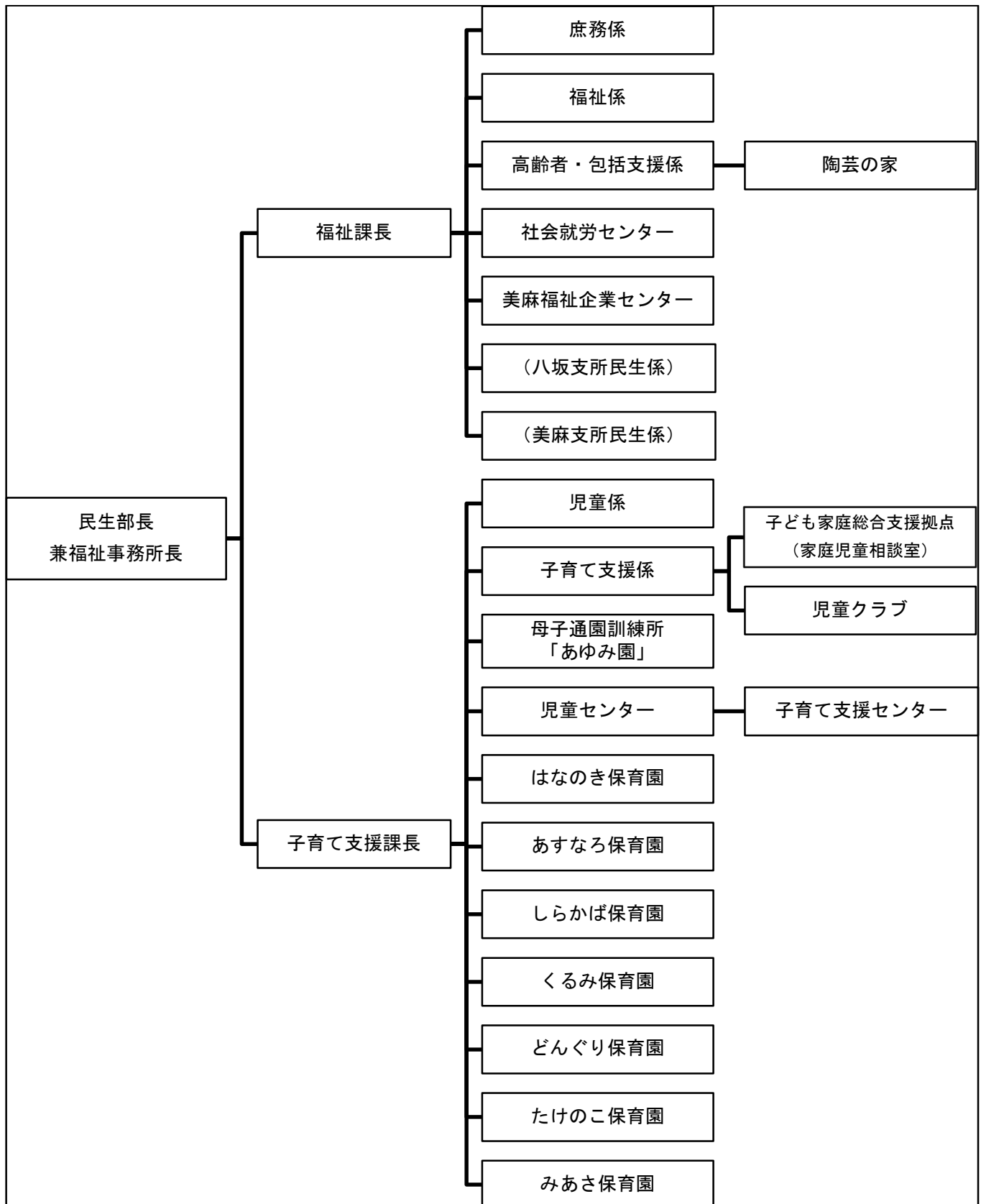
令和5年度大町市一般会計決算

款	項	目	決算額 (円)	構成比 (%)
3. 民生費			4,516,602,952	100
	1. 社会福祉費		2,891,954,077	64.0
		1. 社会福祉総務費	671,333,121	14.9
		2. 障害者福祉費	726,140,760	16.1
		3. 高齢者福祉費	1,094,908,482	24.2
		4. 授産所費	29,103,918	0.6
		5. 国民年金取扱費	21,784,662	0.5
		6. 福祉医療給付費	232,191,138	5.1
		7. 地域支援事業費	116,491,996	2.6
	2. 児童福祉費		1,371,147,480	30.4
		1. 児童福祉総務費	953,509,643	21.1
		2. 児童施設費	12,140,836	0.3
		3. 保育所費	405,497,001	9.0
	3. 生活保護費		253,471,395	5.6
		1. 生活保護費	253,471,395	5.6
	4. 災害救助費		30,000	0.0
		1. 災害救助費	30,000	0.0

第3章 機構及び事務分掌

大町市民生部 福祉課・子育て支援課・(八坂支所・美麻支所) 機構図

(令和6年4月1日現在)



◆ 指定管理施設	大町市総合福祉センター	八坂総合福祉センター
	美麻総合福祉センター	大町市ふれあいプラザ

事務分掌 ()内は会計年度任用職員数 く)内は産休又は育休職員、[]内は派遣職員、いずれも外数

課名	係名	職員数	事務内容
福祉課	庶務係	2	<ol style="list-style-type: none"> 1 民生児童委員に関すること 2 社会福祉審議会に関すること 3 福祉関係基金の運用監理に関すること 4 日赤及び奉仕団に関すること 5 災害援護に関すること 6 旧軍人及び軍族の恩給及び援護に関すること 7 戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること 8 社会福祉法人に関すること 9 行旅死病人の取扱いに関すること 10 法定外の援護に関すること 11 社会福祉関係団体との調整及び指導に関すること 12 総合福祉センターに関すること 13 課内の庶務に関すること
	福祉係	8	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること 2 知的障害者福祉法に関すること 3 身体障害者福祉法に関すること 4 精神保健・精神障害者福祉法に関すること 5 障害者総合支援法に関すること 6 生活困窮者自立支援法に関すること 7 社会福祉関係団体の育成指導に関すること 8 日常生活用具の給付、タクシー券の交付等障がい者の地域生活支援に関すること 9 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること 10 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の規定による支援給付に関すること 11 障がい者福祉の啓発に関すること 12 授産施設に関すること 13 その他要援護者の福祉に関すること
	高齢者・包括支援係	9 (3)	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法に関すること 2 高齢者福祉の企画及び調整に関すること 3 高齢者福祉の増進及び啓発に関すること 4 陶芸の家に関すること 5 ふれあいプラザに関すること 6 シルバー人材センターの指導育成に関すること 7 高齢者の社会参加促進、教養活動及び健康増進に関すること 8 敬老祝賀事業に関すること 9 社会福祉関係団体の育成指導に関すること 9 介護保険に関すること 10 地域包括支援センター運営に関すること 11 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること 12 高齢者の権利擁護、虐待防止に関すること 13 在宅医療・介護連携に関すること 14 生活支援体制整備に関すること 15 地域包括ケアシステムの構築に関すること 16 認知症総合支援に関すること 17 成年後見制度の利用促進に関すること 18 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること
	社会就労センター	(8)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法による家庭授産、施設授産に関すること 2 施設の管理及び運営に関すること
	美麻福祉企業センター	(7)	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法による施設授産に関すること 2 施設の管理及び運営に関すること

課名	係名	職員数	事務内容
子育て支援課	児童係	4 (1) <1>	1 保育所の管理及び運営に関する事 2 保育所等施設整備に関する事 3 保育所の給食及び食育に関する事 4 特定教育・保育施設給付に関する事 5 私立幼稚園及び認定こども園の利用認定に関する事 6 認可外保育施設に関する事 7 病児・病後児保育に関する事
	子育て支援係	5 (24)	1 児童、母子、父子及び寡婦の福祉に関する事 2 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関する事 3 児童遊園地に関する事 4 重度心身障害児童福祉手当に関する事 5 児童センターに関する事 6 児童クラブに関する事 7 社会福祉関係団体の育成指導に関する事 8 母子通園訓練所あゆみ園に関する事 9 子ども・子育て支援事業計画に関する事 10 里親、里子に関する事 11 ドメスティック・バイオレンス及び児童虐待に関する事 12 障がい児福祉に関する事 13 出産祝い金に関する事 14 子育て支援センターに関する事 15 子ども家庭総合支援拠点に関する事 16 家庭児童相談室に関する事 17 女性の福祉に関する事 18 子ども・子育て審議会に関する事 19 療育事業に関する事 20 ファミリー・サポート・センター事業に関する事 21 課内の庶務に関する事
	保育所	39 (75) <6>	1 保育に関する事
	児童センター	1 (3)	1 児童センターに関する事 2 子育て支援センターに関する事 3 ファミリー・サポート・センターに関する事
	課名	係名	職員数
八坂支所	民生係	3 (1)	1 障がい者福祉に係る相談及び申請の受付に関する事 2 高齢者福祉に係る相談及び申請の受付に関する事 3 生活保護に係る相談に関する事 4 児童福祉に係る相談及び申請の受付に関する事 5 戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護の相談に関する事
美麻支所	民生係	2 (2)	6 福祉関係団体に関する事 7 日赤奉仕団分団に関する事 8 地区民生児童委員協議会に関する事 9 介護支援相談の実施に関する事 10 要援護高齢者等の実態把握に関する事

第4章 民生・児童委員

1. 概況

民生児童委員制度は、大正6年5月の岡山県における済世顧問制度、大正7年10月の大阪府の方面委員制度から端を発した制度です。長野県においては大正12年に方面委員制度が発足しました。その後民生委員法・児童福祉法の施行に伴い民生児童委員制度へと変わり、現在に至っています。

活動内容についても、生活保護を中心とした行政の補助機能的な活動から、協力機能的な立場で、地域住民の生活を広範にわたり支援・見守る活動へと変わってきています。

また、生活保護、高齢者福祉、児童福祉等の活動に加え、地域民間福祉の中心メンバーとしての活動も、大きく期待されているところです。

平成12年4月の介護保険法施行を皮切りに、行政による措置から本人の自由選択にもとづく契約による利用制度への移行、地域福祉の充実などを骨格として社会福祉基礎構造改革が進められ、民生児童委員の役割・活動も、地域住民を保護指導するという考え方から、援助を必要とする人が自立した生活を営むことができるよう支援するという姿勢へと変わりました。

平成18年1月1日の市町村合併と同時に、大町市民生児童委員協議会、八坂村民生児童委員協議会及び美麻村民生児童委員協議会が合併し、民生委員の数が67人から86人に増加しましたが、平成22年12月の一斉改選にあたり、民生委員の定数を2人減の84人（民生児童委員76人、主任児童委員8人）としました。

なお、現委員の任期は、令和7年11月30日までとなります。

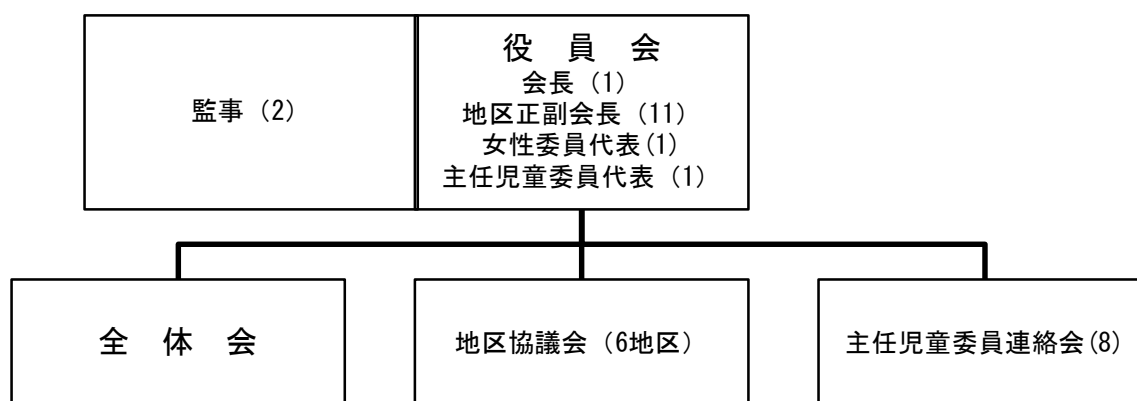
民生・児童委員数

民生児童委員定数		地区会長	協議会数（法定）
区域担当委員	主任児童委員		
76名	8名	6名	6

◆協議会の活動

民生委員法第20条の規定による協議会活動については、次の機構図により活動しています。

大町市民生児童委員協議会組織及び機構



民児協別民生・児童委員数

法定単位民児協会名	区域担当民生児童委員定数	主任児童委員定数
大町地区民生児童委員協議会	34人	2人
平地区民生児童委員協議会	11人	2人
常盤地区民生児童委員協議会	12人	1人
社地区民生児童委員協議会	5人	1人
八坂地区民生児童委員協議会	7人	1人
美麻地区民生児童委員協議会	7人	1人
計	76人	8人

大町市民生児童委員担当地域（民生児童委員名簿）

令和6年9月1日現在

No.	氏名	担当地区
大町地区		
1	武居 英文	三日町、北山田町、居谷里
2	勝野 春美	俵町(1)、
3	北澤 智美	俵町(2)、俵町(3)の一部
4	伊東 正明	俵町(4)、俵町(5)の一部
5	中澤 先美	俵町(5)
6	田中 守	東中原町、不二塚町
7	北村 多嘉子	大黒町(1)、大黒町(2)、大黒町(3)
8	古畑 文子	大黒町(4)、大黒町(5)
9	合津 光恵	相生町
10	塩入 優子	九日町
11	小林 澄枝	六九町
12	諏訪 紀子	八日町、上仲町、下仲町
13	安藤 茂智	神栄町(3)、神栄町(4)
14	因幡 麗子	神栄町(1)、神栄町(2)
15	伊藤 恭子	五日町
16	江端 富男	旭町、光明町
17	北澤 恵一郎	仁科町、日の出町
18	芳村 英二	高見町、東若宮町
19	武居 美智子	南原町
20	高木 直子	堀六日町
21	宮川 彰彦	中原町
22	引間 章夫	下白塩町、東町、名店街、山田町
23	松山 明正	白塩町
24		大原町
25	小林 百合子	栄町
26	市川 光弘	若原町、大原2号団地
27	荒井 賢二	宮田町
28	浅野 久美子	幸町、和町
29	平林 由美子	北原町
30	荒井 信子	十日町
31	倉科 孝志	高根町
32	高見 伴恵	大新田町16～34組
33	林 和良	大新田町1～15組、昭電社宅、西若宮町、若宮町
34	吉澤 益暢	桜田町
平地地区		
35	西山 徳次	青木、加蔵、中綱、築場、エビスマ
36	北澤 要	西海の口、東海の口
37	傘木 宏夫	森、稲尾、山崎、外堀、塩の原
38		仁科郷、木崎、白樺
39		西原、新郷
40	橋井 弘治	借馬
41	栗林 一雄	二ツ屋、源汲、中花見、鹿島
42	花澤 俊男	野口(上手、大出、北条屋敷)、花見
43	工藤 順子	野口(本村、新屋、中村、久保)秋葉林
44		上原、高瀬分譲地、高瀬入、日向山温泉郷
45		借馬団地

No.	氏名	担当地区
常盤地区		
46	倉科 昭二	西山
47	西牧 俊郎	西山住宅、南住宅
48	清水 香代子	須沼
49	市村 孝志	下一(西)
50	山崎 和美	下一(東)
51	中山 江利子	清水(小海戸、大久保)
52	川上 浄明	清水(長畑、大崎、中ノ原、寺海戸、中村、神明原、原村)
53	奥原 久人	泉
54	清水 健次	上一(西村、西松原一部)
55	川上 肇	上一(本村、松原一部、西松原一部)
56	降旗 千明	上一(松原一部、東松原)、松原団地
57	降旗 良典	上一(高瀬)、上一住宅
社地区		
58	矢口 博文	宮本
59	横山 浩司	閨田、曾根原、雇用促進住宅
60	竹内 久美子	山下、社団地
61	原 幸一	館の内
62	降旗 寛次	松崎
八坂地区		
63	秋谷 繁雄	相川、大平、藤尾、明野
64	越山 英利	梨平、矢下、笹尾
65	北澤 恵津子	横瀬、塩の貝、菖蒲、石原、満仲、菅の窪、小松尾
66	田中 照幸	押の田、切久保、曾山、宮の尾
67	松井 一美	一の瀬、大塚、小菅、長畑
68	吉家 眞由美	布宮、池の平、野平北・中・南、地志原、二滝
69	今溝 敬子	舟場、栃沢、上箆
美麻地区		
70	大西 眞千子	大塩(南村、日蔭川下、中の貝、峰、高地)
71	高木 千枝	大塩(中村、中村団地、北村、西平)
72	佐藤 京子	二重
73	酒井 孝芳	新行
74	北沢 孝一	青具(袖、川手、峠、塩の川、向山、米山、旭団地、一字田、池の平)
75	伊藤 賢市	青具(藤、矢地由久保、花尾、万中、片岡、奈良尾、矢久)
76	清水 一弘	千見
主任児童委員		
77	小林 美登里	旧第一中学校通学区(平地区除く)
78	北澤 文子	旧仁科台中学校通学区(常盤、社地区除く)
79	丸山 節子	平地区全域
80	宮野 典夫	平地区全域
81	庭野 雄三	常盤地区全域
82	平林 久保	社地区全域
83	塚田 睦子	八坂地区全域
84	宮沢 雄一	美麻地区全域

2. 民生・児童委員の活動状況

各民生・児童委員の活動は、次の表のような状況です。

		内容別相談・支援件数														
		在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子ども学校生活・子どもの教育	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
件数	H26年度	374	102	298	411	130	296	85	79	40	81	194	270	1,365	990	4,715
	H27年度	405	60	162	326	129	249	90	12	84	59	66	231	763	1,131	3,767
	H28年度	471	92	155	247	179	221	68	22	76	55	42	183	862	992	3,665
	H29年度	311	96	173	300	238	155	44	24	69	158	61	78	490	951	3,148
	H30年度	368	57	456	309	211	196	15	2	70	101	33	104	774	1,317	4,013
	R元年度	245	32	73	280	151	127	25	4	9	52	40	131	722	1,252	3,143
	R2年度	59	75	159	301	99	113	21	4	6	39	24	94	583	859	2,433
	R3年度	216	43	261	292	101	121	14	4	8	38	40	128	583	784	2,633
	R4年度	67	24	164	161	114	99	19	8	8	23	27	88	547	889	2,238
	R5年度	113	25	71	101	49	125	8	2	2	62	18	75	242	544	1,437

		分野別相談・支援件数					その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		高齢者	障害者	子ども	その他	計	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明(調査・確認等)事務	要保護児童の発見の通告・仲介	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
件数	H26年度	2,934	286	868	627	4,715	7,776	3,545	2,615	1,878	578	32	13,377	4,803	4,230	3,251	14,361
	H27年度	2,392	253	699	423	3,767	6,560	3,423	2,256	1,445	449	2	10,939	4,488	3,484	2,632	12,562
	H28年度	2,447	257	668	293	3,665	6,409	3,073	2,244	1,475	658	42	11,337	4,940	2,994	2,594	12,001
	H29年度	1,975	87	772	314	3,148	5,708	2,816	2,394	1,227	437	12	9,191	4,006	2,867	1,933	11,188
	H30年度	2,787	116	749	361	4,013	5,658	2,825	2,384	1,340	519	12	8,682	3,865	2,904	2,075	11,249
	R元年度	2,004	70	621	448	3,143	5,235	2,374	1,828	1,142	400	33	8,650	3,798	2,885	2,013	9,623
	R2年度	1,302	96	567	468	2,433	3,608	1,135	999	823	427	11	7,116	2,933	2,353	1,706	7,452
	R3年度	1,664	68	526	375	2,633	3,239	1,453	1,163	812	484	11	6,875	3,427	2,309	1,791	7,872
	R4年度	1,423	52	384	379	2,238	3,000	1,372	991	739	406	4	5,874	3,146	2,255	1,456	6,768
	R5年度	865	59	274	239	1,437	2,757	1,537	950	638	134	21	5,127	2,814	1,933	1,425	6,217

第5章 公的扶助

1.生活保護制度

公的扶助の中核的制度である。現行生活保護法(昭和25年5月に制定)は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

法の基本的原理として国民が等しく理解し、遵守しなければならない3つの原理が定められています。

「最低生活の原理」は、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものと規定されており、千差万別である国民の生活に即応するため、年齢、世帯人員、地域等によってきめ細かな基準を国が定めています。

「無差別平等の原理」は、すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、生活困窮に陥った原因に関係なく、この法律による保護を無差別平等に受けることができるというものです。

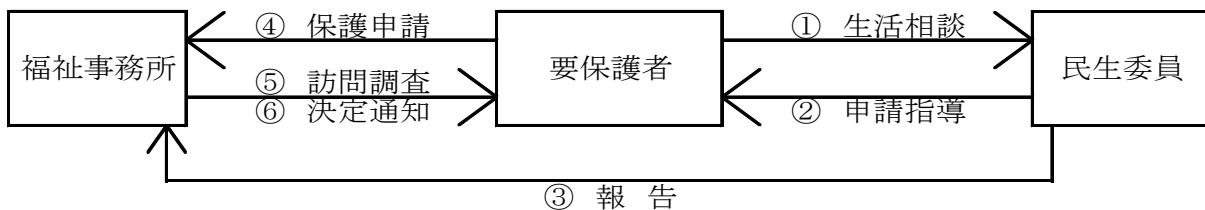
最後に、「補足性の原理」は、各自が資産、能力、扶養等のあらゆるものを活用してもなお最低生活が営めないときのみ保護されるものであり、この法の根幹をなしています。資産活用の例としては、最低生活の維持のために活用されていない動産、不動産は売却して生活費に充てていただきます。

能力の活用としては、現実に働く能力があり、その能力を活用できると考えられる職場があるのに、どうしても働こうとしない方は保護を受けることができませんし、他の公的貸付制度などの貸付を受ければ、生活を営むことができる場合には、まず、その貸付を受けて、自分の力で生活が維持できるよう努力することが必要です。

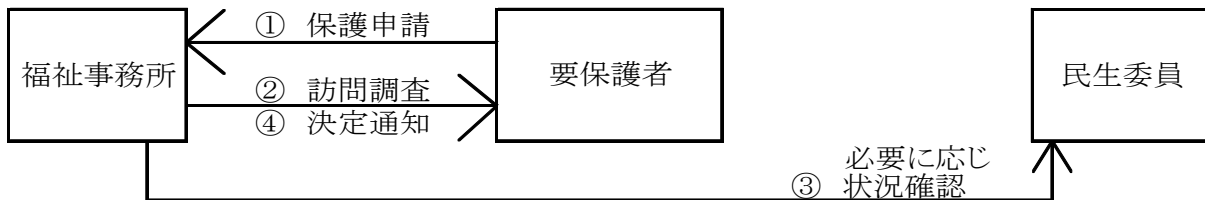
また、この制度は、民法に規定されている扶養義務の履行を保護に優先させることとしています。この援助を受けてもなおかつ生活に困る場合に、はじめて保護が行われるということになっています。

生活保護の申請事例

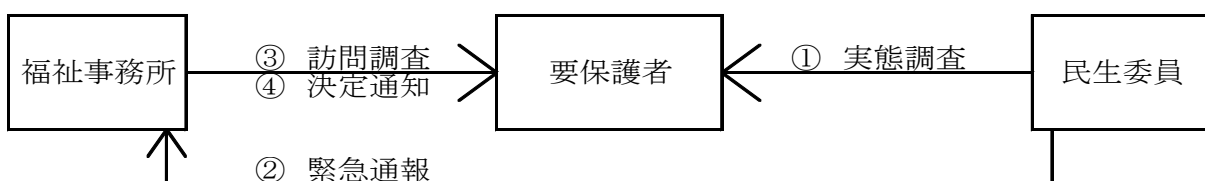
ア 民生委員に相談する例



イ 福祉事務所へ申請する例



ウ 急迫した状況の場合



2.生活保護の動向

被保護世帯及び人員等の動向は社会情勢や経済状況等の影響を受け、特に、経済の好不況や雇用情勢により大きく変動します。国の経済の発展とともに被保護世帯数は全国的には大幅に減少していましたが、平成20年以降世界的な経済情勢の悪化により、派遣切りなど全国的に離職者が増加し、生活保護申請者も急増しました。

国の生活保護受給者は、令和6年3月末で201万人(前年同期比0.8%減)、保護率は16.3‰(千分率)と前年同期からはほぼ変動なく推移しています。

大町市の保護動向をみると昭和50年度には保護率9.9‰であったものが年々減少し、平成9年度には2.5‰となりました。その後増加傾向に転じ、平成18年度以降4‰台を推移していましたが、平成22年3月以降急上昇し、令和6年3月の被保護世帯数は105世帯、被保護人員は127人となっています。保護率は4.9‰で、県下28福祉事務所中7番目(昨年同位)という状況です。

当市では傷病者、障がい者、また高齢者雇用の厳しさを反映した生活相談は一定の数値で推移しており、社会構造の変化に伴う核家族化・家族関係の希薄化が進み、家族からの経済的な支援が得られないという状況が見られるようになってきました。また人口減少、高齢化に伴い8050問題や社会と一時的に関わりを持つことが出来なかった若中年層の相談が少なくなく、保護申請も例年よりも増加傾向です。

令和6年4月の被保護世帯状況について、類型別では、高齢者世帯が63世帯(60.6%)、傷病障がい者世帯が23世帯(22.1%)、母子世帯が5世帯(4.8%)、その他世帯が13世帯(12.5%)でした。うち、働いている者のいない世帯が88世帯(84.6%)となっています。

有効求人倍率は概ね順調に推移していますが、就労が可能なその他世帯は昨年度並みに推移しており、就労が可能な者への就労支援による自立促進が重要な課題となっています。

生活困窮者自立支援法が制定され平成27年4月より生活困窮者への支援制度が始まっており、経済的困窮のほか、就労、心身、住まい、子どもの学習等複雑で多様化する世帯が抱える課題に対し、専門機関と連携し、課題解決に向けた支援を行っています。

扶助別世帯・人員・保護率の状況(各年度4月の状況)

(単位:人)

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		保護率(‰)
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
R元	107	127	88	107	72	91	3	6	16	16	94	112	0	0	1	2	0	0	4.7
R2	99	114	82	95	65	77	1	1	18	18	85	94	0	0	1	2	0	0	4.2
R3	88	106	71	88	59	72	2	3	20	21	80	89	0	0	1	1	0	0	4.0
R4	96	115	79	95	60	73	2	3	21	22	83	94	0	0	3	3	0	0	4.3
R5	100	118	83	97	67	80	1	1	19	20	85	98	0	0	2	2	0	0	4.5

類型別世帯数(各年度4月の状況)

(単位:世帯数)

年度	総数	世帯の状況			
		高齢者世帯	傷病障害者世帯	母子世帯	その他
R元	107 (88)	65 (62)	25 (19)	2 (0)	15 (7)
R2	99 (84)	66 (63)	20 (15)	2 (1)	11 (5)
R3	88 (78)	62 (60)	11 (9)	4 (3)	11 (8)
R4	96 (81)	68 (64)	14 (9)	3 (2)	11 (6)
R5	100 (83)	65 (59)	18 (12)	3 (2)	14 (10)

注()内は、働いている者が全くない世帯を再掲した数。

年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他の扶助	施設事務費	総額
30	53,538	16,770	734	2,464	117,309	284	62,879	253,978
R元	47,062	15,179	365	2,152	159,575	274	59,730	284,337
R2	39,532	12,415	128	1,928	111,555	152	64,650	230,360
R3	41,652	12,737	363	2,403	96,653	234	59,528	213,570
R4	44,889	14,852	538	1,767	103,584	797	55,332	221,759
R5	48,586	16,168	399	1,827	93,257	607	55,929	216,773

3.生活保護施設

生活保護法に基づく保護施設として、救護施設、更正施設、授産施設等があり、大町市には救護施設が設置されています。

(1) 救護施設

救護施設は、身体上、または精神上著しい障がいがあるため自立して日常生活が営めない要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的とする施設であり、大町市には「れんげ荘」(定員 70 名)があります。当市からの救護施設への入所状況は下表のとおりです。

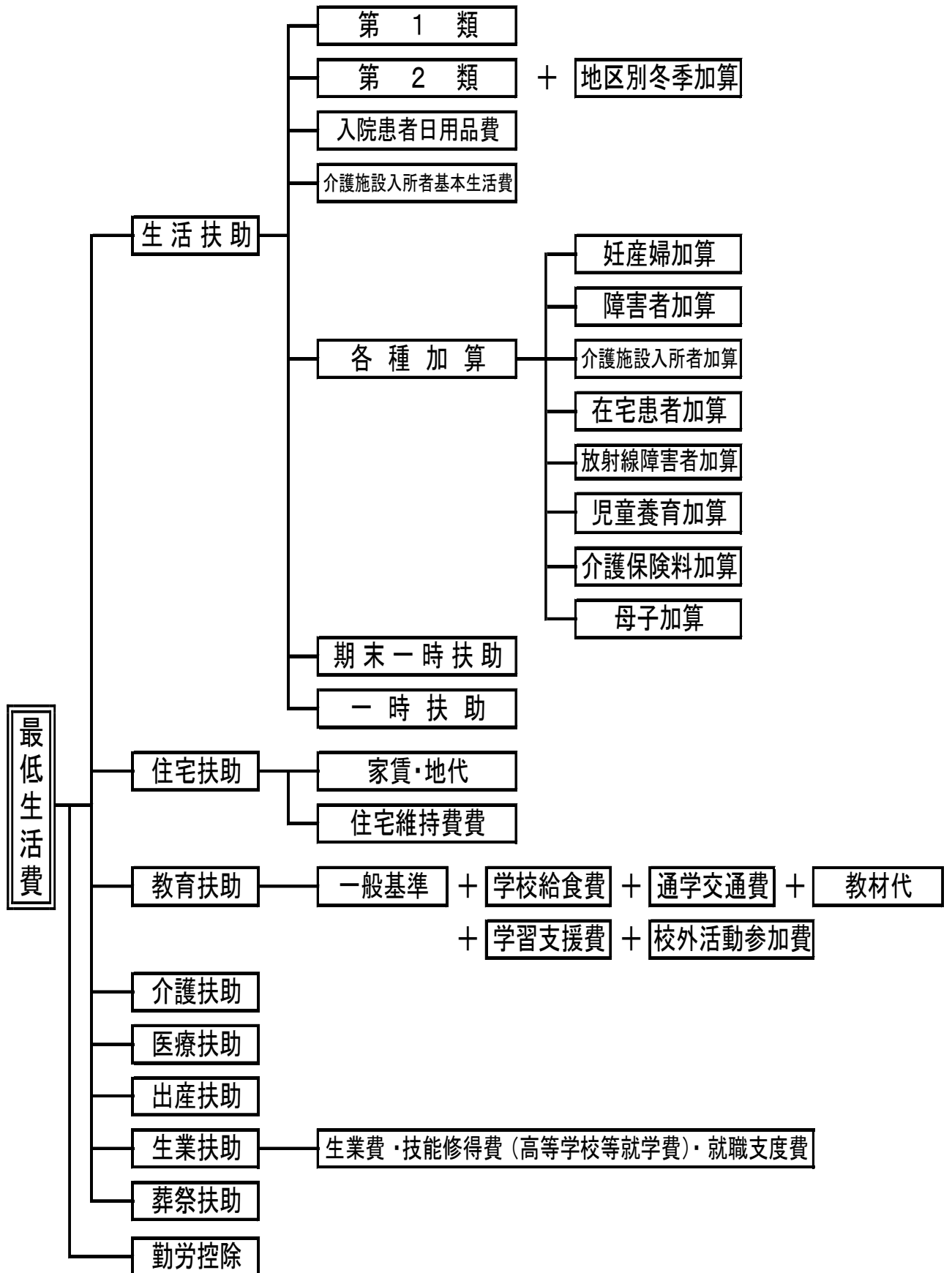
救護施設入所者の状況 (各年度 4 月 1 日現在)

(単位:人)

施設名 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5
れんげ荘(大町市)	12	12	9	10	10
旭 寮(長野市)	2	2	2	1	1
計	14	14	11	11	11

4.生活困窮者自立支援法に基づく事業

事業名 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
自立相談支援 (計画作成数)	28	49	33	17	13
〃 (新規相談受付数)	44	107	76	52	29
住居確保給付金 (相談世帯数)	1	9	7	0	2
一時生活支援 (利用者数)	1	1	0	2	0
子どもの学習支援 (実人数)	0	0	0	0	0
就労準備支援 (実人数)	0	0	0	0	0



第6章 障がい者の福祉

1.障がい者福祉の理念

障がい者に対する福祉は、障がいのある方も障がいのない方も同じ地域社会で共に暮らしていくというノーマライゼーションの理念と障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すというインクルージョンの理念を目指しています。そのためには、施設入所から自身が住みたい場所で暮らすための生活支援と自立に向けたサービス内容の充実が重要となっています。

平成 15 年度には、従来の措置制度に替り「支援費制度」が開始され、障がい者が自らサービスを選択し、サービス提供者と対等な立場で契約を結び、サービスを利用する制度となり、平成 18 年 10 月には、「障害者自立支援法」が完全施行され、身体・知的・精神の三障がい別々に実施されていたサービスが一元化されるなど障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。その後、平成 22 年 12 月の相談支援体制強化や発達障がい者を障がいに加える等の障害者自立支援法の一部改正をはじめ、平成 23 年 7 月の「改正障害者基本法」成立、平成 24 年 4 月の「児童福祉法」改正、10 月の「障害者虐待防止法」施行と次々と法律の整備が行われ、平成 25 年 4 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行し、障がい者の人権を尊重し、自立と社会参加を促進するための法整備が進展しました。平成 28 年 4 月には障害者基本法で定められた、障がいを理由とした差別の禁止の原則を具体化するための障害者差別解消法が施行され、令和 6 年 4 月には同法の一部が改正され、障害者に対する合理的配慮について事業者にも義務付けが行われました。

長野県においては令和4年4月から「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」(障がい者共生条例)が施行され、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合い、安心して暮せる社会を目指しています。

2.身体障がい者の実態

当市の身体障がい者数は、令和 6 年 3 月 31 日現在、1,265 人であり、これは人口 1,000 人に対して 49.61 人となっています。

身体障がい者とは、身体障害者手帳の交付を受けた人であり、身体に一定程度以上の永続する障がいがある人をいいます。障がいの程度は1・2級(重度)、3・4級(中度)、5・6級(軽度)に分類されます。これらの人を原因別に見ると後天的疾患による場合が最も多く、中でもわが国の死因の多くを占める脳血管障害は、生存者の2人に1人が後遺症として半身麻痺を起こしています。また、身体障がい者の重度化・高齢化・重複化の傾向が顕著となっています。

3.知的障がい者の実態

当市における知的障がい者数は、令和 6 年 3 月 31 日現在施設入所されている方を含め 319 人であり、これは人口 1,000 人に対して 12.5 人となっています。

知的障がいとは、精神の発達が恒久的に遅滞し、身の処置、社会生活などの適応が困難な方であり、その程度は知能指数(IQ)として表されます。それにより、重度(IQ35以下)、中度(IQ36~50)、軽度(IQ51~75)と分類され、本人または保護者の申請により療育手帳が交付されます。

療育手帳の程度では、重度と中度が 179 名おり 56.1%を占めています。

4.精神障がい者の実態

精神障がいとは、精神疾患を有する者で長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方であり、本人または保護者の申請により障害者手帳が交付されます。その程度は、1級、2級、3級に分類されます。令和 6 年 3 月 31 日現在の当市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は 401 人で、これは人口 1,000 人に対して 15.7 人となっています。また、通院による精神疾患の医療を必要とする方が、その医療費に対する公費負担を受けるための自立支援医療(精神通院医療)受給者証の所持者は 606 人で、これは人口 1,000 人に対して 23.3 人となっています。手帳と受給者証の両方あるいはどちらかを所持している方の数は 650 人で、当市の人口 25,495 人に対して 2.5%を占め、人口 1,000 人に対し 25.5 人となっています。うつ傾向等で精神治療を必要とする方が年々増加傾向にあります。

身体障がい者障がい別・等級別数(令和6年3月31日現在)

(単位:人)

障害区分 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	26	21	6	10	8	2	73
聴覚障害		11	11	18		63	103
ろうあ	0	3					3
平衡機能障害			1		0		1
音声言語機能障害			2	5			7
そしゃく機能障害			0	2			2
心臓機能障害	152		47	36			235
じん臓機能障害	79		4	0			83
肝臓機能障害	3	0	0	0			3
呼吸器機能障害	8		22	11			41
ぼうこう・直腸機能障害	0		1	59			60
小腸機能障害	0		0	1			1
免疫機能障害	0	2	0	1			3
体幹機能障害	31	44	25		7		107
上肢切断	0	1	7	5	3	3	19
上肢機能障害	9	60	34	33	11	10	157
下肢切断	0	0	8	4	1	0	13
下肢機能障害	11	10	98	159	59	17	354
計	319	152	266	344	89	95	1,265

等級別身体障がい者数の推移(各年度末現在)

(単位:人)

年度 \ 区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1級	367	366	354	332	319
2級	190	176	172	161	152
3級	289	283	278	277	266
4級	419	390	372	360	344
5級	106	102	100	96	89
6級	95	94	98	95	95
計	1,466	1,411	1,374	1,321	1,265

原因別・身体障がい者数(令和6年3月31日現在)

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	比率(%)
交通事故		6		2		6	14	1.1%
労働災害		4		17		12	33	2.6%
その他の事故		6		8		7	21	1.7%
戦傷・戦病		0		0		0	0	0.0%
戦災		0		0		0	0	0.0%
先天的疾患		44		35		19	98	7.7%
後天的疾患		411		548		140	1,099	86.9%
計		471		610		184	1,265	100.0

療育手帳所持者数(令和6年3月31日現在)

(単位:人)

区分	18歳未満	18歳以上	合計	比率%
重度(A1)	6	71	77	24.1
中度(A2,B1)	13	89	102	32.0
軽度(B2)	33	107	140	43.9
計	52	267	319	100.0

療育手帳所持者の推移(各年度末現在)

(単位:人)

区分 \ 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
A 1	90	87	80	76	77
A 2	9	9	9	7	9
B 1	89	88	92	89	93
B 2	129	130	128	133	140
計	317	314	309	305	319

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(各年度末現在)

(単位:人)

区分 \ 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1級	233	223	225	216	233
2級	133	129	138	132	150
3級	16	13	13	15	18
計	382	365	376	363	401

自立支援医療(精神通院)受給者数(令和6年3月31日現在)

(単位:人)

A自立支援医療受給者数	Bうち精神障害者保健福祉手帳所持者数	A - B
606	401	205

区分		年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		件数	金額					
更生医療	件数	94	64	56	41	46		
	金額	7,885	5,078	4,664	1,457	3,944		
育成医療	件数	9	7	4	4	1		
	金額	106	15	20	7	81		
補装具	交付	件数	44	27	36	27	34	
		金額	4,118	3,839	3,613	4,476	4,180	
	修理	件数	30	35	20	26	19	
		金額	807	1,114	1,137	800	750	
	合計	件数	74	62	56	53	53	
		金額	4,925	4,953	4,750	5,276	4,930	
日常生活用具	件数	315	330	316	328	313		
	金額	8,703	8,395	8,057	7,893	8,110		

注) ・更生医療とは、身体障がい者の障がいを軽減もしくは、取り除くための医療給付をいう。

(医科 50 件 調剤 10 件)

・育成医療とは、18 歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるが、手術等の治療で障害の改善が期待出来る子供に対して行う、医療給付をいう。(医科 1 件 調剤 0 件)

・補装具とは、身体障がい者(児)の障がいを補って日常生活や職業生活をし易くするための用具の交付・修理をいう。(補装具の種類…義肢・装具・義眼・補聴器・車いす・杖など)

・日常生活用具とは、在宅の障がい者(児)に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付(貸与)をいう。

(日常生活用具の種類…ストマ(蓄便袋・蓄尿袋)・拡大読書器・特殊寝台・特殊マット・障害者向けパソコン・住宅改修・紙おむつ(身体障がい児に限り必要と認めるもの) など)

障がい者支援施設入所状況(各年度末現在)

(単位:人)

施設名	所在地	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
白樺の家	池田町	3	3	3	3	4
穂高悠生寮	安曇野市	5	4	4	4	4
アルプス学園	安曇野市	3	3	3	3	2
幸泉園	安曇野市	3	2	2	2	1
第二明星学園	飯田市	2	1	1	0	1
南原苑	飯田市	1	1	1	1	1
西駒郷	駒ヶ根市	0	0	0	0	0
臼田学園	佐久市	1	1	1	1	0
すわ湖のほとり	諏訪市	2	1	1	1	1
稲荷山太陽の園	千曲市	3	3	3	2	2
長野市ひかり学園	長野市	2	2	2	2	2
ワークサポート篠ノ井	長野市	1	1	1	1	1
県立総合リハビリテーションセンター	長野市	0	0	0	0	0
あい・アドバンス今井	松本市	1	1	1	1	1
四賀アイアイ	松本市	1	1	1	1	1
梓荘	松本市	3	2	2	1	1
ささらの里	松本市	1	1	1	0	0
桐花園	群馬県桐生市	1	1	1	1	1
須坂悠生寮	須坂市	0	1	1	1	1
親愛の里 松川	松川町	0	0	0	0	1
計		33	28	29	25	25

グループホームの利用状況(各年度末現在)

(単位:人)

事業所名	所在地	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
共同生活てとと (なかまと)	大町市	4	4	4	5	4
NPO法人えべや大町	大町市	7	8	8	9	7
有限会社とざわ (マイハート)	大町市	7	7	8	7	6
がんばりやさんケアホーム(俵町・大町)	大町市	7	7	8	6	5
なないろ(常盤・北細野)	大町市	6	6	5	5	5
白樺の家グループホーム (鷺山・楓の家)	池田町	2	2	2	2	2
そよかぜ荘	松川村	0	1	1	2	2
アルプス福祉会 (ことぶきの家)	松本市	1	1	1	1	1
中信社会福祉協会 (やまぶき・いっきゅう)	松本市	2	2	2	2	2
ぽっかぽっか ことぶき	松本市	0	1	1	1	1
NPO法人城山の会 (パインフィールド)	松本市	1	1	1	1	1
長野県社会福祉事業団 (松本ひよこ)	松本市	1	1	1	1	1
みんなの家	松本市	0	0	0	2	2
エルサポートパノラマ (ポノ)	松本市	0	0	0	1	1
城西医療財団 (メンタルホーム)	松本市	1	1	1	0	0
城西医療財団 (小倉ホーム)	安曇野市	0	0	0	1	1
アルプス学園 (コスモスハウス・虹のふもと)	安曇野市	2	2	2	2	2
NPO法人あづみ野 (赤とんぼ・月の樹)	安曇野市	2	2	2	2	2
にじいろ	安曇野市	1	1	1	1	1
ナイスプラザわすれな草	安曇野市	1	1	1	1	1
NPO法人さくら会	長野市	1	1	1	1	1
社会福祉法人 森と木(マン浅川B)	長野市	1	1	1	1	1
須坂悠生寮	須坂市	1	0	0	0	0
五十鈴の家 (りんどう信濃会)	駒ヶ根市	1	1	1	1	1
ほっとワークス	箕輪町	1	1	1	0	0
コーポヘルメス・宮坂	松川町	1	1	1	1	0
浅間学園 からまつ	軽井沢町	1	1	1	1	1
NPO法人フルサポート塩尻 (蛍の家)	軽井沢町	1	1	1	1	1
合同会社ひまわり企画 (ラフォンデ2)	愛知県名古屋	1	0	0	0	1
計		54	55	56	58	53

障がい者の在宅福祉サービス等

制度の名称	内 容	備 考 (年度別実績)
自立支援(更生)医療	臨床症状が消退し、その障がい者が永続する人に対し、身体上の障がいを軽減もしくは、取り除くための医療に対して医療費を給付します。	18 ページ参照
自立支援(育成)医療	18 歳未満で体に障害や病気があり、放置すると将来体に障害が残る可能性があるが、手術等の治療で障害の改善が期待出来る子供に対して、医療費を給付。 ※H25 年度より開始	18 ページ参照
補装具の交付(修理)	身体の障がいを補って日常生活や職業生活をし易くするための用具を給付(交付・修理)します。	18 ページ参照
日常生活用具の給付(貸与)	障がい者(児)に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付(貸与)します。	18 ページ参照
ホームヘルプサービス	障がいのため、日常生活を営むことに支障がある者に対してヘルパーを派遣し、身体介護や家事などの援助を行います。	利用決定者 29 人 利用者延べ 339 人 (R5 末)
ショートステイ	障がい者(児)の介護者が、一時的に家庭で介護できない場合に、施設等で一定期間当該障がい者(児)を介護します。	利用決定者 39 人 利用者延べ 132 人 (R5 末)
就労継続(移行)支援事業	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	利用決定者 169 人 利用者延べ 1,794 人 (R5 末)
生活介護事業	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	利用決定者 80 人 利用者延べ 972 人 (R5 末)
地域活動支援センター	障がい者が通所して創作活動、機能訓練、日常生活訓練、入浴サービス等を行います。	利用決定者 58 人 利用者延べ 586 人 (R5 末)
グループホーム	グループホームは、地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に対し、主として夜間の日常生活上の援助のほか、入浴、排せつ、食事等の介助や家事、相談及び助言等日常生活上の支援を行います。	20 ページ参照
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者(児)に対し、市が登録した事業者が外出時の介助を行い、地域での自立生活と社会参加を促進します。	利用事業所数 4 か所 登録事業所数 19 か所 実利用者 47 人 利用時間延べ 215 時間 (R5 末)
タイムケア事業	障がい者が、家庭での介護が困難なときに、市が登録した事業者や家族の知人に一時的に介護を依頼できます。	実利用者 8 人 利用時間延べ 1,661 時間 (R5 末)
日中一時支援給付事業	日中、障がい者を介護する家族が就労や一時的な休息が必要なとき、市が登録した事業者等に依頼すると介護など必要な支援が受けられます。	利用事業所数 6 か所 登録事業所数 21 か所 実利用者 49 人 利用回数延べ 2,132 回 (R5 末)

制度の名称	内 容	備 考 (年度別実績)
特別障害者手当等	<p>○特別障害者手当(月額 27,350 円 R3. 3 月まで) (月額 27,300 円 R5. 3 月まで) (月額 27,980 円 R4. 4 月から)</p> <p>20 才以上で、身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する状況にあり、かつ施設入所又は、病院等への入院が3ヵ月以上にならない方に支給します。</p> <p>○障害児福祉手当(月額 14,850 円 R5. 3 月まで) (月額 15,220 円 R5. 4 月から)</p> <p>20 才未満の児童で、身体又は精神に重度の障がいがあるため・日常生活において常時介護を要する状況にあり、かつ施設入所していない児童に支給します。</p> <p>○福祉手当(経過措置)</p> <p>昭和 61 年 3 月 31 日において、20 才以上の福祉手当受給者であって、61 年 4 月 1 日以降において障害基礎年金および、特別障害者手当等いずれにも対象とならない者に支給する。 (それぞれ受給者又は扶養親族等の所得により支給が受けられない場合があります。)</p>	<p>(令和 5 年度 受給対象者) 対象者 33 人 延べ 405 人支給 ※新規認定・再開 3 名 死亡による喪失者 3 名 入所・長期入院者 0 名 所得制限該当による停止者 1 名</p> <p>(令和 5 年度 受給対象者) 対象者 5 人 延べ 59 人支給 ※新規認定 1 名 年齢到達による喪失者 0 名 非該当判定による喪失者 0 名 転出による喪失者 0 名</p> <p>(令和 5 年度 受給対象者) 対象者 0 人 各手当支給年 4 回 支給月：5 月・8 月・11 月・2 月</p>
重度心身障害者介護者慰労金	<p>重度心身障がい者(特別障害者手当の受給者及びこれと同程度以上の障害を有する者のうち 3 才以上で常時特別な介護を必要とする者)を介護している者に慰労金を支給します。(年額 100,000 円)</p>	<p>支給者 18 人 (R5 年度 受給者)</p>
障害者住宅等整備事業	<p>身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、トイレ、洗面所等を整備改善する場合に補助します。(所得制限あり) 限度額: 630,000 円</p>	<p>補助件数 0 件 (R5 年度 助成数)</p>
訪問入浴サービス	<p>家庭の入浴設備では入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、訪問入浴車による入浴を提供します。</p>	<p>実利用者 2 人 利用回数延べ 109 回 (R5 年度 利用数)</p>
身体障害者用自動車改造等助成事業	<p>身体障がい者が自動車を自ら運転するための改造に要する経費又は自動車運転免許を取得するために必要となる経費を扶助します。(限度額 100,000 円)</p>	<p>対象件数 2 件 (R5 年度 助成数)</p>
心身障害者扶養共済掛金補給金	<p>長野県心身障害者扶養共済制度に加入する方のうち、所得の状況等により共済掛金の一部(30%)を補給します。</p>	<p>掛金補給対象者 0 人 (R5 年度末)</p>
福祉タクシー乗車券交付	<p>内部・上肢 1・2 級、視覚・下肢・体幹 1～3 級の身体障がい者及び知的障がい者に年間 24 枚のタクシー乗車券を交付します。(人工透析を受けている場合は年間 48 枚)</p>	<p>交付者 140 人 使用枚数 2,400 枚 (R5 年度)</p>
手話通訳・要約筆記者派遣	<p>聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするための手話通訳・要約筆記者を派遣します。</p>	<p>派遣回数 1 件 (R5 年度末)</p>

制度の名称	内 容	備 考 (年度別実績)		
自立支援(精神通院)医療	精神科の病気で通院する際に要する費用のうち、医療保険各法で負担されない部分を公費負担します。自己負担は原則1割です。	所得と病気の状況により1ヶ月の負担上限額が設けられています。		
鉄道運賃の割引	次のとおり割引されます。(手帳の呈示が必要)			
	区分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	普通乗車券 定期 〃 回数 〃 急行券	5割	距離制限なし (介護者も同一) ※第1種知的障がい者が単独で乗車の場合には、片道100kmを超えるときのみ5割引
	第2種身体障がい者 第2種知的障がい者	普通乗車券	5割	片道 100kmをこえる区間
	12才未満の第2種身体障がい児と介護者	定期乗車券	5割	介護者の定期券のみ
	12才未満の第2種知的障がい児と介護者	定期乗車券	5割	介護者の定期券のみ
航空運賃の割引	次の場合に割引されます。(手帳の呈示が必要) ○12才以上の第1種身体障がい者及び第1種知的障がい者が介護者と、または単独で乗る場合 ○12才以上の第2種身体障がい者又は第2種知的障がい者が単独で乗る場合	割引率は 航空会社が国内路線ごとに設定		
有料道路通行料金	次の場合に割引されます。 (あらかじめ市窓口での手続きが必要) ○身体障がい者が自ら運転する場合 ○第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者の介護者が運転する場合	割引率:50%以内		
NHK放送受信料の減免	1 障害者手帳を持っている方の世帯で、世帯全員が市民税非課税世帯 2 世帯主が視覚、聴覚障がい者の世帯 3 世帯主が重度の障がい者の世帯	1は全額免除 2、3は半額免除		
その他	1 税金の減免(自動車税など) 2 生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) 3 福祉センター 浴場及び上原の湯入浴料の減免 4 心身障害者雇用促進事業 5 知的障害者介護用品引換券交付 6 重度心身障害者ふとんクリーニング事業 7 心身障害者就職祝金事業 8 盲人テープ図書設置事業 9 通所通園等推進事業 10 心身障害児施設帰省時等交通費扶助 11 障害年金制度 12 介護人派遣(雪かき等) 13 除雪費支給 14 緊急宿泊支援事業 15 相談支援事業(社会福祉協議会) 16 地域福祉権利擁護事業(社会福祉協議会) 17 障害者余暇活動支援事業 18 心身障害者医療費特別給付事業(福祉医療)	(R5年度実績) 5: 対象者 5人 8: 朗読グループかつこう 50千円 12: 利用者 4名 支援員 4人		

第7章 授産施設

授産施設は、身体及び知的等の障がいにより、一般就労が困難な人や、その他の生活困窮者に対して、就労の場を提供し、技術を習得させることによって、自立の助長を図ることを目的としています。

現在、社会事業授産施設として施設授産（社会就労センター定員：30名、美麻福祉企業センター定員：30名）と家庭授産（社会就労センター定員：10名）を行っており、要保護者等生活困窮者のほか、母子世帯、障がい者等が利用しています。※社会就労センターは基準該当就労継続支援B型事業所と併設

近年は、各産業に渡る作業自動化の進展や国内における需要の低迷等により外注が減少傾向であり、授産施設における仕事の確保が重要な課題となっています。

内容別利用定数

区分／施設名	社会就労センター		美麻福祉企業センター	
	定員	30名	定員	30名
施設授産	定員	30名	定員	30名
家庭授産	定員	10名	—	—

受託作業の内容及び企業

1. 社会就労センター

(令和5年度)

作業品目	取引企業名
電気部品組立	富士電機パワーセミコンダクタ(株)
シャンプーラベル貼り他	ラインハルト(株)
ネジ格納	アルプススクリュー(株)
そば製品パック詰め・包装他	(有)あづみ野食品
電気部品組立	信明電機(株)
化粧箱加工	(株)大和
菌種キャップ清掃	ホクト(株)
ボールペン鞆の並べ替え	三協精密(株)
デニムカット	(株)近藤紡績所
パンフレット組込み・封入等	市観光課、市観光協会

2. 美麻福祉企業センター

(令和5年度)

作業品目	取引企業名
ベース・ICF加工	富士電機パワーセミコンダクタ(株)
ハーネス・ケーブル加工	(株)プリサイズ通信、(株)ケイシン
化粧箱組立・加工	ザ・パック(株)、(株)大和、宮尾紙工(株)
段ボール・プラスチック段ボール組立・加工	隠岐ダンボール、(株)MONDOKOLO
コンデンサ検査他	TAMC(株)
クランプ検査	精発ばね工業(株)

授産施設被保護者の就労状況（各年度4月1日現在）

（単位：人）

区分／年度		30	31	R2	R3	R4	R5	R6
被保護者人員	社会就労センター	16	16	14	16	15	15	15
	美麻福祉企業センター	16	16	14	16	15	16	16
自立支援給付	社会就労センター	5	5	4	3	3	4	6

年度別工賃等一覧表

1. 社会就労センター

（単位：人、円）

年度区分	施設授産				家庭授産				総生産額	総支払工賃額
	人員	生産額	支払工賃	1人当たり平均工賃(月額)	人員	生産額	支払工賃	1人当たり平均工賃(月額)		
28	337	14,500,726	14,404,658	42,744					14,500,726	14,404,658
29	320	16,362,007	16,251,827	50,787					16,362,007	16,251,827
30	304	12,131,706	12,044,960	39,622					12,131,706	12,044,960
R1	284	10,847,889	10,760,901	37,890					10,847,889	10,760,901
R2	279	6,650,138	6,600,160	23,656					6,650,138	6,600,160
R3	269	7,370,263	7,320,449	27,213					7,370,263	7,320,449
R4	270	8,073,745	8,028,935	29,737					8,073,745	8,028,935
R5	268	7,116,725	7,160,788	26,719					7,116,725	7,160,788

2. 美麻福祉企業センター

（単位：人、円）

年度区分	施設授産				総生産額	総支払工賃額
	人員	生産額	支払工賃	1人当たり平均工賃(月額)		
28	220	17,046,267	16,883,302	76,742	17,046,267	16,883,302
29	267	20,878,008	20,405,125	76,424	20,878,008	20,405,125
30	260	20,152,826	19,656,189	75,601	20,152,826	19,656,189
R1	257	16,520,529	15,975,821	62,163	16,520,529	15,975,821
R2	237	16,412,951	16,137,606	68,091	16,412,951	16,137,606
R3	248	17,753,281	17,471,486	70,449	17,753,281	17,471,486
R4	236	16,820,147	16,546,596	70,112	16,820,147	16,546,596
R5	212	14,538,440	14,309,436	67,497	14,538,440	14,309,436

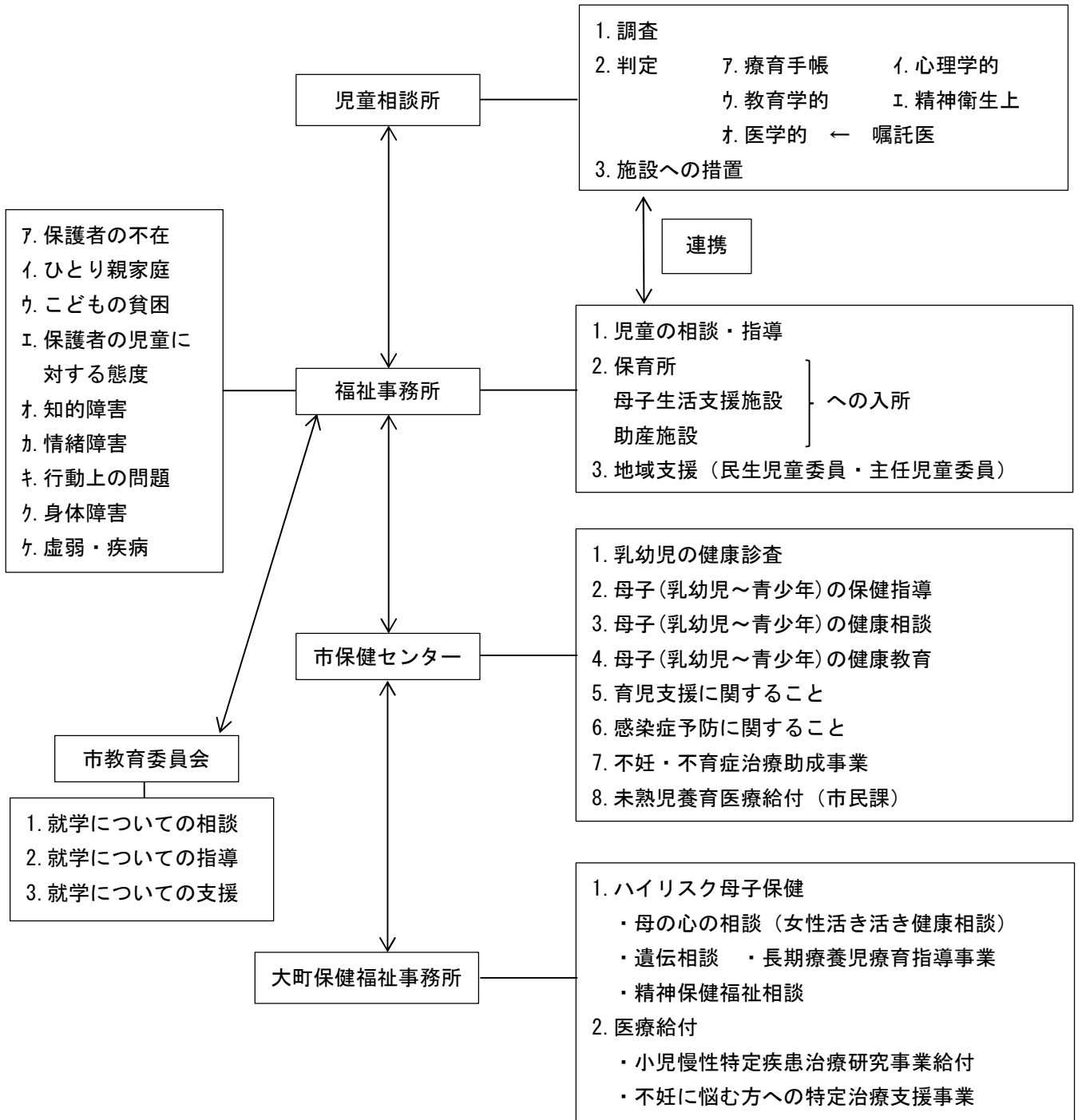
第8章 児童福祉

1. 児童福祉の理念

児童福祉法第1条により「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明確化されています。

また、第2条第3項において、地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うこととされています。

児童福祉の機関と役割



2. 大町市要保護児童対策地域協議会

平成16年10月に児童虐待の防止等に関する法律の改正、同12月児童福祉法の一部改正が公布され、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされました。

そこで、平成18年11月大町市では、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することを目的に「大町市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

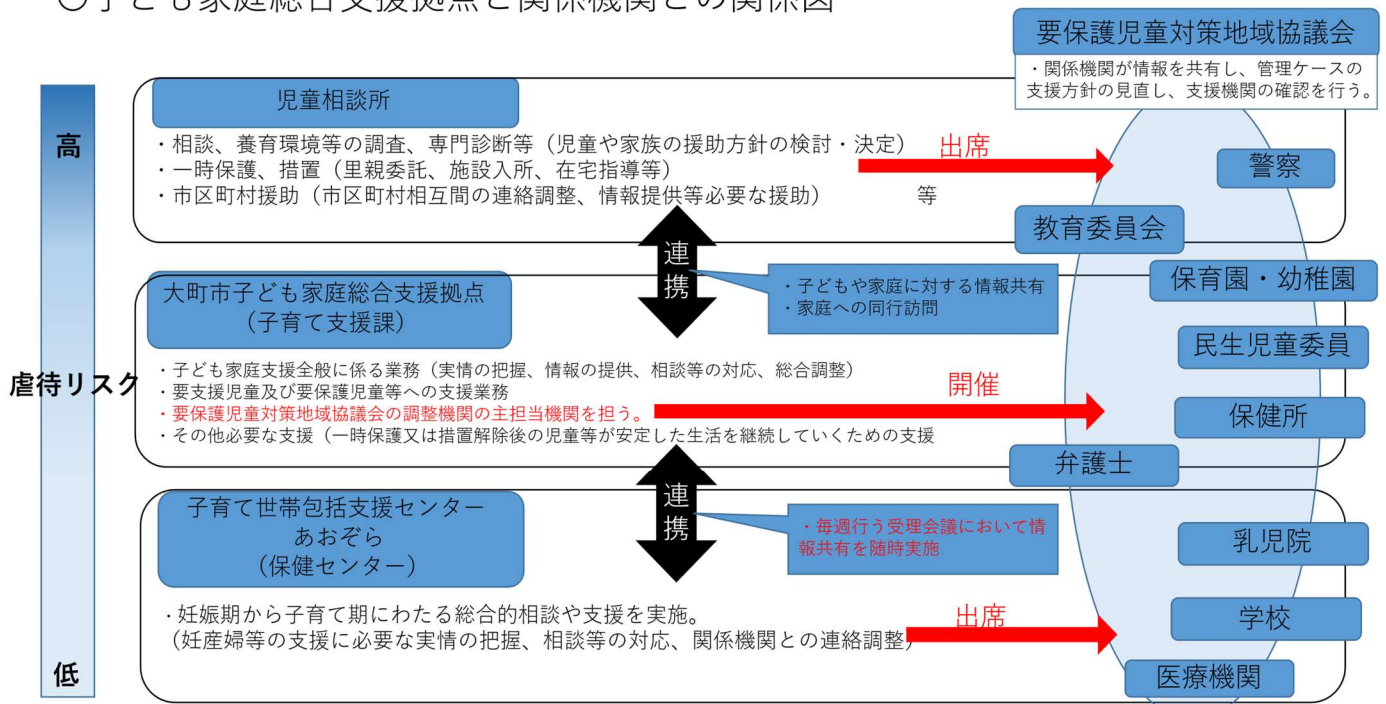
また、平成28年度の児童福祉法の一部改正では、子どもの身近な場所における子どもの権利の保障、福祉に関する支援業務を地域で行うことが明確化されました。それに伴い、地方自治体には、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められ、大町市では令和3年4月に「大町市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、より事業の実践・強化を図りました。

{協議会の意義}

- ・要保護児童を早期に発見できる
- ・迅速に支援を開始することができる
- ・関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる
- ・情報や考え方を共有し、関係機関等の中で役割分担について共通の理解を得ることができる
- ・関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任を持って係わる体制づくりができる
- ・情報の共有化を通じて、関係機関が同一の認識の下に役割分担しながら支援を行うため、家庭にとってよりよい支援が受けられやすくなる
- ・関係機関等が分担し合った個別ケースに係わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる

大町市要保護児童対策地域協議会

○子ども家庭総合支援拠点と関係機関との関係図



3. 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を担っています。相談内容及び件数は、下表のとおりです。

相談内容別延件数

(単位：件)

年度	項目	心身障害	環境福祉	学校生活等	(発達障害含む) 知能・言語	家族関係	非行	生活習慣等 性 格	その他	計
R元年度		107	253	112	353	148	82	41	24	1,120
R2年度		139	412	74	203	122	12	44	103	1,109
R3年度		101	317	154	413	77	0	41	44	1,147
R4年度		24	589	332	52	100	2	29	30	1,158
R5年度		12	235	298	268	135	9	96	130	1,183

施設入所の状況（各年度3月末日現在）

(単位：人)

施設の種別	施設名	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
乳 児 院	松本赤十字乳児院					2
	風越乳児院					
	うえだみなみ乳児院					
児童養護施設	松本児童園	2	1			
	風 越 寮	1	1	1	1	1
	たかずやの里	2	2	1	1	
	木曾ねざめ学園			1	1	1
	軽井沢学園			2	2	
	更級福祉園					
	松代福祉寮					
肢体不自由児施設	信濃福祉医療センター					
重度心身障害児施設	信濃福祉医療センター					
児童心理治療施設	松本あさひ学園	1	1			
里親委託		3	3	2	2	2
児童自立支援施設	波田学院					
母子生活支援施設	美 和 荘					
	上田市母子寮					
知的障害児施設	信濃学園	1	1			
計		10	9	7	7	6

4. 児童福祉のための各種手当支給制度

児童福祉のための各種手当は、下表のとおりです。このうち児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当等は国の施策として支給されています。

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・その他の手当等支給制度

制度の名称	説 明		
児童手当	○受給資格（R6年10月より改正） 出生から18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給される。児童手当の支給は、原則として認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わる。なお、手当は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分までが支給される。（所得制限なし）		
		改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
	支給対象	中学生まで (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)
	所得制限	所得制限限度額、 所得上限限度額あり	所得制限なし
	手当月額	・3歳未満（一律）：月15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第一子・第二子：月10,000円 第三子：月15,000円 ・中学生（一律）：月10,000円 ※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満の場合、特例給付として月5,000円を支給	・3歳未満 第一子・第二子：月15,000円 第三子：月30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第一子・第二子：月10,000円 第三子：月30,000円 ※特例給付は無くなり、受給者全員に上記の金額を支給
	第三子以降の算定対象	高校生年代まで (18歳到達後の最初の年度末まで)	22歳到達後の最初の年度末まで
	支給月	2月、6月、10月（年3回） ※各前月までの4ヵ月分を支給	偶数月（年6回） ※各前月までの2ヵ月分を支給



児童扶養手当

～制度の位置づけ目的～

父子・母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を目的とする福祉制度。ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

～受給資格者～

下記の児童を養育している父、母や父、養育者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑧母が婚姻によらないで生まれた児童

～対象児童～

18歳に達する日以後の年度末までにある児童

(心身に基準以上の障がいがある場合は20歳未満の者も対象)

※里子・児童福祉施設・社会福祉施設等に入所している児童は除く

手当月額(令和6年4月から) 所得額に応じて

	第1子	第2子加算	第3子以降1人につき加算
(全部支給)	45,500円	10,750円	6,450円
(一部支給)	45,490～10,7400円	10,740～5,380円	6,440～3,230円

所得制限の限度額

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者 配偶者及び 扶養義務者
	全部支給の場合	一部支給の場合	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

(注) 老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合は、該当者1人につきこの額に100,000円(ただし、「孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者」の所得制限の場合、老人扶養親族1人につき(扶養親族が老人のみの場合は1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円)、特定扶養親族がある場合は、1人につき150,000円が加算されます。

～支払日～

- 3月分～4月分 5月11日
- 5月分～6月分 7月11日
- 7月分～8月分 9月11日
- 9月分～10月分 11月11日
- 11月分～12月分 1月11日
- 1月分～2月分 3月10日

受給資格者の口座に支払われる。

<p>特別児童 扶養手当</p>	<p>○受給資格者</p> <p>1. 精神・身体障害を有する児童を監護する父母、又は父母にかわってその児童を養育している者</p> <p>2. 所得制限内であること</p> <p>特別児童扶養手当所得制限限度額表(平成12年8月から適用)</p> <table border="1" data-bbox="387 286 1430 651"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族 等の数</th> <th>本人</th> <th>配偶者及び扶養義務者</th> </tr> <tr> <th>限度額</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>4,596,000円未満</td> <td>6,287,000円未満</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>4,976,000円</td> <td>6,536,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>5,356,000円</td> <td>6,749,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>5,736,000円</td> <td>6,962,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>6,116,000円</td> <td>7,175,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>6,496,000円</td> <td>7,388,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 限度額は、収入額から給与所得控除を適用したものである。</p> <p>2. 本人の限度額は、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者については上記金額につき10万円を加算した額とする。 (配偶者及び扶養義務者の場合は、6万円)</p> <p>3. 特定扶養親族がある場合は、1人につき25万円が加算される。</p> <p>○対象児童</p> <p>20才未満で国民年金法1・2級に定める程度の状態にある児童。</p> <p>※里子・児童福祉施設・社会福祉施設に入所している児童は除外する。</p> <p>○手当月額(令和6年4月から)</p> <table border="1" data-bbox="387 1048 1051 1137"> <tbody> <tr> <td>1級該当児童(1人につき)</td> <td>55,350円</td> </tr> <tr> <td>2級該当児童(1人につき)</td> <td>36,860円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○支払日</p> <table data-bbox="387 1189 1270 1312"> <tr> <td>4月分～7月分</td> <td>8月10日</td> <td rowspan="3">} 受給資格者の口座に支払われる。</td> </tr> <tr> <td>8月分～11月分</td> <td>11月11日</td> </tr> <tr> <td>12月分～3月分</td> <td>4月11日</td> </tr> </table>	扶養親族 等の数	本人	配偶者及び扶養義務者	限度額	限度額	0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満	1人	4,976,000円	6,536,000円	2人	5,356,000円	6,749,000円	3人	5,736,000円	6,962,000円	4人	6,116,000円	7,175,000円	5人	6,496,000円	7,388,000円	1級該当児童(1人につき)	55,350円	2級該当児童(1人につき)	36,860円	4月分～7月分	8月10日	} 受給資格者の口座に支払われる。	8月分～11月分	11月11日	12月分～3月分	4月11日
扶養親族 等の数	本人		配偶者及び扶養義務者																																
	限度額	限度額																																	
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満																																	
1人	4,976,000円	6,536,000円																																	
2人	5,356,000円	6,749,000円																																	
3人	5,736,000円	6,962,000円																																	
4人	6,116,000円	7,175,000円																																	
5人	6,496,000円	7,388,000円																																	
1級該当児童(1人につき)	55,350円																																		
2級該当児童(1人につき)	36,860円																																		
4月分～7月分	8月10日	} 受給資格者の口座に支払われる。																																	
8月分～11月分	11月11日																																		
12月分～3月分	4月11日																																		
<p>重度心身障害 児童福祉手当</p>	<p>○給資格者</p> <p>重度心身障害児童の父母、又は児童を養育する者。</p> <p>○対象児童</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項の規定に該当する者。</p> <p>※福祉施設の収容者・勉学・治療及び訓練等で一時的に市に居住する者は除外する。</p> <p>○支払日</p> <table data-bbox="387 1671 874 1749"> <tr> <td>4月分～9月分</td> <td>9月</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>10月分～3月分</td> <td>3月</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>○支給額</p> <p>児童1人年額 20,000円</p>	4月分～9月分	9月	10,000円	10月分～3月分	3月	10,000円																												
4月分～9月分	9月	10,000円																																	
10月分～3月分	3月	10,000円																																	

出産祝い金	○受給資格者 大町市に住所を有し、出産して児童を養育する父母 (平成18年1月1日施行)	
	○祝金額 第1子 50,000円 第2子 80,000円 第3子以降 100,000円	
	○祝い金実績	
	R元	第1・2子 121人
		第3子以降 28人
	R2	第1・2子 94人
		第3子以降 33人
	R3	第1・2子 103人
		第3子以降 26人
	R4	第1・2子 85人
第3子以降 24人		
R5	第1・2子 74人	
	第3子以降 26人	

児童福祉のための諸手当支給状況

(単位:人、千円)

年度	児童手当		児童扶養手当		特別児童扶養手当	重度心身障害児童福祉手当	
	受給者数	支給額	受給者数	支給額	受給者数	受給者数	支給額
R元年度	1,336	318,440	172	104,771	143	149	3,179
R2年度	1,279	307,715	168	74,822	146	153	3,397
R3年度	1,261	295,965	161	73,204	148	151	3,453
R4年度	1,274	281,395	158	71,785	147	159	3,539
R5年度	1,210	269,865	158	73,580	155	158	3,662

※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児童福祉手当=3月末日現在受給者数

5. 児童発達支援(療育事業)

平成17年に施行された発達障害者支援法において、発達障害の早期発見と支援の重要性及び地方公共団体の責務が明文化されたことを受け、大町市発達障がい児支援事業実施要綱を策定し、発達障害児の早期対応と継続支援により生活の質を向上させるための施策を展開しています。実施状況は以下のとおりです。

(1) 5歳児発達相談

年度別実施状況

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診人数(人)	175	151	129	126	117
受診率(%)	97.8	91.5	90.9	92.0	90

(2) 巡回相談

発達障がい支援のため、保育所、幼稚園、小学校等の子どもやその親が集まる施設等において巡回相談を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言を行うほか、保護者の相談にも応じる。

事業所委託

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
巡回か所数	18	18	18	20	20
延べ回数	154	142	180	199	223

市立大町総合病院

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
巡回か所数	12	12	10	10	9
延べ回数	94	117	94	90	50

(3) 発達支援教室（未就園児対象）

心身の発達に支援を必要とする乳幼児を対象に、保護者と通所し、個々の発達段階に添った様々な機能の発達を促すとともに、保護者への支援を行います。

母子通園訓練所「あゆみ園」

少集団の療育により、基本的な生活技能の向上を図り、相手とやりとりをする力や、集団生活の力を育てながら、生活リズムを整え、身の回りのことができることを目指しています。

また、保護者が保育者と一緒に児童の発達を促すための遊び方やかかわり方を学びます。

- ・所在地：大町市大町 3130 番地 市立大町総合病院併設（平成 5 年 8 月現在地に新築移転）
- ・建築/延床面積：139.5 m²
- ・対象年齢：6 か月程度から 3 歳位まで
- ・開所時間：午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分（祝祭日及び年末年始を除く）
- ・開園日：月～金曜日
- ・職員体制：保育士 5～6 名配置（1 日 3 名体制＋託児 1 名）
- ・利用料：市内に住所がある者は無料、市民以外は直接経費から算出し自治体へ請求
- ・他機関との連携：スクラムネット→臨床発達心理士、理学療法士、作業療法士による発達支援及び相談（月 2～3 回）

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人数	35	69	86	92	88
延べ人数	854	1,321	1,553	1,801	1,490

フォローアップ教室「あそびの部屋」

- ・未就園児の発達に偏りがある子が、親子で遊ぶことを通して生活習慣や社会性を育てる。
- ・保護者が子どもの特性を理解し育児不安を共有しながらより良い親子関係を築けるよう支援する。
- ・令和 2 年度に親子教室に事業を引き継ぎ、事業終了。

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人数	13	21	—	—	—

(4) S S T教室

人とのかかわりが苦手な学校生活などで生活しにくさのある小学生を対象に、個別支援計画に基づいたS S T（ソーシャルスキルトレーニング）を実施します。小集団での対話やロールプレイを通じてコミュニケーションの経験を積み、社会適応を促進するための生活訓練を行います。（14回/年）

- ・小学校を通して募集を行い希望者が市内事業所に通所して実施。

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人 数	14	12	16	12	8
うち 診断名のない児	1	5	1	5	1

(5) 障害児通所支援事業

児童発達支援：未就学の児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことを目的としています。

- ・放課後等デイサービス：学校在学中の障害児の、放課後や長期休暇中の居場所であるとともに、生活能力向上のための訓練等を受けることにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進することを目的とする。
- ・保育所等訪問：保育所等に通う障害児に対して、専門相談員が保育所等へ訪問し集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	66	79	70	68	68
放課後等デイサービス	82	83	101	118	108
保育所等訪問	2	1	5	25	25

(6) 子ども・若者支援

- ・H27年度、不登校や高校中退、引きこもり等の社会的不適応状態にある子どもや若者にフリースペースを開設。当事者の自信の醸成に向けた支援を行っている。

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人 数	15	13	6	4	6
学習支援	4	3	2	3	21
訪問支援	2	1	0	1	0

(7) 子ども見守りサポート事業

- ・児童虐待の恐れや養育環境に不安のある家庭に対し、虐待の未然予防・早期発見を目的とする事業。家庭訪問や対象児の居場所提供により見守り支援を行う。（R4年度より実施）

年 度	R4年度	R5年度
利用者数（延べ）	640	2,159
うち 通所支援	571	1,953
うち 訪問支援	69	206

6. 児童遊園地

近年、交通事故や水難事故による児童の死傷が増加しています。これらの事故から児童を守り健全育成をはかるため市営児童遊園地及び運動広場の整備を図り、更に地域で設置する町内遊園地には補助金を交付しています。

市内の児童遊園地等の設置状況

市 営	町内遊園地
10ヶ所	市内各所

市営遊園地の名称、所在及び面積

名 称	所在地	面積	名 称	所在地	面積
宮田町児童遊園地	宮田町	704.96 m ²	西山住宅児童遊園地	常盤・原村	400 m ²
相生町 "	上白塩町	476	館ノ内 "	社・館ノ内	425
三日町 "	大笹	1,860	野平 "	野平中	352
俵町 "	俵町	1,317	明野 "	明野	878
大原町 "	大原町	1,672	切久保 "	切久保	137

大町市子どもの遊び場設置事業補助金

区分	経 費	補助率
1	遊具の設置に要する費用	1 遊具当たり設置費の4分の3以内。 ただし、30万円を限度とする。
2	運動機能の向上及び健康の増進を目的とした子供から大人までが利用する体操器具の設置に要する費用	1 基当たり設置費の3分の1以内。 ただし、30万円を限度とする。
3	敷地の購入に要する費用 ただし、敷地面積66 m ² 以上とし、整地費を除く	敷地購入費の3分の2以内。 ただし、40万円を限度とする。
4	既設遊具の補修に要する費用	1 遊具当たり補修費の4分の3以内。 ただし、15万円を限度とする。
5	老朽化等により都市公園における遊具の安全確保に関する指針(平成14年国都公緑第299号)に沿って定められた遊具の安全基準(以下「遊具の安全基準」という。)に適合しなくなった遊具の撤去に要する費用	1 遊具当たり撤去費の4分の3以内。 ただし、30万円を限度とする。

大町市子どもの遊び場設置事業補助金交付実績

区分	年度				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
設置箇所数	1	0	0	0	0
金 額	100,400円	0	0	0	0

7. 児童センター

大町市児童センターは、地域の子どもすべてを対象に、学習や遊びを通じた健全育成を目的とし、地域一環となって子育てを伝え、支えあっている場所として、平成18年4月にオープンしています。従来の児童館機能に加え、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、育児相談や子育て講座・教室、サークル支援などを実施しています。また、放課後児童対策として「西小児童クラブ事業」や「ファミリー・サポート・センター事業」を実施するなど地域子ども・子育て支援事業の機能を併せ持った複合施設となっています。

センター内の「プレイルーム」では、児童の体力増進のために必要な遊具などを整備し、児童の体力増進に関する事業、音楽や文化に触れ楽しむ事業を行い、「創作活動ルーム」では、ものづくり活動など各種事業に取り組んでいます。センターは年末年始のみ休日とし、子育てを行う家庭やサークル、地域の子育て支援者に親しまれ、子どもたちにとって安全な居場所として利用できるよう事業展開を図っています。

年度別来館児童数

(単位：日、人)

区分 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開館日数	358	358	357	362	352
利用者数	14,324	12,132	10,792	10,487	11,139
1日平均利用数	40	33	30	29	32

(1) 子育て支援センター

大町市児童センター内に、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、子育て家庭を対象に育児相談や講座・教室、サークル支援などの事業を行っています。児童と保護者が利用しやすい体制の整備、広い情報の発信により子育て支援や児童健全育成の推進を目指し、親子で集う場所づくりや、地域との連携により地域で子どもを育てる機運を高めるような事業の開催、子育て支援のコーディネートを実施しています。

利用状況一覧表

(単位：人)

区分 \ 年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
事業への参加者数	1,992	1,175	826	1,095	1,362
室の開放利用者数	10,883	10,800	9,718	9,283	9,834

(2) 親子教室

- ・令和2年度まで実施していたフォローアップ教室「あそびの部屋」を見直し令和3年度から実施
- ・親子遊びを通じて子どもとの関わりを幅を広げ、保護者の養育不安を軽減する
- ・子どもの発達特性に係る不安や疑問への相談支援から、必要に応じて療育事業へつなぐ

区分 \ 年度	R3年度	R4年度	R5年度
みるくひろば (生後3か月) (人数)	39	56	56
りんごひろば (1歳児) (人数)	64	143	285
おおまびょんひろば (1歳6ヶ月) (人数)	81	106	109

8. 病児・病後児保育

令和2年10月より、大町病院西棟3階にて病児・病後児保育室「北アルプスキッズルーム」を開所しています。児童が病気の際に、保護者の就労等により保育が困難となる場合に、児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整えています。(北アルプス自立圏事業)

利用状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録者数	57	47	65	84
利用延べ人数	40	81	133	158

9. 児童クラブ

就労等により下校後、保護者が不在となる小学校児童の保護及び健全育成を図るため、大町市児童クラブを設置しています。支援員が保護者の代わりとなって、遊びなどを通して生活指導を行ないます。

児童クラブ開設状況

名 称	場 所	開設年月日
東小児童クラブ	大町市社 6700 大町東小学校内	H9. 4. 22
西小児童クラブ	大町市大町 4714 大町市児童センター内	H18. 4. 1
南小児童クラブ	大町市常盤 3546-33 大町市ふれあいプラザ内	H9. 1. 14 (H13. 4. 1 移転)
北小児童クラブ	大町市大町 5806-8 大町北小学校内	H9. 4. 21 (H13. 4. 1 移転)
八坂小児童クラブ	大町市八坂 1090 八坂小学校内	H12. 4. 1
美麻小児童クラブ	大町市美麻 11810-イ 美麻情報センター内	H12. 4. 1 (H28. 2. 1 移転)

※開設時間は、小学校の下校時から午後 6 時まで（休校日にあつては、午前 8 時から午後 6 時まで）

児童クラブ利用者数

(単位：日、人)

区分		年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
東小 児童クラブ	開所日数	233	238	240	240	240	
	利用者数	6,732	4,204	4,282	3,780	3,962	
	1日平均	28.89	17.7	17.8	15.8	16.5	
	登録児童数	69	54	52	36	43	
西小 児童クラブ	開所日数	281	284	289	290	291	
	利用者数	8,109	5,116	5,348	5,921	7,989	
	1日平均	28.86	18.0	18.5	20.4	27.5	
	登録児童数	99	77	76	77	84	
南小 児童クラブ	開所日数	233	238	240	240	240	
	利用者数	5,574	5,058	4,068	6,088	5,650	
	1日平均	23.92	21.3	17.0	25.4	23.5	
	登録児童数	83	65	53	69	75	
北小 児童クラブ	開所日数	233	239	240	240	240	
	利用者数	9,983	6,201	8,123	7,032	7,242	
	1日平均	42.85	25.9	33.9	29.3	30.2	
	登録児童数	125	90	85	81	86	
八坂小 児童クラブ	開所日数	231	220	230	222	234	
	利用者数	1,535	904	1,501	775	837	
	1日平均	6.65	4.1	6.5	3.5	3.6	
	登録児童数	12	11	12	10	7	
美麻小 児童クラブ	開所日数	233	239	238	233	238	
	利用者数	2,113	1,739	2,963	2,714	1,901	
	1日平均	9.07	7.3	12.5	11.6	8.0	
	登録児童数	22	20	31	35	35	
合計	開所日数	1,443	1,458	1,477	1,465	1,483	
	利用者数	34,045	23,222	26,285	26,310	27,581	
	1日平均	23.6	15.9	17.8	18.0	18.6	
	登録児童数	410	317	309	308	330	

第9章 保育所

1. 保育所のあらまし

(1) 保育所の目的

児童は、本来保護者の温かい愛情のもとに育てられることが最も自然であり理想ですが、近年の社会情勢の変化で児童の保育にあたるべき保護者が労働に従事したり、病気にかかったり、あるいは、家人の看護にあたる等のため家庭において十分な保育ができない場合、その保護者との契約によりその乳幼児を保育することを目的とする施設が保育所です。

市では保育に欠ける児童について個々の家庭の実情を把握し、次の「保育所入所基準」に照らして入所の可否を決定します。

(2) 保育所入所基準

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情である場合です。しかし、その家庭の親以外の方が児童を保育できる場合は対象にはなりません。

- ①昼間家庭の内外で仕事をするため、保育ができない場合
- ②母親が妊娠中であるか又は出産後間もないため、保育ができない場合
- ③疾病、若しくは負傷、精神若しくは身体の障害等により保育ができない場合
- ④親族の看護・介護にあたり保育ができない場合
- ⑤火災や風水害や地震などの災害により、その復旧の間保育ができない場合
- ⑥起業準備又は求職活動をしている場合（但し90日以内）
- ⑦就学や職業訓練校等における職業訓練を行っている場合
- ⑧育児休業中に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（2歳以上に限る）
- ⑨その他、特殊な事情により保育ができない場合

(3) 入所児童と保育料

市は保護者から「保育に欠ける児童」について保育所入所の申込みがあった場合、保育所入所基準に該当すれば保育所の利用について認定をします。

保育料は、保護者の負担能力、児童の年齢により定められた額を徴収します。（別紙 大町市保育料徴収基準額表参照）

(4) 認定こども園・幼稚園との違い

幼稚園は学校教育法に基づく小学校就学前の幼児に対する教育施設（学校）、保育園は家庭の事情で乳幼児を保育出来ない場合に保育を行う児童福祉施設、認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設で、市内幼稚園は何れも認定こども園へ移行し、保育の受け皿となっています。

国は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を推進する方針で、保護者の就労状況が変化しても継続して利用することのできる施設として、既存の保育所や幼稚園が認定こども園へ移行することを推進しています。

2. 大町市保育所の概況

(1) 保育所の現況

大町市の保育所の歴史は町村合併前の昭和27年に第1保育園からはじまり、以来市民の要望にこたえ7保育所を開設し、平成18年1月に市町村合併によって2園が増え9園となりました。その後23年度には2園を統合し、8園の設置となっていました。令和5年度にかえて保育園（平成30年4月から休園）を廃止し、現在7園となっています。職員配置については、各園に専任園長を配置しています。

また、令和6年4月から保育士の数についての国の基準が改正され、0歳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児15人につき1人、4～5歳児25人につき1人以上となっています。

定員については、児童の出生率が昭和 50 年ごろをピークに年毎に減少したことから昭和 57 年 4 月からの定員は 1,010 名から 960 名に、平成元年 4 月には 660 名、13 年 4 月には定員を 10 名増やし 670 名、14 年 4 月にも 10 名増やし 680 名、その後 18 年 1 月には市町村合併により 770 名となり、23 年 4 月からは 740 名、現在は 650 名としました。

また、少子化により園児数は減少傾向にありますが、核家族化や女性の社会進出など、子供と家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、多様な保育ニーズに対応した乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育、子育て支援センターなどの事業を進めてきました。

施設整備としては、平成 11 年 12 月にどんぐり保育園（旧第 7）を移転改築、16 年 3 月にしらかば保育園（旧第 4）を移転改築、20 年 3 月にはなのき保育園（旧第 2）を移転改築、23 年 4 月にもみのき保育園（旧第 5）とこぶし保育園（旧第 6）を統合し、くるみ保育園を新設、29 年 5 月にあすなろ保育園（旧第 3）を現地改築しました。

(2) 保育所費に係る財源

令和 5 年度の保育所費の決算額は、566,237,000 円で、その財源内訳は次のとおりです。

（参考）保育所費財源内訳

区分	令和 5 年度決算額		令和 4 年度決算額	
	財源内訳	構成割合	財源内訳	構成割合
国補助金・負担金	4,066,000 円	0.71%	18,231,898 円	3.81%
県補助金・負担金	8,186,000 円	1.45%	8,863,000 円	1.86%
保護者負担金（入所児分）	37,125,260 円	6.56%	34,672,520 円	7.26%
同上（特別保育分）	2,003,100 円	0.34%	2,173,450 円	0.45%
管外保育負担金	149,390 円	0.03%	905,170 円	0.19%
給食費職員等実費徴収	6,717,600 円	1.19%	6,568,600 円	1.38%
市負担金	507,989,650 円	89.71%	406,124,384 円	85.05%
合計	566,237,000 円	100%	477,539,022 円	100%

(3) 保育時間

保育時間は、保護者の就労時間等により 11 時間の保育標準時間（午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分）と 8 時間の保育短時間（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分）が選べます。土曜日は希望保育として実施しています。通常の保育時間を越えて預かりが必要な場合は時間外もお預かりしています。（午前 7 時 30 分～8 時 30 分、午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分）

(4) 保育料〔別紙：令和 5 年度大町市保育料徴収基準額表参照〕

- ① 在籍者は、その月の保育料を納付することになっています。
- ② 同一世帯で 2 人以上の児童が保育所に入所しているとき、又は幼稚園等に入所（利用）している就学前児童がいるときの保育料は徴収基準額表備考欄のとおり、保護者負担の軽減を図っています。
- ③ 時間外保育料

区分	時間	利用料
月曜日から土曜日まで	午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分まで	500 円/月
	午前 8 時 00 分～午前 8 時 30 分まで	—
	午後 4 時 30 分～午後 5 時 00 分まで	500 円/月
	午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分まで	1,000 円/月
	午後 4 時 30 分～午後 6 時 00 分まで	1,500 円/月
	午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分まで	2,000 円/月
	午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分まで	2,500 円/月
臨時に時間外保育を実施した場合		100 円/時間

※時間外保育を 2 人以上利用する場合、2 人目からは半額とする

④ 一時保育料

区 分	金 額 (1 時 間 当 たり)
3 歳 未 満 児	300 円
3 歳 以 上 児	150 円

※やむを得ない事由により保育時間を超えた場合(午前7時30分から午後7時までの間に限る)は、3歳未満児にあつては1時間当たり300円、3歳以上児にあつては1時間当たり150円の超過料金を徴収する。

⑤ 休日保育料

区 分	金 額 (1 時 間 当 たり)
3 歳 未 満 児	300 円
3 歳 以 上 児	150 円

※はなのき保育園で実施

施設状況

(令和5年4月1日現在)

園 名	所 在 地	開設年月日	面 積	定 員	職 員
はなのき保育園	大町 3504 番地 9	S29. 4. 1 S46. 4. 1 改 S56. 4. 1 増 H20. 3 改	1,970.96 m ²	150 人	39 人
あすなろ保育園	常盤 3601 番地 18	S37.10. 1 S55. 4. 1 改 H29. 5.31 改	1,815.42 m ²	180 人	32 人
しらかば保育園	平 9365 番地 3	S40. 4. 1 H16. 3. 1 改	686.00 m ²	60 人	8 人
くるみ保育園	大町 5560 番地 25	H23. 4. 1 (開設)	1,489.58 m ²	110 人	22 人
どんぐり保育園	社 4682 番地 26	S42. 4. 1 (開設) S48. 4. 1 公 H11.12 改	795.10 m ²	60 人	11 人
たけのこ保育園	八坂 1073 番地	(H6. 4. 1 認可)	597.90 m ²	45 人	6 人
みあさ保育園 (休園中)	美麻 11780 番地 8	(S49. 4. 1 認可) S61. 4. 1 新	460.42 m ²	45 人	4 人
かえで保育園 (5年度廃止)	大町 2297 番地 1	S28. 3.16 S51. 4. 1 新	941.22 m ²	90 人	一 人
計	8 施設		8,756.60 m ²	740 人	122 人

令和5年度 大町市保育料徴収基準額表

階層区分	市町村民税による 世帯の階層区分		徴収金額（月額）				
			3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）		
			保育標準時間	保育短時間	市町村民 税額	保育 標準時間	保育 短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯		0円	0円	市町村民 税額 57,700円 未満世帯	0円 （保育料無償化） ※副食費4,500円を 免除	
第2階層	当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	0円	0円			
第3階層		48,600円 未満	15,000円	13,000円			
第4階層		97,000円 未満	22,000円	20,000円			
第5階層		169,000円 未満	33,000円	31,000円			
第6階層		301,000円 未満	52,000円	50,000円	市町村民 税額 57,700円 以上世帯	0円 （保育料無償化） ※副食費4,500円を 別途いただきます。	
第7階層		397,000円 未満	62,000円	60,000円			
第8階層		397,000円 以上	72,000円	70,000円			

○備考（3号認定児童保育料の減免等）

- 兄弟が同時に通園する場合、2人目は半額、3人目は無料（給食費は対象外）となります。
- 第3階層と認定された世帯で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または、障がいがある方と同居している世帯の保育料は下表のとおりです。

階層区分	徴収金額（月額）	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層（市町村民税所得割課税額48,600円未満）	7,000円	6,000円

- 里親へ委託されているお子さんの保育料は無料となります。
- 支給認定を受けた子どもが年度途中において満3歳に到達した場合のその年度中の利用者負担額は3歳未満児の規定を適用します。
- 第2階層（市町村民税非課税世帯）は無料となります。（兄弟の年齢制限無し）
- 世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または障がいのある方と同居している世帯は、3号認定で9,000円となります。また、第2子以降が無料となります。

認定および世帯状況	市民税所得割額	第1子	第2子	第3子
3号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700円未満	料金表のとおり	半額	無料
3号認定（ひとり親世帯等）	77,101円未満	9,000円	無料	無料

※多子世帯の保育料減免（3号認定児童のみ）

平成27年度から、長野県と大町市が連携し、多子世帯（3人以上子どもがいる世帯）の経済的負担を軽減するため、第3子以降が保育所を利用した場合、世帯の課税状況や兄弟の同時入所等の要件に関わらず、月あたり最大6,000円（年間最大72,000円）の保育料減免を行っています。（例：元の保育料が5,000円だった場合は、5,000円の減免となります。）

多子世帯保育料減免を受ける方は、別途申請書の提出が必要となります。

年度別、園別定員及び入所児童一覧表

各年4月1日現在（単位：人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
はなのき保育園	150	124	150	113	150	98	150	108	150	112
あすなろ保育園	180	134	180	119	180	112	180	108	180	102
しらかば保育園	60	25	60	23	60	20	60	28	60	23
くるみ保育園	110	69	110	65	110	61	110	63	110	59
どんぐり保育園	60	36	60	29	60	31	60	26	60	20
たけのこ保育園	45	15	45	17	45	17	45	15	45	17
みあさ保育園	45	9	45	8	45	5	45	休園	45	休園
かえで保育園	90	休園	90	休園	90	休園	90	休園	—	廃止
合計	740	412	740	374	740	344	740	348	650	333

年度別・園別入所児童一覧表（3歳未満児）

各年4月1日現在（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
はなのき保育園	38	34	34	39	42
あすなろ保育園	31	30	30	27	20
しらかば保育園	12	11	5	8	7
くるみ保育園	22	20	23	22	22
どんぐり保育園	13	10	12	4	4
たけのこ保育園	1	6	1	2	1
みあさ保育園	0	1	0	休園	休園
かえで保育園	休園	休園	休園	休園	廃止
合計	117	112	105	102	96

年度別・認定こども園入所児童一覧表（2号・3号保育認定）

各年4月1日現在（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大町幼稚園	2号認定	23	21	18	21	25
	3号認定	3	2	4	4	4
	計	26	23	22	25	29
こまくさ幼稚園	2号認定	20	22	16	22	16
	3号認定	7	4	8	2	6
	計	27	26	24	24	22
りんどう幼稚園	2号認定	16	25	10	6	13
	3号認定	5	1	2	4	6
	計	21	26	12	10	19
合計	2号認定	59	68	44	49	54
	3号認定	15	7	14	10	16
	計	74	75	58	59	70

年度別・地域型保育事業者入所児童一覧表（2号・3号保育認定）

各年4月1日現在（単位：人）

		令和2年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
きらり大町 総合病院園 (家庭的保育事業)	2号認定				0	0
	3号認定				3	4
	計				3	4

第10章 ひとり親家庭の自立支援

児童が健全に成長していくためには、よりよい家庭環境が求められますが、ひとり親家庭の場合、児童の養育と生計の維持という二重の負担により、親子ともに社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれる場合があります。このため、ひとり親家庭の経済的自立に必要な援助と、児童が心身ともに健やかに育成されるための配慮が必要となります。すなわち、ひとり親家庭の様態に応じた適時適切な援助により自立への道が開かれるよう支援に努めなければなりません。

1. ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭

ひとり親とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいいます。母または父の片方いずれかと、その子（児童）とからなる家庭をいいます。

(2) 母子・父子家庭の範囲

母子及び父子並びに寡婦福祉法における母子・父子家庭とは、「配偶者（事実婚を含む）と死別した女子または男子であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていないもの及びこれに準ずる次の女子または男子」で現に児童を扶養しているものをいいます。

- ①離婚した女子または男子であって現に婚姻していないもの
 - ②配偶者の生死が明らかでない女子または男子
 - ③配偶者から遺棄されている女子または男子
 - ④配偶者が海外にいるためにその扶養を受けることができない女子または男子
 - ⑤配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
 - ⑥政令で定める次の女子または男子
 - ・配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子または男子
 - ・婚姻によらないで母または父となった女子または男子であって現に婚姻していないもの
- また、この法律において児童とは20歳に満たない者を言います。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉のための諸制度

- ①児童扶養手当制度
- ②医療給付制度
- ③貸付金制度
 - イ、母子父子福祉資金
 - 母子父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るための資金貸付制度
 - ロ、寡婦福祉資金
 - 寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある者）家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るための資金貸付制度
- ④ひとり親自立支援プログラム策定事業
- ⑤自立支援教育訓練給付金事業
- ⑥高等技能訓練促進費事業
- ⑦高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ⑧ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
- ⑨養育費等法律相談の実施

令和6年度 長野県母子父子寡婦福祉資金の貸付内容

※貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件等の条件がありますので、詳しくはお住まいの福祉事務所におたずねください。
また、申請から貸付までには通常1か月以上かかりますので、早目にご相談ください。

貸付の種類	貸付金額の限度					据置期間	償還期間	年利率	連約金			
事業開始資金	個人	3,470,000 円			団体	5,220,000 円			1 年	7 年以内	無利子又は年1.0% ※3	
事業継続資金	個人	1,740,000 円			団体	1,740,000 円			6 か月	7 年以内		
修学資金 ※1 ※2	学校種別		学年別		1年(月額)	2年(月額)	3年(月額)	4年(月額)	5年(月額)	当該学校卒業後6か月	無利子	
					20年以内	20年以内	20年以内	20年以内	20年以内			
	高等学校	国公立	自宅通学	27,000円	27,000円	27,000円						○高校 ○高専 ○短大 ○大学 ○大学院
			自宅外通学	34,500円	34,500円	34,500円						
		私立	自宅通学	45,000円	45,000円	45,000円						
			自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円						
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円	○専修高等 ○一般			
			自宅外通学	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円				
		私立	自宅通学	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円				
			自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円				
	短期大学	国公立	自宅通学	67,500円	67,500円				20年以内			
			自宅外通学	96,500円	96,500円							
		私立	自宅通学	93,500円	93,500円							
			自宅外通学	131,000円	131,000円							
	大学	国公立	自宅通学	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円		20年以内			
			自宅外通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円					
		私立	自宅通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円					
			自宅外通学	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円					
	大学院	修士課程	132,000円	132,000円				5年以内				
		博士課程	183,000円	183,000円	183,000円							
専修学校	国公立	高等	自宅通学	27,000円	27,000円	27,000円		○専修高等 ○一般				
			自宅外通学	34,500円	34,500円	34,500円						
		専門	自宅通学	67,500円	67,500円							
			自宅外通学	78,000円	78,000円							
	私立	高等	自宅通学	45,000円	45,000円	45,000円						
			自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円						
		専門	自宅通学	89,000円	89,000円							
			自宅外通学	126,500円	126,500円							
	一般	自宅通学	54,000円	54,000円								
		自宅外通学	54,000円	54,000円								
技能習得資金	月	68,000円	自動車運転免許取得 460,000円 一時的に多額の費用が必要な場合 816,000円		知識技能習得後1年	20年以内	無利子又は年1.0% ※3					
修業資金各種学校	月	68,000円	就職を希望する高校3年生の自動車運転免許取得 460,000円		知識技能習得後1年	20年以内	無利子					
就職支度資金	被服等	105,000円	別に、就職に際し、自動車通勤の必要性が認められる者の自動車購入資金の貸付の場合左記の上限額に235,000円を加算		1年	6年以内						
医療介護資金		340,000円(特別 480,000円)		介護 500,000円	医療期間満了後6か月	5年以内						
生活資金	月	108,000円	・生計中心者でない場合又は現に扶養する子のない寡婦 70,000円 ・技能習得期間中の場合 141,000円 ・家計急変者に該当する場合 児童扶養手当(全部支給の額)に準拠した額の範囲内		貸付期間満了後6か月	8年(一般) 5年(医療介護) 5年(失業) 10年(家計急変者) 20年(技能習得)以内	無利子又は年1.0% ※3					
住宅資金		1,500,000円	災害等で住宅が全壊等、老朽による増改築・移転改築及び新規取得 2,000,000円		6か月	6年以内 7年以内(特別)						
転宅資金		260,000円			6か月	3年以内						
就学支度資金 ※1 ※2	小学校入学		64,300円			中学校入学 81,000円		当該学校卒業後6か月	20年以内	無利子		
	修業施設(高等学校卒業生)		自宅通所	272,000円	自宅外通所	282,000円						
	専修学校(一般課程)		自宅通学	150,000円	自宅外通学	160,000円						
	高等学校	公立	自宅通学	150,000円	自宅外通学	160,000円						
		私立	自宅通学	410,000円	自宅外通学	420,000円						
	高等専門学校		公立	自宅通学	410,000円	自宅外通学	420,000円					
	短期大学		私立	自宅通学	580,000円	自宅外通学	590,000円					
	大学		公立	380,000円								
	専修学校(専門課程)		私立	590,000円								
	大学院		公立									
大学院		私立										
結婚資金		320,000円			6か月	5年以内	無利子又は年1.0% ※3					

延滞元利金額に対し年3%

※1：大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援対象の方について、就学支度資金の場合は入学金減免と本貸付金の貸付限度額との差額を限度額として、修学資金の場合は授業料減免額及び給付型奨学金受給額と本貸付金の貸付限度額との差額を限度額として、修学に必要な額の貸付を受けることができます。
 ※2：日本学生支援機構から貸与型奨学金、学校独自の授業料減免又は奨学金、民間団体等による奨学金等を受けている方については、一律の減額調整は行いませんが、当該支援が受けられることを踏まえて貸付所要額を判断します。
 ※3：保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は年1.0%となります。なお、これらの貸付金についても申請者の所得状況等によっては、連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、就職支度資金で児童に係るものについては、保証人の有無にかかわらず無利子です。

2. 現状と相談状況

母子家庭の状況

各年8月1日現在 (単位：世帯)

区分		年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数			259	260	243	229	226	222
年齢区分	10代		1	1	0	0	0	0
	20代		15	18	15	7	7	10
	30代		72	62	57	57	58	57
	40代		137	139	125	125	119	112
	50代		31	36	42	38	40	41
	60代以上		3	4	4	2	2	2
原因別	死亡		14	17	19	19	15	16
	離婚		223	221	203	188	191	185
	遺棄		2	2	1	2	3	2
	未婚		18	17	17	18	16	18
	その他		2	3	3	2	1	1

父子家庭の状況

各年8月1日現在 (単位：世帯)

区分		年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
世帯数			31	28	28	26	26	27
年齢区分	10代		0	0	0	0	0	0
	20代		1	1	0	0	0	1
	30代		3	4	5	3	3	2
	40代		12	9	8	10	11	11
	50代		13	13	13	11	7	9
	60代以上		2	1	2	2	5	4
原因別	死亡		9	8	5	5	4	4
	離婚		21	19	22	20	21	22
	遺棄		0	0	0	0	0	0
	未婚		0	0	0	0	0	0
	その他		1	1	1	1	1	1

* 未婚の父とは、婚姻状態の解消ではなく父となった場合をいう。



母子・父子相談状況

区分	年度	R元年度 件数	R2年度 件数	R3年度 件数	R4年度 件数	R5年度 件数
	区分					
生活一般	住 宅	0	8	8	5	2
	医 療	0	6	4	1	0
	家 庭 紛 争	10	43	53	18	3
	配偶者の暴力	-	-	-	7	1
	就 職	3	8	7	4	27
	結 婚	0	2	1	3	1
	養 育 費	9	9	4	10	6
	そ の 他	4	4	6	27	23
児 童	養 育	1	0	7	18	12
	教 育	0	3	0	1	0
	非 行	0	0	0	0	0
	就 職	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	2	9	2
生活援助	母子福祉資金	19	4	6	8	13
	寡婦福祉資金	2	0	2	0	0
	児童扶養手当	1	4	6	1	2
	生活 援 護	3	8	12	0	0
	公 的 年 金	0	1	0	0	1
	税	0	0	0	0	1
	経 済 そ の 他	-		0	0	10
その他	そ の 他	1	0	0	4	0
	計	49	100	118	116	104

女性・男性相談状況

区分	年度	R3年度		R4年度		R5年度	
		面接相談件数	電話相談件数	面接相談件数	電話相談件数	面接相談件数	電話相談件数
婦人保護施設入所等		0	0	0	0	0	0
暴力の迫害相談		61	6	45	6	12	5
生活 困 難		11	4	16	4	15	16
離 婚 相 談		61	22	126	22	75	35
養 育 困 難		7	0	2	0	3	7
ストーカー被害		5	0	11	0	9	2
家 庭 不 和		33	5	40	5	43	27
求 職		4	0	14	0	9	1
雇用主等との交渉		0	0	0	0	0	0
医 療 相 談		35	14	30	14	10	12
妊 娠 出 産		0	0	0	0	0	0
住 居 相 談		1	0	10	0	7	1
帰 郷 帰 宅		0	0	0	0	0	0
ヒモ・暴力団関係		0	0	0	0	0	0
そ の 他		24	4	17	4	14	4
計		219	55	311	55	197	110

第 1 1 章 高齢者福祉

1. 高齢者福祉の状況

わが国の総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、世界的にも例を見ない速さで増加しており、これは、世界で最も長い平均寿命と、世界で最も進んだ少子化が主な要因となっています。

現在、団塊の世代（昭和 22 年～24 年出生世代）が 65 歳以上の年齢層に達したことから、急激に高齢者人口が増加し、令和 7（2025）年には高齢者人口がピークに達すると予測されています。

大町市における令和 6 年 4 月 1 日の高齢化率は 39.19%と、3 人に 1 人以上が 65 歳以上という超高齢社会を迎えています。

元気で社会的な役割を担って活躍する高齢者の方がいる一方、介護を必要とする高齢者が増えています。平成 12 年度に介護保険制度が施行され、老人福祉の中の介護分野は、行政本位の措置制度から利用者の選択による介護保険サービスの利用制度へと移行してきました。

平成 27 年 4 月の介護保険法の改正以降、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」体制の構築に向けた取り組みが必要とされているところです。

大町市では第 9 期大町市高齢者福祉計画（令和 6 年度から令和 8 年度）に基づき、北アルプス広域連合が策定する第 9 期介護保険事業計画と足並みを揃えながら、地域包括ケア体制の構築を進めています。

高齢者の生活支援には、要介護状態とならないよう、また要介護状態がさらに悪化しないようにするための介護予防サービスや生活の質を高めるための生活支援サービスなど、高齢者の生活全般を支えるサービスの充実が必要となっています。

高齢者数の推移

（各年度 4 月 1 日現在）

年度 区分 年齢	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65～69	1,073	1,088	2,161	999	1,032	2,031	959	947	1,906	937	893	1,830	907	878	1,785
70～74	1,140	1,201	2,341	1,294	1,285	2,579	1,302	1,302	2,604	1,190	1,248	2,438	1,096	1,164	2,260
75～79	908	1,039	1,947	816	1,001	1,817	798	1,017	1,815	875	1,048	1,923	929	1,076	2,005
80～84	617	889	1,506	624	863	1,487	655	884	1,539	689	903	1,592	734	934	1,668
85～89	472	786	1,258	480	790	1,270	472	770	1,242	450	749	1,199	434	737	1,171
90～94	217	496	713	212	540	752	238	523	761	247	521	768	263	496	759
95～	43	199	242	51	211	262	56	246	302	52	263	315	61	283	344
計	4,470	5,698	10,168	4,476	5,722	10,198	4,480	5,689	10,169	4,440	5,625	10,065	4,424	5,568	9,992
高齢化率 (%)	37.65			38.30			38.76			38.89			39.19		

（高齢者数は、住民基本台帳による）

一人暮らし高齢者・高齢者世帯・要介護認定者数

(各年度4月1日現在) (単位:人、世帯)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一人暮らし高齢者数		2,124	2,193	2,240	2,268	2,339
高齢者のみ世帯数		1,863	1,879	1,916	1,915	1,911
要介護(支援)認定者数		1,758	1,768	1,737	1,721	1,688

2. 在宅福祉

(1) 介護保険対象外サービス

サービス名	内 容	令和5年度実績
生活管理指導短期宿泊事業	在宅で暮らす虚弱な高齢者が一時的に養護老人ホームに短期入所することで、在宅での自立生活の維持向上を図ります。	実施施設 1施設 利用者数 14人 人延べ日数 1,579日
緊急宿泊支援事業	介護者等の緊急の事由により、家庭での介護が一時的に困難になった場合、通所施設に緊急で宿泊した費用の一部を助成します。	申込件数 0件
緊急通報システム	一人暮らしの高齢者などが体の具合が悪いなどの緊急時に、ペンダント式の発信機や安否センサー・煙感知器で24時間体制の通報受信センターへ緊急連絡することができます。	設置台数 52台 延べ利用回数 588回
生活支援員派遣事業	生活支援員を派遣して軽易な日常の家事支援や除雪等を行います。	実利用人数 143人 延べ利用回数 1,497回
配食サービス	調理が困難な一人暮らしの高齢者などに、栄養バランスの取れた食事をお届けするとともに、安否確認を行います。(NPO法人キッズウイルに委託)	実人数 35人 延べ食数 9,038食
高齢者にやさしい住宅改良促進事業	高齢者の居住環境を改善し日常生活の利便を図るため、住宅の改修に必要な経費を補助します。(補助限度額は63万円)	補助件数 2件 補助総額 694,000円
福祉タクシー乗車券交付	自らの交通手段を確保できない者又は世帯で、市で規定する条件に該当する者に対し、タクシーの初乗り運賃等を助成する乗車券を交付します。	交付件数 211件 延べ利用枚数 2,743枚
日常生活用具の貸与	高齢者の生活を支援するための用具を貸出します。車イス・歩行器等	申込件数 15件
介護用品引換券交付	在宅で暮らす寝たきり高齢者などに介護用品(紙おむつ)の購入費用の一部を助成する引換券を交付します。	交付件数 326件 延べ利用枚数 2,622枚
寝たきり高齢者等寝具クリーニング券交付	寝たきりの高齢者が使用している寝具をクリーニングした場合に要した費用の一部を補助します。掛布団・敷布団・毛布各1枚で年2回以内	申込件数 4枚
雪下ろし費用の援助	一人暮らしや高齢者のみの世帯で、自分で屋根の雪下ろしができない世帯に対してその費用の一部を援助します。	申込件数 0人 扶助金額 0円
訪問理美容サービス助成	外出困難なお年寄りなどが自宅で理美容サービスを受けるための出張料金を助成します。	申込件数 9件
高齢者補聴器購入助成	聴力が低下してきたために日常生活に支障をきたしている高齢者の方を対象に、補聴器購入費用の一部を補助します。	申込件数 45件

(2) 文化・スポーツ・生きがづくり

事業名	内容	令和5年度実績
陶芸の家	陶芸活動を通じて仲間づくりや健康保持、生きがづくり活動を行います。	会員数 26人 実施日数 85日
老人作品展（文化祭）	知識や経験、特技を生かした作品を展示発表します。（令和5年度26作品出店）	11月3日～11月5日 会場「大町市文化会館」
山雅健康教室	高齢者の健康増進・体力維持を図り、山雅健康教室を通じて生きがいのある豊かな老後を目指す。	開催回数 10回 参加者 延べ235人
ノルディックウォーキング	高齢者の健康増進を目的として開催します。	開催回数 22回 参加者 延べ285人
シニア水中運動教室	高齢者の健康増進を目的として開催します。	参加者 延べ126人
シニアクラブへの助成	シニアクラブ連合会や単位シニアクラブの社会奉仕活動、健康増進活動、教養活動等を支援します。	1連合会・17単位クラブ 補助金 1,605,620円

(3) その他の事業

事業名	内容	令和5年度実績
敬老祝金	4月1日現在市内に住む88歳及び99歳以上の方にお祝い金を贈り敬老の意を表します。 祝金 88歳 10,000円 99歳 20,000円 100歳以上 10,000円	該当者数 357人 88歳 255人 99歳 39人 100歳以上 63人
敬老事業	各地区（大町・平・常盤・社・八坂・美麻）の敬老会事業に助成し、多年にわたり社会に尽くしてきたお年寄りを敬愛し長寿を祝います。	地区敬老会補助金 4,937,800円 5,800人 （大町地区2,397,600円 2,664人） （平地区 600,000円 1,008人） （常盤地区1,181,700円 1,313人） （社地区 258,500円 467人） 敬老会事業費（合併調整により定額補助） 八坂地区 250,000円 172人 美麻地区 250,000円 176人
介護者慰労金	65歳以上の寝たきり等のお年寄りを6ヶ月以上介護している方に慰労金を贈ります。（認定の要件があります） 寝たきり高齢者1人につき年額100,000円	該当者数 208人
ゆうあい高齢者の集い	社会活動に参加する機会の少ない一人暮らしの高齢者同士が、日帰り旅行などで親睦を深めます。	参加者 67人

シニアクラブ助成の状況

（単位：クラブ、円）

区分	年度				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国県補助対象	20	15	15	13	10
	2,060,460	1,764,450	1,625,840	1,522,310	1,381,500
市単独補助対象	8	10	7	8	8
	269,200	334,000	230,800	264,200	253,800
補助合計	28	25	22	21	18
	2,329,660	2,098,450	1,856,640	1,786,510	1,635,300

3. 施設福祉

大町市内には老人福祉施設として、養護老人ホーム「鹿島荘」(大町市、定員50人)があり、定員のうち約半数が大町市からの入所者となっているほか、市外の施設にも入所しています。

令和6年3月末現在の当市からの入所状況及び措置費の状況は下表のとおりです。

○養護老人ホーム…65歳以上で、身体上、精神上または環境上の理由及び経済的理由により、在宅生活が困難な高齢者の入所施設

養護老人ホーム入所者の状況

(単位：人)

区分	年度				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鹿島荘(大町市)	26	28	29	27	30
安曇寮(安曇野市)	1	1	1	1	0
松風園(松本市)	1	1	1	1	1
合計	28	30	31	29	31
措置費支払実績(円)	72,695,012	78,774,462	79,019,273	73,011,379	78,566,847

4. 高齢者向け生活施設

有料老人ホームは、老人福祉法第29条に規定された高齢者向けの生活施設です。高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要な「サービス」が付いた「住まい」です。

有料老人ホームの状況

(令和6年3月末現在)

(単位：床)

区分	年度				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有料老人ホーム千里	23	22	22	24	23

第12章 介護保険

介護保険は、高齢者や家族が抱えてきた介護の負担や不安を解消し、介護を受ける方自身が持つ能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要な保健医療サービスや福祉サービス給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で支援していくシステムとして平成12年度に介護保険制度が施行されました。

当地域では、管内の5市町村で組織する北アルプス広域連合が保険者となり、事業発足から24年が経過しています。また、平成27年4月の介護保険法の改正では、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みが求められており、介護は、社会全体で支援する仕組みから、より身近な地域において支える仕組みづくりの時期を迎えています。大町市では、令和6年3月に策定した第9期介護保険事業計画に基づき、必要とする人に安定した介護サービスを提供すること、介護が必要な状態に陥らないよう介護予防を推進することを中心に、安定した介護保険事業の運営につながるよう努めます。

1. 要支援要介護認定者数等

(各年度4月1日現在) (単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
事業対象者	163	219	228	243	249	
要介護度	要支援1	129	122	126	176	135
	要支援2	223	242	212	223	207
	要介護1	342	350	399	350	441
	要介護2	320	320	285	328	289
	要介護3	267	260	258	258	267
	要介護4	266	272	241	262	247
	要介護5	211	208	200	195	195
計(要介護・要支援)	1,758	1,774	1,737	1,721	1,781	
高齢者数	10,205	10,240	10,212	10,106	9,992	
認定割合	17.22%	17.32%	17.01%	17.03%	17.82%	

2. 居宅介護・総合事業サービス利用者数

要介護度別居宅サービス利用状況

(各年度4月1日現在) (単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
事業対象者	82	82	110	104	89	
要介護度	要支援1	67	60	94	91	68
	要支援2	149	164	159	139	150
	要介護1	304	287	290	298	383
	要介護2	261	271	265	289	264
	要介護3	183	178	189	173	179
	要介護4	113	114	114	113	104
	要介護5	70	64	61	72	71
計(要介護・要支援)	1,147	1,138	1,160	1,153	1,219	

3. 施設サービス等の利用者数

(各年度4月1日現在) (単位:人)

施設等の区分	サービス区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	在宅	施設					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)		○	274	279	255	332	266
介護老人保健施設		○	106	102	110	143	97
介護療養型医療施設		○	1	1	3	4	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	○		32	33	32	39	43
小規模多機能型居宅介護	○		37	36	38	47	35
計			450	451	438	565	441

4. 介護保険サービス

介護保険サービスの内容

	区分 (サービスの名称等)	サービスの内容
	在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)
通所介護 (デイサービス)		日帰りで、入浴や食事、日常生活の介護や機能訓練等を受けることや、レクリエーションなどの社会交流を行います。
訪問入浴		浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
訪問看護		看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション		理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練を行います。
通所リハビリテーション (デイケア)		介護老人保健施設や医療施設などに通って、理学療法士や作業療法士などが機能訓練を行います。
短期入所生活・療養介護 (ショートステイ)		介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期入所して、介護職員等が日常生活の介護や機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護		登録した利用者に「通い」を中心に「訪問」「泊まり」の3つのサービスを一体的に24時間切れ間なく提供します。
居宅療養管理指導		医師や歯科医師、薬剤師などが家庭訪問して、療養の管理、指導を行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		認知症の状態にある高齢者が、5人から9人で共同生活を営む住居において、介護職員が日常生活の介護や機能訓練などを行います。
特定施設入所者生活介護		有料老人ホームやケアハウスなどの入所者に、介護職員が日常生活の介助や機能訓練などを行います。
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差解消など、小規模な住宅改修費用を支給します。	
福祉用具の貸与・購入費の支給	車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸し出すほか、ポータブルトイレや入浴補助用具などの購入費を支給します。	
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
	介護老人保健施設	症状が安定し入院治療の必要がない人が、施設サービス計画に基づき日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
	介護療養型医療施設	長期間の療養や介護を必要とする人が入院して、看護職員等が機能訓練や日常生活の介護を行います。

5. 北アルプス広域連合介護保険事業大町市負担金額

(単位：円)

介護保険事業計画期間	第7期計画		第8期計画		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
負担金額	444,101,000	437,587,000	455,030,000	454,209,000	455,627,000

6. 北アルプス広域連合介護保険料

(単位：円)

1号被保険者		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険料 (基準額) 第5段階	年 額	68,400	68,400	69,600	69,600	69,600
	月 額	5,700	5,700	5,800	5,800	5,800

第13章 地域包括支援センター

1. 業務内容

地域における保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援する総合機関として市内2カ所に設置され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、地域の特性や実情を踏まえ、あらゆる社会資源と連携を図りながら医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等、様々な面から高齢者やその家族の生活をサポートしています。

① 総合相談支援事業

- ・相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。
- ・地域の高齢者の、状況の実態把握に努めます。
- ・地域や各団体と連携し、地域におけるネットワークを構築します。

② 権利擁護事業

高齢者虐待への対応や、判断能力が低下した人の支援により、高齢者の尊厳ある生活をサポートします。

- ・高齢者虐待の防止に努め、虐待通報を受けた場合は、高齢者本人とその養護者を支援します。
- ・北アルプス成年後見支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用し、判断能力が低下した人の金銭管理や契約行為を支援します。
- ・判断能力が低下した人に親族がいない場合や経済的虐待が認められる場合には、市長申立てによる成年後見制度の利用につなげます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ・様々なサービス（社会資源）を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備
- ・情報提供や事例検討会、研修会等の実施
- ・個別指導や相談対応
- ・困難事例の支援方針の検討、指導助言

④ 地域ケア会議の開催

担当圏域ごとに、多職種が協働して個別事例の検討を通じた地域課題の把握、資源開発を行い、個別支援と地域支援のマッチングや生活支援体制の整備を行います。

⑤ 生活支援体制整備事業

市全域及び日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の特性や実情に応じた協議体を構成し、地域の社会資源と連携しながら助け合いの基盤整備を図ります。

- ・サロンなど地域の居場所や、生活支援に関わるサービス等既存の社会資源の把握「見える化」の取組
- ・高齢者の困りごと等を把握し、地域住民や関係機関とともに地域課題を整理
- ・住民やボランティア、NPO、企業等とともに新たな助け合いの仕組みやサービス等の創出を検討

⑥ 認知症施策の推進

認知症高齢者やその家族を支えるため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関との連携や地域への普及啓発、相談対応を行います。

⑦ 在宅医療・介護連携の実施

在宅医療が必要な高齢者や退院時等、自分らしい生活が継続できるための環境が整えられるよう、関係機関と連携し医療と介護が円滑につながる仕組みを構築していきます。

⑧ 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援を、契約に基づき提供します。対象者の介護予防に資する保健医療サービスまたは介護サービスの適切な利用により、自立支援に向けた介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）を作成します。

2. 施設・組織の概要

高齢者からの相談等に素早く対応できるよう、2つの生活圏域に設置しています。

3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー）を中心とした専門職のチームアプローチにより、様々な面から高齢者の生活を支える総合機関です。

名 称		大町市北部地域包括支援センター	大町市南部地域包括支援センター
運 営 区 分		委 託（社会福祉法人周厚会）	委 託（大北農業協同組合）
設 置 場 所		大町市平 8940 番地 33 （JA 大北平事業所内）	大町市常盤 3546 番地 （大町市ふれあいプラザ内）
日 常 生 活 圏 域		◆大町地区の一部 三日町、俵町、山田町、北山田町、不二塚町、東中原町、宮田町、大原町、中原町、栄町、若原町、大原2号団地、和町、大黒町、相生町、九日町、六九町、幸町、名店街、上仲町、下仲町、八日町、仁科町、高見町、桜田町、南原町、堀六日町、白塩町、北原町、十日町、高根町 ◆平地区 ◆美麻地区	◆大町地区の一部 神栄町、五日町、旭町、日の出町、光明町、東町、下白塩町、大新田町、東若宮町、西若宮町、若宮町、昭電社宅 ◆常盤地区 ◆社地区 ◆八坂地区
生活圏域の人口		13,686 人	11,809 人
うち高齢者人口		5,543 人	4,449 人
職 員 数		8 人	7 人
職員配置内訳	常 勤 専 従	6 人	3 人
	常 勤 兼 務	—	2 人
	常勤以外専従	2 人	2 人
専門職種配置状況	主任介護支援専門員	1 人	1 人
	保 健 師 等	2 人	1 人
	社 会 福 祉 士	2 人	2 人

※生活圏域人口、生活圏域高齢者人口は令和6年3月31日現在

3. 令和5年度事業実績

(1) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務（令和5年度月別件数）（単位：人、件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要支援1	95	92	93	85	101	94	98	103	94	101	98	101
要支援2	187	184	186	198	186	187	187	182	191	187	183	185
認定者計	282	276	279	283	287	281	285	285	285	288	281	286
事業対象者	63	61	58	61	54	56	57	56	56	50	51	52
プラン作成件数	345	336	335	337	340	337	340	334	339	334	330	336
北部(委託)	185	183	183	181	185	182	189	183	190	183	179	185
南部(委託)	160	153	152	156	155	153	151	151	149	152	151	151

(2) 介護予防事業

おおむね65歳上の人を対象に運動機能の維持向上、認知症予防、栄養改善、口腔衛生等の事業を実施しています。

① 筋力向上トレーニング事業

教室名	実利用者数（人）	実施回数（回）	延利用者数（人）
短期集中通所C型	0	0	0
短期集中通所C型フォロー	0	0	0
短期集中訪問C型	3	36	36

② 複合型介護予防教室（運動機能、認知症予防、栄養改善、口腔衛生の複合教室）

開催地区	開催回数	実利用者数（人）	延利用者数（回）
12地区	144	191	1,575

③ 貯筋塾（マシントレーニング教室）

	開催回数	延利用者数（人）
平貯筋塾 水曜日	40	378
平貯筋塾 木曜日	40	305
常盤貯筋塾	40	347
美麻貯筋塾	40	311
合計	160	1,341

④ 介護予防教室

	開催回数	延利用者数（人）
介護予防地域教室	八坂地区	62
	美麻地区	16
	その他	127
	合計	205
	八坂地区	482
美麻地区	117	
その他	1,385	
合計	1,984	

⑤ 地域リハビリテーション事業

教室名	実施回数（回）	延利用者数（人）
普及啓発	113	1,092
訪問	40	40

(3) 訪問指導事業（看護師または栄養士による訪問指導の実施）

	対象者数（人）	延訪問回数（回）	備考
看護師訪問指導	30	296	生活習慣病予防、重症化予防、介護相談等
栄養士訪問指導	6	10	
計	36	306	

(4) 家族介護支援事業

認知症サポーター養成講座	開催回数：基礎編 2回 ステップアップ編 0回	参加延べ人数 42人 参加延べ人数 0人
在宅介護者リフレッシュ事業	開催回数：5回	参加延べ人数 122人

(5) 権利擁護事業

虐待対応件数	相談通報件数 5件（うち認定件数 3件）
成年後見制度支援	首長申立件数 2件

(6) 地域ケア会議等

会議種別	開催回数（回）	参加延べ人数（人）	備考
地域ケア会議	31	636	各包括 みんなで考えようプロジェクトほか
介護サービス事業所等実践力向上研修会	2	116	

第14章 複合施設（総合福祉センター・ふれあいプラザ）

地域福祉のよりどころである大町市総合福祉センター「ハートピア仁科の里」、大町市八坂総合福祉センター「みさか」、大町市美麻総合福祉センター「梨嶺（りんれい）」、大町市ふれあいプラザは、市民一人ひとりの福祉への声が反映される“活用されるための施設”を目指してつくられています。

市全体が福祉を受け止め、安心して住める心豊かな地域づくりのために、誰もが積極的に参加できること、また、参加しやすいユニバーサルな環境を提供することが基本理念です。

平成18年度から美麻総合福祉センターを除く3施設が指定管理者制度を導入し、平成24年度からは美麻総合福祉センターも指定管理者制度を導入しています。

- | | |
|---|--|
| <p>1. 大町市総合福祉センター「ハートピア仁科の里」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公衆浴場「蓮華の湯」「鹿島の湯」 ▶ 休養娯楽室 ▶ 健康増進センター ▶ 地域活動センター ▶ デイサービスセンター「こすもす」 ▶ 障害者共同作業所「ひまわりの家」 ▶ 障害者デイサービスセンター「ハーモニー・ルーム」「たんぽぽ」 ▶ 精神障害者作業所「すずらん」 ▶ 大北圏域障害者総合支援センター「スクラム・ネット」 ▶ 生活就労支援センター「まいさぼ大町」 | <p>平成14年10月開設
指定管理施設(大町市社会福祉協議会)</p> |
| <p>2. 大町市八坂総合福祉センター「みさか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ デイサービスセンター | <p>平成9年4月開設
指定管理施設(大町市社会福祉協議会)</p> |
| <p>3. 大町市美麻総合福祉センター「梨嶺」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ デイサービスセンター ▶ 保健センター ▶ 診療所 | <p>平成11年9月開設
指定管理施設(大町市社会福祉協議会)</p> |
| <p>4. 大町市ふれあいプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公衆浴場 ▶ 南部地域包括支援センター ▶ 大町南小児童クラブ | <p>平成13年4月開設
指定管理施設(JA大北)</p> |

◆大町市総合福祉センター「ハートピア仁科の里」利用状況

年 度	公衆浴場				会議室等			
	開館日数	利用者数 (人)	一日平均 利用者数	利用料 (円)	開館日数	利用団体	利用者数 (人)	使用料 (円)
30	311	28,486	91.6	6,100,000	358	1,894	17,311	217,600
R1	310	28,942	93.4	6,278,600	360	1,926	15,774	220,750
R2	310	26,068	84.1	5,616,200	359	1,459	9,253	115,400
R3	313	25,318	80.9	5,344,800	295	1,472	8,474	99,800
R4	310	25,647	82.7	5,737,400	358	1,982	12,880	152,950
R5	311	28,254	90.8	6,465,400	360	1,933	15,579	147,700

◆大町市八坂総合福祉センター「みさか」利用状況

年度	開館日数	利用者数 (人)	一日平均 利用者数
30	256	4,117	16.1
R1	257	4,113	16.0
R2	257	4,173	16.2
R3	257	4,218	16.4
R4	251	4,091	16.3
R5	255	3,489	13.7

◆大町市美麻総合福祉センター「梨嶺」^{りんれい}利用状況

年度	デイサービス			会議室		
	開館日数	利用者数 (人)	一日平均 利用者数	開館日数	利用者数 (人)	一日平均 利用者数
30	256	4,922	19.2	244	1,218	5.0
R1	257	4,851	18.9	242	1,589	6.6
R2	258	4,918	19.1	252	583	2.3
R3	257	5,293	20.6	227	768	3.4
R4	248	4,913	19.8	249	1,381	5.5
R5	256	5,019	19.6	255	2,213	8.7

◆大町市ふれあいプラザ利用状況

年度	公衆浴場				軽運動室等	
	開館日数	利用者数 (人)	一日平均 利用者数	利用料(円)	開館日数	利用者数 (人)
30	284	4,680	16.5	1,008,400	356	1,837
R1	308	5,385	17.5	1,135,800	360	1,469
R2	299	4,860	16.3	1,015,900	350	814
R3	307	5,292	17.2	1,076,000	359	783
R4	309	5,747	18.6	1,179,600	360	563
R5	309	6,558	21.2	1,304,600	361	692

第15章 援護及び災害救助

1. 恩給法及び遺族等援護法

昭和54年4月から開設した恩給相談は、県の地域福祉課、国の総務省人事・恩給局との連絡調整により随時実施しています。

○令和2年4月1日～令和5年3月31日 第十一次戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

2. 災害救助

平成26年11月の神城断層地震では大町市においても大きな被害を受けました。ひとたび災害が発生した時には、大町市・日赤奉仕団・その他市民とともに応急の体制を整え、災害を被った者の保護と社会秩序の保全を図る必要があります。

災害救助法に基づく適応基準は大町市の場合、最低60世帯の減失となりますが、これに関わらず小災害においても見舞金を支給するとともに、緊急の事態に備えた救助体制の充実を図っています。

大町市災害見舞金支給要綱に基づく支給

(単位：件)

災害の種別	被害状況	年度別 支給額	支給実績										
			H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
火 災	全 焼	30,000 円		2		2	2	2	1	1	1	2	1
	半 焼	20,000 円											
	一部焼失	10,000 円				1	4	2					
暴風・豪雨・地震等の 自然災害	全 壊	30,000 円											
	全 流 失	30,000 円											
	全 埋 没	30,000 円											
	半 壊	20,000 円	7										
	一部崩壊	10,000 円	70	1									
	床上浸水	10,000 円											
上記の災害で人命に かかわるもの	床上土砂流入	10,000 円											
	死 亡	50,000 円	1				1				1		
計			78	3	0	3	7	3	1	1	3	1	

第16章 福祉医療

乳幼児や障がいのある人、母子・父子家庭の医療費を軽減する制度。医療機関を受診した約3カ月後に、保険診療分の窓口自己負担額から500円を控除し給付します。（18歳以下の方は、窓口自己負担額500円を支払い、残りの自己負担額は市で支払いとなります。）

●福祉医療費特別給付金対象者

（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容	対象者数(人)
乳幼児	高校3年生まで	2,617
心身障害者	・身障手帳 1級～4級 ・療育手帳 A1・A2・B1・B2 ・特別児童手当 1級・2級 ・国民年金の障害年金 1級・2級	1,327
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳 1級・2級 ・精神者自立支援法による「自立支援受給者証（精神通院）」を持っている人の通院公費	416
母子・父子家庭	・配偶者がなく、18歳未満（高等学校卒業月まで）の児童を扶養している人（児童扶養手当に準ずる所得制限あり。） ・上記の人に扶養されている18歳未満（高等学校卒業月まで）の児童	289

●各制度別の支給件数と金額

年度	乳 幼 児		心身障害者		精神障害者	
	件 数	金額（千円）	件 数	金額（千円）	件 数	金額（千円）
28	29,695	47,654	27,302	113,084	7,021	20,042
29	30,069	47,685	26,688	108,831	7,095	21,893
30	32,328	57,625	27,063	110,188	7,163	23,341
元	30,129	56,622	27,912	113,984	7,583	23,616
2	25,586	49,758	26,029	106,273	7,220	22,765
3	29,283	60,212	26,093	106,879	7,148	23,074
4	31,431	61,833	25,314	102,463	7,091	22,704
5	35,436	71,631	33,248	102,256	10,239	24,874

年度	母子・父子家庭		合 計	
	件 数	金額（千円）	件 数	金額（千円）
28	4,275	9,723	68,293	190,503
29	4,189	9,575	68,041	187,984
30	4,251	10,858	70,805	202,011
元	4,035	10,256	69,659	204,478
2	3,183	8,312	62,018	187,108
3	2,888	7,027	65,412	197,192
4	2,821	8,254	66,657	195,254
5	3,280	8,833	82,203	207,594

第 17 章 大町市社会福祉協議会（社協）

大町市社会福祉協議会の概要

〔名称〕 社会福祉法人 大町市社会福祉協議会
 〔所在地〕 大町市大町 1129 番地（大町市総合福祉センター内）
 Tel 0261（22）1501
 Fax 0261（22）7071
 有 線（22）1501
 〔設立〕 昭和 29 年 7 月
 昭和 37 年 9 月 社会福祉法人設立認可
 昭和 37 年 10 月 法人設立登記

〔目的〕

大町市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核団体として、行政や関係団体との連携のもと、「地域福祉活動計画」に定める福祉事業の推進を通じて「誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくり」を目指して活動しています。

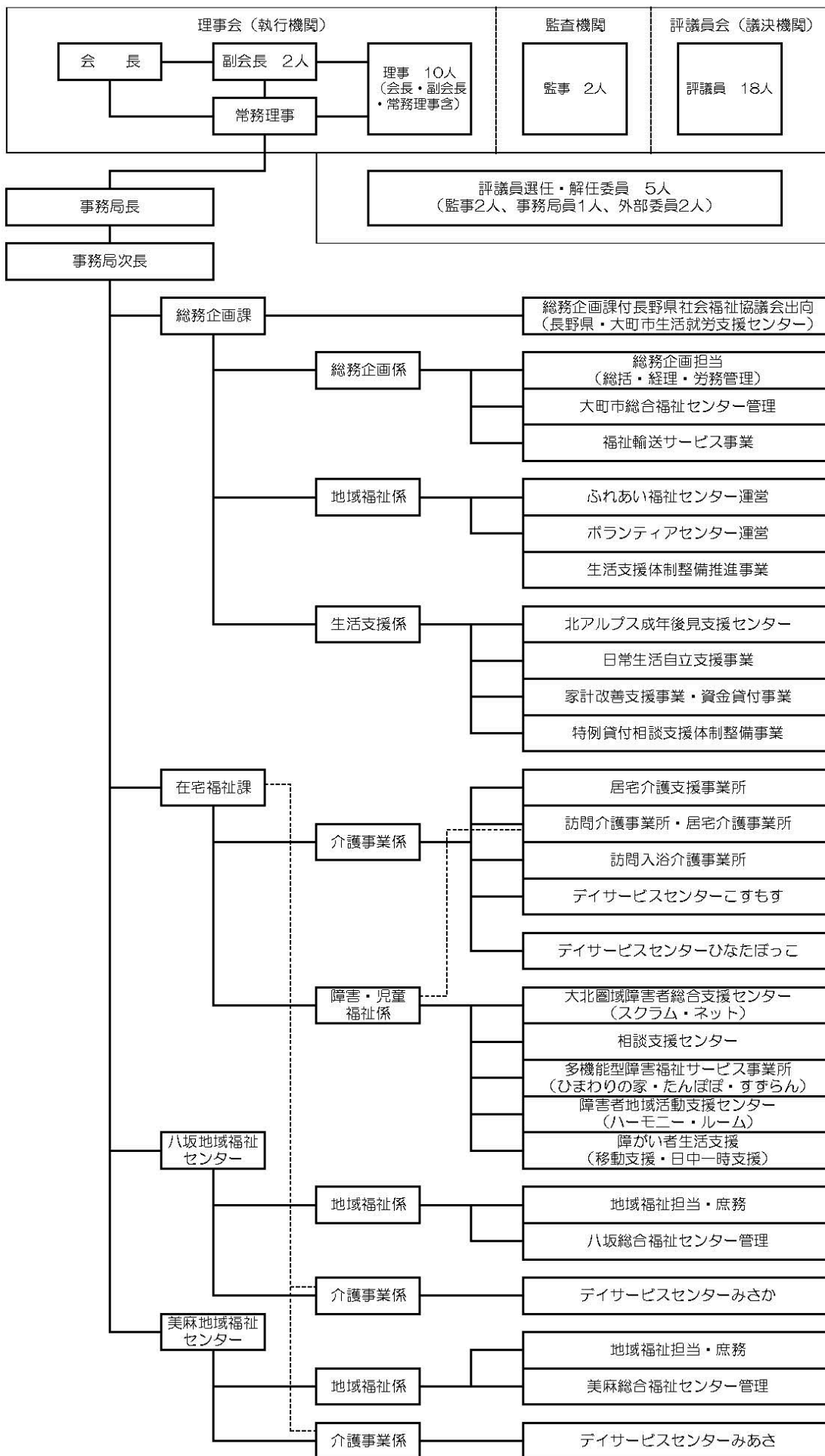
大町市社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、福祉に関係のある個人や団体によって構成され、地域の皆さんは、会員として社協へ参加しています。

大町市社会福祉協議会				
I	II	III	IV	V
地区社会福祉協議会	地域で福祉関連の活動を行う団体	ボランティア・市民活動を行う団体	社会福祉事業者	関連分野団体・その他
大町地区 平地区 常盤地区 社地区 八坂地区 美麻地区	民生児童委員協議会 小地域福祉ネットワーク 身体障害者福祉協会 シニアクラブ連合会 福祉当事者団体	自治会 ボランティア団体 消防団 日赤奉仕団 子ども会育成会	社会福祉法人 特定非営利活動法人 福祉サービス事業者	教育・医療・保健衛生・子育て・女性・商工分野等の団体・企業・行政機関 市議会 有識者
会 員（一般会員：世帯加入、特別会員：個人加入、法人会員：法人加入）				
住 民				

大町市社会福祉協議会 組織図

令和6年4月1日現在



令和5年度 社会福祉法人大町市社会福祉協議会事業報告（抜粋）

I 地域福祉推進基盤の強化

1. 法人運営基盤の強化

地域福祉を推進する中核組織として、安定した法人運営に努めるとともに、各積立金を活用し、福祉人材の確保、計画的な設備整備等に努めました。

(1) 法人運営事業

項 目	実施結果・内容
地域社会の情勢に応じた会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月第2火曜日を基本に三役会を開催 ○ 毎月第4火曜日を基本に所属長会議を開催 ○ 理事会を5回、評議員会を3回開催（詳細別記） ○ 評議員選任・解任委員会を2回開催（内1回書面による） ○ 総合企画部会の開催（積立金規程一部改正について）
経営管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月の所属長会議内で経営戦略会議を開催し、経営状況を把握（7月25日 講師：成澤税理士） ○ インボイス制度への対応（取引業者確認ほか）
内部統制機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期監査を実施（詳細別記） ○ 毎月の所属長会議内で安全衛生委員会を開催（詳細別記） ○ 事業報告・決算書、事業計画・予算書をホームページで公開 ○ 個人情報・特定個人情報保護規程に基づき、情報管理を徹底
働きやすい魅力的な労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無期雇用契約転換申出への対応 指定様式を作成、所属長会議等へ周知の上希望者への対応を実施 ○ 働き方関連法への対応 <ul style="list-style-type: none"> ◆有給休暇取得状況の共有（半期ごと所属長へ公開） ○ 最低賃金改正への対応 ○ 給与明細の電子化 ○ 新型コロナウイルス感染症5類移行への対応 <ul style="list-style-type: none"> ◆毎月の安全衛生委員会において、都度情報共有及び対応策の検討 ◆特別休暇の見直し(本人感染時のみ特別休暇取得) ◆ワクチン接種の推進及び簡易検査キットの備蓄
大北地域内の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大北ブロック社協事務局長会議を開催 5月17日 ○ 休眠預金物価高騰支援事業への協力 ○ 大北圏域の事業者との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 大北圏域介護保険事業者連絡協議会の事務局運営 ◆ 大北保健福祉圏域自立支援協議会の事務局運営
長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度の見直し対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長野県社協主催の説明会への参加 リモート開催の説明会を正規職員へ周知し会場を設置 ○ 定年延長への対応説明会への参加（11月14日）
経営検討委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年決算の状況を受け、職員10名による経営検討委員会を設置開催 <ul style="list-style-type: none"> ◆第一回 7月14日 R4決算及び運転資金の状況について ◆第二回 8月24日 過去10年の推移及び職員年齢構成について ◆第三回 9月22日 第一四半期の状況、職員提案について ◆第四回 12月1日 職員提案内容について、補正予算について ◆第五回 3月7日 経営改善進捗状況について
包括支援センターへの協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ ブランチ（相談窓口）の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数35件（内包括支援センターへ紹介件数 13件）

(2) 災害時支援体制の強化

項 目	実施結果・内容
災害時職員初動マニュアルに基づく参集訓練	<p>◆マニュアルに基づく訓練を実施</p> <p>○実施日 8月26日</p> <p>○対象者 所属長並びに正規職員</p> <p>○内 容 ①参集訓練 初動マニュアルに基づく参集訓練 ②職員安否確認訓練</p> <p>本年導入した『ビジエネ連絡網』を活用した、一斉送信メールによる安否確認</p> <p>※コロナ禍により、研修会は中止</p>
各種研修会への協力	<p>◆市連合自治会主催「避難所運営研修」への参加</p> <p>○開催日 6月10日 ○場 所 市役所東大会議室</p> <p>◆大町地区連合自治会主催「避難所運営研修」への協力</p> <p>○開催日 6月17日 ○場 所 旧一中体育館</p> <p>○内容 JINRIKIの展示説明</p> <p>◆大原町自主防災会主催「防災研修」への協力</p> <p>○開催日 9月17日 ○場 所 大原町公民館</p> <p>○内容 JINRIKIの展示説明</p>
各種研修会への協力	<p>◆泉区自治会主催「防災研修」への協力</p> <p>○開催日 10月28日</p> <p>○場 所 泉区公民館 ○内容 災害ボランティア養成講座</p>
災害支援体制整備	<p>◆大町市社会福祉協議会事業継続計画（BCP）の作成</p> <p>◆大町市災害ボランティアセンター設置運営に係る協定の締結</p>
災害支援	<p>◆DSATへの協力 白馬村土砂災害へのDSAT要請に基づく職員派遣</p> <p>○派遣日 12月20日・21日</p> <p>◆能登半島地震への対応</p> <p>○義援金募集 1月4日より募集開始（義援金箱の設置等）</p> <p>○救援物資の募集</p> <p>金沢市包括支援センターからの要請を受け、県社協、長野市ボラセン等の呼びかけにより、おむつ等の救援物資募集</p>

● 義援金の募集・送金状況

募集期間	当年度送金額（円）	義援金の内容
5.2.9～5.5.31	2023年トルコ・シリア地震救援金	25,988円
5.5.10～5.9.29	令和5年5月能登地方地震災害義援金	5,329円
5.6.9～5.9.30	令和5年台風第2号等大雨災害義援金	2,768円
5.7.12～5.12.29	令和5年6月30日からの大雨災害義援金	4,073円
5.9.13～5.12.31	令和5年台風13号災害義援金	904円
5.8.10～6.1.31	令和5年7月7日からの大雨災害義援金（石川県）	10,326円
6.1.4～6.12.27	令和6年能登半島地震義援金（募集中）	311,093円
合 計		360,481円

2. 地域福祉活動の財源確保

地域内の生活課題に取り組む住民主体の活動を支援するため、必要となる財源の確保に取り組んだ。社協会員組織の強化と、赤い羽根共同募金運動を推進した。

(1) 会員組織強化事業

項目	実施結果・内容
一般会員の募集	○ 一般会員（1世帯当たり年額600円） ◆ 6,900世帯を目標に、4～5月、自治会長等に納入依頼文・チラシを送付し、協力を依頼
特別会員の募集	○ 特別会員（1人当たり年額3,000円） ◆ 630人を目標に、7～8月、前年度会員等に納入依頼文・チラシを送付し、民生委員による取りまとめの協力を依頼
法人会員の募集	○ 法人会員（1団体当たり年額5,000円） ◆ 新型コロナ拡大防止の観点より、郵送での協力依頼を実施
会員の確保	○ 「社協おおまち」に一般会員・法人会員募集について掲載 ○ 「社協おおまち」に特別会員名簿・法人会員名簿を掲載 ○ 自治会未加入の約800世帯に納入依頼文・社協の活動内容を掲載したチラシを送付し、会員確保に努めた

● 年度別会員別会費集計表（過去5ヵ年）

（金額の単位：円）

年 度	一般会員（一般会費）			特別会員（特別会費）			法人会員（法人会費）		
	世帯数	金額	前年比	人数	金額	前年比	団体	金額	前年比
R1	7,180	4,308,000	98.0%	641	1,923,000	98.3%	21	105,000	123%
R2	6,996	4,198,000	97.4%	597	1,793,000	93.2%	23	115,000	109%
R3	6,772	4,063,800	96.8%	544	1,634,000	91.1%	21	115,000	100%
R4	6,590	3,954,010	97.3%	512	1,534,000	93.9%	14	90,000	78.3%
R5	6,398	3,847,600	97.3%	483	1,440,000	93.9%	32	185,000	205%

(2) 赤い羽根共同募金運動推進事業

項目	実施結果・内容
前年度募金実績に基づく配分金事業の実施	○ 6月に配分決定額である 5,646,433円（市社協分を含む）を各地区社協に配分した ○ 地域特別配分事業への申請及び配分事業の実施 ・ 大町市社会福祉大会 講師謝礼等として 633,000円 ・ 農福プロジェクト 事業費として 153,000円
目標額の設定と達成に向けた各種募金運動の実施	○ 新型コロナウイルス感染症への対応 ◆ 募金活動についての指針に基づき、地区別に具体的な運動計画策定し募金運動を実施。
募金目標額を達成するための運動	○ 新型コロナウイルス感染症に対応した募金活動 ◆ 大口募金について 市内2地区において、感染症の状況やそれゆえの経済状況を勘案し訪問での募金活動を取りやめ郵送での募金活動を実施
公募配分事業	○ 10団体より申請があり、交付決定を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響より事業実施困難で2団体が返還

● 募金実績の推移

(単位:円)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
募金目標額	8,811,000	8,698,000	8,702,000	8,549,000	8,010,000
募金実績額	8,528,257	8,071,664	7,891,609	7,258,533	7,119,078

● 令和5年度共同募金配分金の内訳

(単位:円)

配分先		高齢者 福祉活動	障害児・者 福祉活動	児童・青少年 福祉活動	住民全般 福祉活動	合 計
地区社協分	大町地区	315,948	55,000	120,000	495,000	985,948
	平地区	130,000	30,000	150,000	392,382	702,382
	常盤地区	335,576	30,000	480,000	400,000	1,245,576
	社地区	118,374	10,000	20,000	180,000	328,374
	八坂地区	127,786	0	50,000	35,000	212,786
	美麻地区	71,241	0	30,000	40,000	141,241
	計	1,098,925	125,000	850,000	1,542,382	3,616,307
市社協分		162,000	515,000	0	2,139,226	2,816,226
合 計		1,260,925	640,000	850,000	3,681,608	6,432,533

● 令和5年度市社協配分金事業の実績内訳

(単位:円)

事業名	配分金額	事業名	配分金額
福祉輸送サービス事業	404,510	希望の旅	66,786
社協報発行事業	632,531	災害見舞金等給付事業	57,300
心配ごと相談	59,200	公募配分事業	310,360
市民ふれあい広場負担金	500,000	社会福祉大会	632,539
農福連携プロジェクト	153,000		
合 計			2,816,226

● 福祉団体助成金交付実績

(単位:円)

団体名	助成額	団体名	助成額
借馬団塊クラブ	50,000	大町市シニアクラブ連合会	50,000
大町市子ども会育成会連絡協議会	50,000	大町市保護司会	25,000
サポートまつたけ	50,000	大町市身体障害者福祉協会	50,000
大町市更生保護女性会	10,000	大町市遺族会	25,360
合 計			310,360

3. 公益事業の推進（指定管理施設の管理運営等）

項 目	実施内容・結果
施設の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備の定期点検・保守点検を実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 灯油地下タンク気密試験（大町・八坂・美麻各1回） ◆ 防災・防災設備点検（3施設各2回） ◆ 電気設備点検（大町・美麻各6回 ※八坂は支所で実施） ◆ 給排水・空調設備点検（3施設各2回） ◆ 自動ドア点検（3施設各3回） ◆ エレベータ点検（大町4回 ※遠隔点検は毎月） ○ 日常清掃（通年）、特殊清掃（大町2回、八坂・美麻各1回）を実施 ○ 建物・設備の破損・故障に迅速に対応し、計画的に整備（内訳別記） ○ 大町市に次年度以降3カ年の整備要望書を提出
利用者ニーズの把握とサービスへの反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の声（意見箱）や管理日誌で意見・要望を把握し、随時対応 ○ 自主事業の実施や施設整備等について、市と随時協議
施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年末年始の公衆浴場臨時営業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 12月29日（10:00～17:00 62人） ◆ 12月30日（10:00～17:00 78人） ◆ 1月3日（13:00～17:00 62人） ※こどもの日及び敬老の日無料開放は感染拡大防止として本年度は中止とした ※年始のおしるこ振る舞いは、感染拡大防止として中止とした
施設サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5～10月第1金曜日に全職員による環境美化・緑化活動を実施 ○ 専門業者による浴室内特殊清掃の実施 ◆ 年2回の専門業者による館内特殊清掃に加え、浴室内の清掃を実施。
その他施設の利活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ エントランスホールの活用 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子供服等のリユースコーナー「コアラのぽっけ」を常設（平日） ◆ コットンサロンの開催

● 各施設の利用状況

施設名	項 目	開設日数	利用実績
大町市総合福祉センター	公衆浴場	311日	延べ 28,254 人（90.8 人/日）
	会議室等貸館	360日	延べ 1,933 団体（5.4 団体/日） 延べ 15,579 人（43.3 人/日）
八坂総合福祉センター	デイサービス	255日	延べ 3,489 人（13.7 人/日）
美麻総合福祉センター	デイサービス	256日	延べ 5,019 人（19.6 人/日）
	会議室等貸館	255日	延べ 153 団体（0.6 団体/日） 延べ 2,213 人（8.7 人/日）

● 公衆浴場利用状況の推移（大町）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
一 般（人）	6,439	4,941	4,474	6,016	7,365
65 歳以上（人）	20,104	19,007	18,295	17,162	18,429
障がい者（人）	1,870	1,806	2,124	1,784	1,963
小中学生（人）	529	314	420	488	322
優待券等（人）	0	0	5	197	175
合 計（人）	28,942	26,068	25,318	25,647	28,254
利用料収入（千円）	6,278	5,616	5,344	5,739	6,465

貸館利用状況の推移（大町）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
利用件数（団体）	1,926	1,459	1,472	1,982	1,933
利用人数（人）	15,774	9,253	8,474	12,880	15,579

● 電気料・燃料費の実績 （単位：千円）

施設	電気料			燃料費		
	R5	R4	増減	R5	R4	増減
大町	8,419	10,072	△1,653	2,410	3,117	△707
八坂	392	263	129	125	139	△14
美麻	2,591	2,947	△356	497	420	77
合計	11,402	13,282	△1,880	3,032	3,676	△644

II お互いさまのまちづくり

1. 地域における支え合い活動の推進

地域にある生活課題の掘り起こしと助け合い活動の活性化のため、地域ふれあい交流事業、小地域福祉ネットワーク事業、地区社協連携強化事業に取り組みました。

(1) 地域ふれあい交流事業

項 目	実施結果・内容
交流会(サロン)の開催状況把握と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期的な交流会（サロン）の開催状況の把握と活動支援 ◆ 広報紙等による交流会やサロン活動の周知 ◆ 地域関係者との連携による生活課題の共有

(2) 住民支え合いマップ事業

項 目	実施結果・内容
自治会等への説明会及び作成支援	地域に出向いてのマップ説明会等実績なし 個別に相談いただき助言提案を実施

● マップ作成自治会数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
マップ作成自治会数	23	23	23	23	23

(3) 小地域福祉ネットワーク事業

既存のネットワークを対象とした研修会を開催するとともに、各ネットワークへの訪問活動を行うことで、活動内容と課題の把握に努めた。

項 目	実施結果・内容
小地域福祉ネットワーク研修会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 開催日：8月3日 ◆ 会場：大町市総合福祉センター ◆ 参加者：34名 ◆ 内 容 アフターコロナみなさん！どんなネットワーク活動をされていますか？ □ ネットワークからの活動報告 ・はなみフラワーズ ・なすなの会 ・しゃくなげ会 ・こだま会 「地域を笑顔に！」福福寄席 信濃家中蔵さん
ネットワーク訪問活動	各ネットワークを訪問し活動内容と課題の把握、情報提供を行った。

● ネットワーク数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
ネットワーク数	45	45	45	42	42

(4) 地区社協との連携

項 目	実施結果・内容
地区社協との連携	○大町地区、八坂地区、美麻地区の事務局を担当 ○共同募金、地区社協助成金等の交付で地区社協の事業を支援

(5) 市民ふれあい広場の開催

項 目	実施結果・内容
参加団体で構成する実行委員会による企画・準備	○ 幹事会の開催 (5月23日) ○ 実行委員会の開催 ・ 第一回 (7月28日) ・ 第二回 (9月28日)
当日の運営	○ 障がい者施設やボランティア団体等による、自主製品の販売など模擬店の出店 ・ 参加団体 27団体 28コーナー

● 参加団体数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
参加団体数	※17	—	—	—	27

※令和元年度は規模を縮小して「ミニふれあい広場」を開催

2. ボランティア活動の推進

ボランティアセンターの活動や役割の周知を図り、ボランティア活動への理解促進と、活動に参加しやすい環境づくりに努めました。

(1) ボランティアセンター運営事業

項 目	実施結果・内容								
相談・登録・ニーズ把握・コーディネート機能の充実	○ ボランティアに関する相談、連絡調整、ボランティア登録を実施 ◆ 登録状況 ボランティア団体 106団体 5,589人								
ボランティアセンター運営委員会の開催	○ ボランティアセンターの適正な運営を図るため、運営委員会を開催 ◆ 第1回 3月1日 10人出席 内 容 令和5年度事業報告、ボランティア基金の活用 令和6年度事業計画について								
個人・団体への各種備品の貸出	○ 備品の貸出実績 (別表参照) ○ 機材使用実績 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>コピー機</td> <td>団体数 26 団体</td> <td>白黒 3,687 枚</td> <td>カラー 349 枚</td> </tr> <tr> <td>パソコン</td> <td>団体数 4 団体</td> <td colspan="2">延べ 8 回</td> </tr> </table>	コピー機	団体数 26 団体	白黒 3,687 枚	カラー 349 枚	パソコン	団体数 4 団体	延べ 8 回	
コピー機	団体数 26 団体	白黒 3,687 枚	カラー 349 枚						
パソコン	団体数 4 団体	延べ 8 回							
貸出備品整備	○ ボランティア基金を財源として、ポッチャシートを購入								
ボランティアに関する各種保険窓口業務	○ ボランティア活動保険加入状況 基本プラン 1,761 人 天災プラン 9 人 ○ ボランティア行事用保険、福祉サービス総合補償保険等加入の窓口業務実施								
ボランティアニュースの発行	○ 年6回発行 (偶数月) 全戸、市内小中高校、NPO法人配布 8,700部 (別表参照)								

項目	実施結果・内容
ボランティア研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアリーダー研修会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：2月16日（金） ・場所：大町市総合福祉センター ・参加者：23人 ・内容：レクリエーション講習 種山正子さん（日本レクリエーション協会公認インストラクター） ○ 大北ボランティア地域活動フォーラムを開催 開催に向けた実行委員会を3回開催 <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 10月26日 ・場所 白馬村役場多目的ホール ・参加者：大町市12人 ・内容 講演「子どもの笑顔が地域をつなぐ」 講師：里山ようちえん おやまのおうち園長 山崎龍平さん
ボランティア講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ サマーチャレンジボランティア <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 7月26日～8月17日の間 ・内容 点字・手話・車いす・地域の集いの場体験等11メニュー ・参加者 延べ42人参加

● ボランティア登録団体数の推移 (単位：団体)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録団体数	103	106	107	111	106

● 備品の貸出実績内訳 (単位：件)

品名	車いす	体験用車いす	高齢者疑似体験	ベビースケール	点字器	アイマスク
件数	80 (41)	4 (30)	11 (44)	2	3 (42)	3 (36)
品名	プロジェクター	スクリーン	ポータブルトイレ	ワイヤレスアンブ	ポップコーン製造機	綿菓子製造機
件数	167	25	1	7	10	8
品名	ポッチャ	カーレット	ゲーム用品	暗幕	HDMI	延長コード
件数	60 (65)	20 (2)	42	8	14	6
品名	白杖	視覚体験グラス	ジンリキ	マグネット吹き矢	レクリエ	ランプス
件数	4 (8)	4 (40)	5 (5)	2	1 (3)	2

※ () 内福祉教育使用数

● ボランティアニュースの発行内容

号数	発行日	主な記事
215号	6月1日	ボランティアセンター紹介/ボランティア活動保険/こどもまつりin大町 障がい者運動会参加者募集/能登半島地震義援金箱設置
216号	8月1日	サマーチャレンジ体験案内/ボランティア登録団体紹介 共同募金公募配分事業開始
217号	10月1日	大北ブロックボランティア地域活動フォーラム開催 各種ボランティア活動紹介
218号	12月1日	福祉啓発標語募集/大北ブロックボランティア地域活動フォーラム報告
219号	2月1日	令和6年能登半島地震支援方法について/ボランティア活動保険更新 ボランティアリーダー研修会開催
220号	4月1日	福祉啓発標語作品発表/社会福祉功労者表彰/ボラセン登録・助成金の案内/ こどもまつりボランティア募集/シバザクラボランティア募集

(2) 有償ボランティア事業

項 目	実施結果・内容			
有償ボランティア コーディネート	希望者等からの要請を受け、地域や関係機関等との調整をした			
	○ コーディネート件数 4 件			
	○ 取扱い件数（1件で複数ニーズあり）			
	内容	件数	内容	件数
	草とり、草刈り	1件	ゴミ出し	2件
話し相手	1件			
○ 対応結果				
▼もちもちサービス対応 2件		▼介護保険サービス 1件		
▼その他 1件				

III 安心して暮らせるまちづくり

1. 生活支援活動の推進

一人では解決できない暮らしの中の悩みごとや、身体状況・居住環境による外出困難、認知症や障がい等による判断能力の低下、雪かき支援員の派遣等に対応するサービスを提供し、生活支援活動の推進に努めた。

(1) 心配ごと相談事業

項 目	実施結果・内容
心配ごと相談	○ 毎月2回開設
司法書士相談	○ 相談件数60件

● 相談内容

(単位：件)

区分	生計	土地 家屋	家族	離婚	財産	金銭 貸借	健康	近隣	苦情	その他	合計
R1	2	13	12	2	28	14	2	4	0	8	85
R2	1	14	5	3	21	2	3	8	0	5	62
R3	0	17	4	2	18	4	3	3	0	3	54
R4	7	18	4	1	17	7	1	6	0	1	62
R5	0	21	4	0	27	3	2	1	0	2	60

● 相談件数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	85	62	54	62	60

(2) 福祉輸送サービス事業

項 目	実施結果・内容
通院や買い物等外出時の福祉車両による移動支援	○ 通院や買い物等の外出支援として福祉車両による送迎サービスを提供 運行時間 平日8:30～17:00（祝日・年末年始を除く） 利用料金 市内500円、市外1kmあたり50円を加算 運行範囲 市内発着で市境から20km以内 ◆ 運行日数・回数 243日・延べ3,736回 ◆ 年度末利用登録者数 321人（うち新規登録者数 60人）
福祉車両の貸出	○ 空き時間に福祉車両を貸し出し（年末年始を除く） ◆ 利用回数 延べ5回
運転手の確保	○ 資格認定職員数 15名（専任2名）

● 年度末利用登録者数の推移

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用登録者（人）	197	236	250	266	296	321

● 拠点別運行回数の推移

(単位：回)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
大 町	3,452	3,662	3,844	3,251	3,374
八 坂	249	343	403	378	277
美 麻	101	37	57	37	85
合 計	3,802	4,042	4,304	3,666	3,736

(3) 日常生活自立支援事業

項 目	実施結果・内容
福祉サービス利用 援助契約	○ 専門員による相談受付、県社協との協議、契約 ◆新規契約者数：3人 ◆解約者数：7人 ◆年度末契約者数：35人 ○ 専門員、生活支援員による福祉サービス利用援助・日常的金銭管理 ◆相談支援回数：延1,888回（内、利用援助回数：1,048回）
サービスの向上	○ 各種研修・会議に参加 ◆市町村社協相談事業担当者会議（4/18, 25・オンライン・7名参加） ◆家計から見る自立支援セミナー（9/29・松本市・2名参加） ◆県社協第1回専門員連絡会議（10/18・オンライン・1名参加） ◆県社協利用料改定等説明会（11/29・塩尻市・2名参加） ◆全社協専門員基礎研修（10～2月・オンデマンド配信・随時視聴） ◆全社協専門員初任者研修講師派遣（10/23, 11/28・全社協・1名） ◆権利擁護推進セミナー（2/27・オンライン・9名参加）
受け入れ体制の強 化	○ 成年後見制度への移行 ◆2件 ○ 専門員対応から生活支援員対応への移行 ◆2件

● 年度末契約者数・延べ支援回数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
年度末契約者数（人）	52	50	50	39	35
延べ支援回数（回）	1,729	1,617	1,543	1,741	1,888

● 市町村別・対象者別契約者数（令和6年3月末現在）

(単位：人)

対象者	大町市	白馬村	小谷村	合計
認知症高齢者	8	3	0	11
知的障がい者	11	0	0	11
精神障がい者	12	1	0	13
合 計	31	4	0	35

※ 松川村は平成28年度、池田町は平成30年度から単独実施社協として直営で実施。

(4) 成年後見支援センター事業

項 目	実施内容・結果
成年後見制度に関する相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度に関する相談・支援 ◆延119件 ○ 専門職による成年後見無料相談会を毎月開催 ◆12回（原則毎月第4木曜日、4町村で各1回ずつ出張相談）
成年後見制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページにセンター紹介記事と成年後見無料相談の日程を掲載 ○ 成年後見無料相談会チラシを圏域内の警察署・交番・金融機関に配布 ○ 須高地域三市村中核機関整備に講師向けの協議に講師派遣 ◆6月30日（金）10:00～12:00 須坂市役所 ◆対象者：須高地域三市村行政・社協職員 ◆参加者数：13人 ○ 権利擁護推進ネットワーク中核機関研修を開催 ◆7月31日（月）13:15～15:30 市総合福祉センター大会議室 ◆対象者：一次窓口担当者 ◆参加者数：13人 ○ 成年後見制度実務者基礎研修会を開催（Zoom同時配信） ◆9月25日（月）13:30～15:30 市総合福祉センター大会議室 ◆対象者：支援関係者 ◆参加者数：33人（会場10、Zoom23） ○ 厚生労働省中核機関取り組み事例集（令和6年3月発行）取材受入 ◆10月10日（火）16:00～17:30 Zoom ◆参加者数：7名 ○ 北アルプス広域連合生活支援サービス等従事者養成研修で説明 ◆10月20日（金）10:40～12:10 ◆参加者数：28人 ○ 一般住民向け成年後見制度普及啓発講演会を開催 ◆11月30日（木）14:00～16:00 大町を主会場に4町村で同時配信 ◆参加者数：52人（大町18、池田6、松川10、白馬7、小谷11） ○ 長野県社協広報紙（令和6年3月発行）取材受入 ◆1月18日（木） ○ 成年後見制度実務者実践力強化研修会を開催（予定） ◆2月20日（火）13:30～15:30 市総合福祉センター大会議室 ◆対象者：支援関係者 ◆参加者数：29人（会場11、Zoom18）
法人後見の受任	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親族や専門職等による支援が難しい人の法人後見を受任 ◆新規受任：3件 ◆終了：4件 ◆年度未受任中：15件 ◆被後見人等支援件数：延957件
権利擁護の地域連携ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会の運営 ◆全体委員会：5月29日（月） 事業報告・事業計画他 ◆総務部会：7月31日（月） 利用支援事業モデル要綱、計画更新他 ◆利用促進部会：9月25日（月） 診断書取得手順他 ◆普及啓発部会：3月27日（水） 関係者間の情報共有他 ○ 成年後見利用促進先進地を視察 ◆1月10日（水） ◆参加者数：25人 ◆視察先：長野市成年後見支援センター、飯綱町社会福祉協議会 ○ 一次窓口巡回相談を実施 ◆4町村地域包括支援センター
適正な事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ センター運営委員会を開催 ◆5月29日（月） 事業報告・事業計画他 ○ 法人後見受任の適否を審査する小委員会を開催 ◆第1回 7月27日 ◆第2回 1月25日 ◆第3回 3月28日

● 相談件数及び法人後見受任の推移

(単位：件)

年 度		R1	R2	R3	R4	R5
相談件数		158	89	83	78	119
法人後見支援件数		968	882	908	1,141	957
法人後見受任状況	新規	11	1	5	4	3
	終了	4	3	3	4	4
	受任中	16	14	16	16	15

● 市町村別・区分別相談件数 (単位：件)

市町村	大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村	圏域外	合計
件数	71	17	7	7	9	8	119
区分	認知症高齢者		知的障がい者	精神障がい者	一般		
件数	63		15	22	19		

● 市町村別・類型別法人後見受任数(累計) (単位：件)

類型	大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村	合計
後見	17	8	3	2	1	31
保佐	4	1	0	0	0	5
合計	21	9	3	2	1	36

(5) 豊かな暮らし応援事業

生活の不便さを少しでも解消するサービスの提供や、暮らしに役立つ講座の開催を通して、豊かな暮らしの増進に努めた。

項目	実施結果・内容
美麻診療所患者輸送業務	○ 運行日数 141日(毎週月・水・木曜日) ○ 延べ利用者数 548人(平均45人/月)
美麻地区介護予防教室参加者輸送業務	○ 運行日数 13日(6~1月 隔週火・木曜日他) ○ 延べ利用者数 85人(平均6.5人/日)
八坂・美麻配食サービス配達業務	○ 八坂・美麻地区内の高齢者等を対象に、各地域福祉センターを拠点とした配達ボランティアによる配食弁当の配達業務を実施 ◆ 配達件数(八坂：133食 美麻：307食) ◆ 実働ボランティア数(八坂：0人 美麻：0人)
生活支援員(雪かき支援員)派遣業務	○ 独居または高齢者のみ等で雪かきが困難な世帯に支援員を派遣 ◆ 延べ派遣回数 1,497回 ◆ 延べ作業時間 1,196時間 ◆ 延べ除雪機使用時間 495.5時間 ◆ 登録世帯数 153世帯(内実利用世帯数 119世帯) ◆ 雪かき支援員数 72人(内 実稼働人数 44人、3団体) ○ 支援員登録者対象の説明会(11月17日) ○ 支援員アンケートの実施 ○ 市内自治会長・小地域福祉ネットワークを対象に、雪かき支援の協力依頼を通知。前年実績で自治会別の支援員数と支援希望者数を説明。
高齢期安心生活支援業務	○ 高齢期を豊かで自分らしく生活するため、「知って得する社協の講座」を開催 ◆ 場所 大町市総合福祉センター大会議室 ◆ 内容 2月29日「モルック体験」 参加者12人 3月5日「暮らしに役立つやさしい法律」 参加者18人 3月15日「住まいと食を整える」 参加者18人 3月18日「災害に備える～今自分にできること～」 参加者15人
金銭管理及び財産保全サービス事業	○ 一人では金銭管理が難しい方についての相談・助言 ◆ 新規契約者：16人 ◆ 解約者：12人 ◆ 年度末契約者数31人 ○ 契約者への金銭管理・財産保全サービスの提供 ◆ 相談支援回数 延 1,788回(平均149回/月)

● 金銭管理及び財産保全サービス推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
年度末契約者数（人）	16	22	25	27	31
延べ相談等支援回数（回）	555	675	1,330	1,181	1,788

2. 高齢者福祉活動の推進

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、介護者の負担軽減を目的に、生活状況や希望に応じた介護サービスを計画的に提供し、高齢になっても在宅で暮らし続けられるよう支援しました。また、新型コロナウイルス感染予防対策に最善を尽くすとともに、利用者・家族、関係者および職員などへその取り組みへの理解と協力をお願いし、誰もが安心してサービス利用と提供の継続が図れるよう努めました。

(1) 居宅介護支援事業

項 目	事業結果・内容
事業実績	○ 開設日数 243日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） ○ 年度末登録者数 104人 ○ 延べ利用者数 1,172人 (介護979人、予防193人、平均97.6人/月)
居宅介護サービス計画の作成・モニタリング	○ 本人と家族の意向に添った介護保険サービス計画書の作成 ○ モニタリングの実施とサービス調整 ○ 給付管理
介護全般の相談・手続きの代行	○ 入院、退院時の相談、施設入所等に係る相談を行った ○ 医療と介護の連携強化に努めた ○ 介護全般に関わる相談を随時受け付けた ○ 介護認定の更新、住宅改修、福祉用具購入の手続きの代行をした
多職種連携	○ 地域、医療機関、行政機関などとの情報共有を図った
身近な相談窓口	○ 包括支援センターのプラチを受託（相談 34件/年）
各種研修会への参加	○ 各種研修会への出席（zoom等）

● ケアプラン作成件数の推移

(単位: 件)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
要 支 援	171	110	107	130	193
要 介 護	862	876	941	936	979
合 計	1,033	986	1,048	1,066	1,172

(2) 訪問介護事業

項 目	事業結果・内容
事業実績	○ 営業日数 366日 ○ 年度末契約者数 96人 ○ 延べ訪問時間 13,116時間（平均1,093時間/月）
安定経営とサービスの向上	○ 関係機関との連携による新規利用者の確保 ◆ 総合事業 7人 介護保険事業 27人
他職種との連携	○ ケアマネージャーや医療・福祉関係との情報共有 ◆ 特にターミナルの利用者との情報共有ができた
サービスの質向上	○ 介護技術向上研修開催 ○ 利用者への対応方法を高める研修の開催
感染症の対応	○ 感染予防対策の徹底 ◆ 特に予防着の着脱研修を繰り返し、適切で安全な対策を講じたサービス提供を実施した

● 延べ訪問時間数の推移

(単位:時間)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
要 支 援	1,926	1,852	1,437	1,473	1,109
要 介 護	15,984	14,201	14,082	12,987	12,007
合 計	17,910	16,053	15,519	14,460	13,116

(3) 訪問入浴介護事業

項 目	事業結果・内容
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問入浴介護サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ◆開設日数 256日 (年末年始12/29~1/3を除く月~金曜日) 実働日数 154日 (火・水・木曜日) ◆大町市14人・池田町2人・松川村0人・白馬村2人・小谷村3人 ◆平均契約者数 10.5人/週 3.5人/日 ◆延べ利用者数 501人 (平均 41.8人/月) ○ 利用者及び介護者への相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆看護師や介護員が随時対応した。 ○ 関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護やケアマネージャーとの連携がとれた。
安定経営とサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携による新規利用者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆開設日に空きがでた時点でケアマネに新規利用者の紹介を働きかけた。(新規利用者12人/21人中) ◆常勤看護師確保が困難なことから、営業日を減らし対応した。新規利用者の受け入れをお断りする事もあった。 ○ サービス基盤の薄い中山間地へのサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ◆小谷村を営業範囲にした訪問入浴の事業所が限られているため、要望に応えるよう努めた。(白馬村2人・小谷村3人)
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護技術向上研修への参加 <ul style="list-style-type: none"> ◆ご利用者一人ひとりにあったサービス提供を職員同士で話し合い共有した。 ◆認知症介護基礎研修eラーニングに1人参加した。
事業継続の為の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆常勤の看護師の確保は難しく、Wワークの看護師で対応した。 ◆デイサービスの介護職員と連携して業務を行うことが出来た。

● 延べ利用者数の推移

(単位:人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数	954	936	762	435	501

(4) 通所介護事業

【1】 デイサービスセンターひなたぼっこ (認知症対応型デイサービス)

項 目	事業結果・内容
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日数 360日 (年末年始12/29~1/3を除く) ○ 年度末契約者数 24人 ○ 延べ利用者数 2,738人 (平均228人/月、7.6人/日) ○ 年末入浴サービス 12/30 7人 (自主事業)
サービスの継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍におけるサービスの継続 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者・家族及び職員の健康観察をお願いし、理解を求めながら継続して営業することができた。感染対策の徹底を行い、拡大を最小限に止めることができた。

項目	事業結果・内容
専門的な対応力の強化	○ 医療との連携をケアマネや訪問看護等と適宜適切に対応し、個別の認知症ケアに努めた ◆ 認知症の進行に伴う症状の変化や服薬による経過を観察し情報共有することができたが、専門医への受診にどう繋げるか課題となった。 ◆ 受診後の経過観察と情報提供により、諸症状への対策が検討されたが、家族の理解との理解、関係を深め適切な連携を築って行くことが求められてきている。
	○ 身体拘束や虐待に関する知識と取り組みを深める ◆ 身体拘束や虐待に関する知識と取り組みを深めることができず、適切な研修や意識の再確認を図ることが課題となった。
	○ 専門職の研修等の参加や内部研修により資質の向上を目指す ◆ 本年度は外部研修に参加できた。 ・ 認知症研修・認知症施策のこれまでの主な取り組み（中沢治彦医師） ・ 認知症新薬について（あづみ病院 萩原朋美医師） ◆ 内部研修の機会が少ないため、専門性や質の向上に繋がらず課題となった。定期的に課題を抽出し取り組むことで、専門性や資質の向上に繋がりたい。

● 延べ利用者数の推移

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
要介護	2,889	2,919	3,030	2,772	2,738

【2】デイサービスセンターこすもす

項目	事業結果・内容
事業実績	○ 通所介護サービスの提供、日常生活支援総合事業通所型サービス（相当・A型）の提供 ◆ 開設日数 308日（日曜日・年末年始を除く） ◆ 年度末契約者数 68人 (要介護53人、総合事業…相当13人・A型2人) ◆ 延べ利用者数 5,632人（平均469人/月、18人/日） ○ 利用者の状態に応じた心身機能の維持・向上支援 ◆ 個別機能訓練の実施（年度末実施利用者数 37人/53人中） ◆ 運動機能向上の実施 ○ 利用者及び介護者への相談支援、関係機関との連絡調整 ◆ 生活相談員及び看護師・管理者が介護者や関係機関へ適材適所の対応ができた。 ○ 感染症の対策をしながらの外出行事、芸能ボランティアの受け入れ等の企画・実施 ◆ お花見・紅葉狩りの実施、敬老会週間やクリスマス会週間への芸能ボランティアを受け入れた。
安定経営とサービスの向上	○ 関係機関との連携による新規利用者の確保 ◆ 新規利用者 総合事業2人・介護保険18人 ◆ 利用日追加 総合事業1人・介護保険10人 ◆ 臨時利用（月曜日） 介護保険 2人 ○ 特殊浴槽を有効的に活用するため、新規利用者を確保する。 ◆ 特殊浴槽利用者 19人（年度末利用者数 10人）

職員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の研修による知識の取得（外部研修） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症介護基礎研修2名や中堅職員研修1名・感染症の研修など ○ 研修を通じて介護技術の習得 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 定例ミーティングで、入浴介助の研修や移乗の研修を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員同士のコミュニケーションを大切に一人一人が考えて行動ができるように話し合い実践した。
充実した入浴設備の活用 自主事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年末臨時入浴サービスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 12/29 特殊浴 4人・一般浴7人 計11人 ○ 障害福祉サービス利用者の特殊浴槽利用継続 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 木曜日の午後 1人受け入れた。
事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染予防対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ◆ マスク、手洗い、うがい、設備の消毒を行い、感染症が広がることなく事業の継続ができた。

● 延べ利用者数の推移 (単位:人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
要 支 援 (事業対象者)	1,311	1,374	1,279	1,095	1,074
要 介 護	2,299	2,966	3,570	3,801	4,558
合 計	3,610	4,340	4,849	4,896	5,632

【3】デイサービスセンターみさか

項 目	事 業 結 果 ・ 内 容
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日数 255日(休業1日、年末年始を除く 月～金曜日) ○ 年度末契約者数 38人(要介護 33人、総合事業 5人) ○ 延べ利用者数 3,489人 (平均29.1人/月137人/日)
日常生活支援事業の取り組み	○ 市支所民生係及び包括支援センターまた、ケアマネ等と連携した速やかな対応と新規利用者の受け入れに努めた
新規利用者の確保	○ 新規利用者 14人 (八坂地区 7人・大町地区 7人)
自主事業の実施	○ 年末入浴サービス (12月29日 利用者数 9人)
芸能ボランティア等の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四季を通じた外出行事及び保育園児、小中学校児童生徒との交流会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 外出行事 4月 花見・7月 野平ラベンダー祭 10月 紅葉見学 ◆ 音楽療法 年24回 ◆ ボランティア いどばた八坂参加者との交流 ◆ 園児活動 セタ、やきいも会、クリスマス交流他 ◆ 小学生交流活動 きずな委員会交流

● 延べ利用者数の推移 (単位:人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
要 支 援	768	714	557	558	400
要 介 護	3,345	3,459	3,661	3,533	3,089
合 計	4,113	4,173	4,218	4,091	3,489

【4】 デイサービスセンターみあさ

項目	事業結果・内容
事業実績	○ 開設日数 256日（年未年始を除く月～金曜日） ○ 年度末契約者数 47人（要介護 37人、総合事業10人） ○ 延べ利用者数 5,019人（平均418.3人/月、19.6人/日）
利用者ニーズに応じたサービスの提供	○ 利用者やその家族の相談に応じ関係機関と連携を図るとともに、通院等による曜日変更や臨時利用など柔軟な対応を実施 ○ 利用者の体調管理を主治医、訪問看護師、ケアマネージャーと連携し迅速な対応を実施
自主事業の実施	○ 年末入浴サービスを実施 ◆ 実施日：12月30日 利用者数 25人（一般浴 14人 機械浴 11人）
施設整備	○ 仮設エアコン設置（リース） ◆ 使用期間（6/12～10/11） ・気候変動に伴う熱中症対策として仮設エアコン設置、一定の温度・湿度が確保され、利用者の安全確保を図ることができた
感染症予防	○ 昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症予防に努め、テーブルにアクリル板設置継続し、利用者乗車時消毒・検温、職員も含め1日3回検温を実施 ○ 感染予防用の備品等備蓄
芸能ボランティア等受け入	○ 芸能ボランティアの受け入れは感染症予防のため中止 ○ 美麻小中児童・生徒との交流 2回/年 ○ 絵手紙教室 8回/年
新規利用者の確保	○ 新規利用者 12人（美麻地区 9人 他地区 3人）

● 延べ利用者数の推移

（単位：人）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
要支援	839	871	972	814	878
要介護	4,012	4,047	4,321	4,099	4,141
合計	4,851	4,918	5,293	4,913	5,019

3. 障がい者福祉の推進

個々の能力を活かし、その人らしい豊かな地域生活が送れるように多様な福祉サービスを提供した。また、地域で支える住民に障がいへの理解を促す啓発活動の推進に努めた。

(1) 障がい理解促進事業

項目	実施内容・結果
障がい者理解促進講座	◆ お出かけ講座 8/7 あいサポーター養成講座・アイマスク体験 5名参加 8/10 車いす体験 9名参加

(2) 障がい者余暇活動支援事業

イベントの企画・運営、情報発信を通し、社会参加の促進に努めた。

項目	実施内容・結果
希望の旅	○ 感染対策を講じ、リフト付きバス1台で、少人数で近距離の旅行を実施 ◆ 10月20日（金）ほたるいかミュージアム（富山県） 参加者：20名（参加者15名、ボランティア1名、役職員4名）
いっぽの会	○ 開催12回 参加者延54人 ◆ 4/28（7人）、5/26（3人）、6/23（5人）、7/28（5人）、8/18（5人）、9/22（5人）、10/27（4人）、11/24（4人）、12/22（5人）、1/26（3人）、2/16（5人）、3/22（3人）

● 障がい児・者希望の旅事業参加者数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
参加者数（人）	35	—	9	17	20

(3) 障がい者就労支援事業

地域で安心して働くことができるよう障がい者と事業所等、双方に情報提供を行い、就業に必要な訓練・実習など支援し、社会参加の促進に努めました。

項 目	実施内容・結果
障がい者就業・生活支援センターとの連携	○ 地域で安心して働くことができるように、同じフロアに席を置く「障がい者就業・生活支援センター」と双方に情報提供を行い、就業に向けた支援を実施

(4) 地域生活支援事業

保健・医療・地域の支え合い活動などと連携し、日常生活や就労について相談支援サービスを提供し、障害福祉サービス利用にあたって利用者に応じた利用計画を作成した。

【1】障害福祉サービス計画支援事業（スクラム・ネット）

項 目	実施内容・結果
事業実績	○ 開設日数 243日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） ○ 年度末登録者数 87人 ○ 延べ利用者数 248人（平均20.6人／月）
障害福祉サービス計画書の作成	○ 利用者等の心身状態・家庭環境等を把握し、在宅生活が継続できるサービス利用計画を作成 ○ 計画作成者には、定期的なアセスメント・モニタリングを実施
関係機関等との連携強化	○ サービス事業者や関係機関との連携による利用者への支援体制の強化 ◆ 関係者会議、事業所見学同行の実施 ◆ 自立支援協議会の相談支援専門員の集い（11/20）への参加 ◆ // 説明会参加（3/4）への参加
専門職の資質・技術の向上	○ 研修等への参加による情報・知識の習得、ケアマネジメント技術の向上

● 計画作成・モニタリング件数の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
計画作成件数（件）	63	70	78	66	78
モニタリング件数（件）	184	213	165	180	170

【2】大北圏域障害者相談支援事業（スクラム・ネット）

項 目	実施内容・結果
事業実績	○ 開設日数 243日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） ○ 年度末登録者数 416人 ○ 延べ利用者数 1,159人（平均 96.6人／月）
管内町村への出張相談	○ ひきこもり等相談会を実施 ◆ 松川村4回（家族教室） ◆ 延べ相談件数：4人
ピアカウンセラー・ペアレントメンターによる相談支援	○ ピア・カウンセリング講座では安心した環境の中で、相手の話を十分に聞くことにより、その方が自分の力を信頼し問題解決していける力をつける講座 ピア・カウンセリング集中講座…講師体調不良の為、延期 ○ 障がいのある相談員や障がいのある子どもを育てている親が、対等な立場で話を聞き、その経験を生かした相談支援を実施 ◆ ペアレント・メンター相談会 白馬村親の会と合同で実施

一般相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神病院、障害者支援施設等から地域へ戻る希望のある方に対し、地域の情報提供や各種体験を実施して安心して生活ができるよう支援 ○ 実績 定着支援1件/月
当事者団体等支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援協議会は検証の為、専門部会開催ではなく、情報収集を中心に行った ○ 断酒会 24回(2回/月)池田町で開催 ○ 精神障がい者の家族会 10回/年 ○ 手をつなぐ育成会 講師 2回
自立支援協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度は自立支援協議会の組織を見直し検証の年とした ・障害福祉サービス事業所や当事者の方々へのアンケート調査実施 ・新しい自立支援協議会の説明会を実施(3/1・3/4 2回実施)

● 実績数値の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数(人)	1,311	1,166	1,198	1,016	1,159

【3】発達障がいサポート・マネージャー事業

項 目	実施内容・結果
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日数 243日(年末年始・祝日を除く月～金曜日) ○ 年度末登録者数 56人(単年度登録者数) ○ 延べ利用者数 299人(平均25人/月) ○ 個別支援以外の会議等への出席など 延べ 280回(平均23回/月)
個別のケースにかかわる活動	○ 本人やご家族、支援者に相談・連携・打ち合わせ・支援会議・医療紹介・同行受診・電話相談などを実施
個別支援以外の活動	○ 研修会・連絡会議・講師・長野県発達障がい支援対策協議会 協力部会員(自立・就業部会、診療体制部会)・自立支援協議会(県、圏域)・自立支援協議会事務局・圏域発達障がい診療地域連絡会(2回)・発達障がい関係者勉強会(大町病院での信州大学榎端佑樹先生を囲んでの事例検討会7回開催への協力)・ひきこもり相談・支援実践研究(松川村家族教室ふらっと茶屋:4回)・当事者の会(いっぽの会:6回)
学校巡回相談	○ 新型コロナウイルス感染症が5類になり、Webから対面での巡回相談や研修会が戻ってきた年度であった。各学校からの要望に沿って環境調整や対応方法、連携先などの情報交換や助言をした。進路について等は移行支援を検討し、就業支援ワーカーなどとの連携を実施した(個別支援は別途対応)

● 実績数値の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
個別の相談 延べ利用者(人)	622	628	384	260	299
年度登録者数 (人)	89	95	80	62	56
個別以外の支援 開催延べ数(回)	213	181	239	367	280

【4】 障害者地域活動支援センター事業（ハーモニー・ルーム）

講座を通して仲間づくりをし、在宅生活の意欲向上につながる講座作りに努めました。

項目	実施内容・結果
事業実績	○ 開設日数 240日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） ○ 契約者数 31人 ○ 延べ利用者数 1,307人（平均108.9人/月 5.4人/日）
多種講座型実施の内容	○ 身体の機能を維持し、生きがいのある生活を支援 ◆ 講座内容（年間24講座） 絵画、ちぎり絵、アレンジメントフラワー、カーレット、ボッチャ、モルック、陶芸、童謡唱歌、大人のぬり絵、機能訓練、自由創作、はた織、革細工、トールペイント、木目込み、クリスマス会、ライター鑑賞会、伝筆、外出(映画・大王わさび農場)、DVD鑑賞、エコクラフト、レクリエーション、マレットゴルフ、羊毛フェルト
生活の質を維持向上できる支援	○ 生きがいづくりを目的とした創作的活動 ○ 健康の維持増進、介護予防を目的とした機能訓練講座（1回/月） カーレット、ボッチャ、モルック、マレットゴルフなど（1回/週程度）
地域との交流、社会活動	○ 大町市文化祭に出展（47作品） ○ 県障がい者展に出展（18作品） ○ 障がい者週間に合わせ、市役所入口に作品展示（19作品） ○ 地域で活動をされている方に講師を依頼（レクリエーション・ライター） ○ クリスマス会では童謡唱歌講師によるミニコンサートを開催

● 実績数値の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数（人）	1,361	1,312	1,199	1,106	1,307

【5】 障がい者等生活支援事業

① 移動支援サービス

項目	実施内容・結果
事業実績	○ 開設日数 366日 ○ 契約者数 3人 ○ 延べ利用時間数 125時間
関係機関との連携（移動支援）	○ 行政他、サービス事業所との連携を図った。

● 実績数値の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用時間数（時間）	180	168	180	144	125

② 日中一時支援事業

項目	実施内容・結果
事業実績	○ 養護学校春休業時、多機能型事業所にて受け入れ（生活介護・重心）日中支援および入浴提供1名

● 実績数値の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用時間数（時間）	0	0	336	51	7

(5) 障がい福祉サービス事業

個々のニーズに応じ、自立した生活、社会参加ができるよう保健・医療・地域の支え合い活動などと連携し、各種福祉サービスを提供しました。

【1】障がい者居宅介護事業

項目	実施内容・結果
事業実績	○ 開設日数 366日 ○ 平均契約者数 18人/月 ○ 延べ訪問時間数 3,486時間（平均290.5時間/月）
関係機関との連携	○ 利用者や家族、計画相談員、行政と連携し、支援方向を検討した

● 実績数値の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ訪問時間数（時間）	4,629	4,017	4,200	3,966	3,486

【2】多機能型障害福祉サービス事業

生活介護・就労支援を提供し、心身の維持と発達の可能性を図れる実践に努めた。

項目	実施内容・結果
事業実績	○ 開設日数 243日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） ○ 年度末登録者数 60人（生活介護20人、就労支援40人） ○ 延べ利用者数 8,548人（平均712人/月、35人/日） ◆ ひまわりの家 6,643人（平均553人/月、27人/日） ◆ すずらん 1,159人（平均 97人/月、 5人/日） ◆ たんぽぽ 746人（平均 62人/月、 3人/日）
地域福祉の推進。地域との共生事業、農福連携の強化と工賃向上	○ 自主農産物の定期販売に加え、農福連携先を5件から9件に増加。特産品開発の他、柿や米などの農産物を活用し、地域と食育を含めたワークショップやイベントなどを実施。 ○ 農産物販売の売上を伸ばし、工賃向上に繋げた
身体機能の維持と改善	○ 加齢と共に進行する身体機能の重度化に、リハビリ・ピラティス講師からいただくアドバイスを、支援に活かすことができた
生活の質の向上を図る体験	○ ご利用者さんのメンバー構成で行事や外出活動は縮小となっていたが、職員体制が整う日は近場への外出活動が出来た

● 延べ利用者数の推移

（単位：人）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
就労継続支援B型(人)	5,401	5,384	6,104	5,327	5,476
生活介護(人)	3,228	3,162	3,202	3,329	3,072
合計(人)	8,629	8,546	9,306	8,656	8,548

● 利用区別年度末契約者数

（単位：人）

	生活介護（障害支援区分）						就労継続支援B型	合計
	1	2	3	4	5	6		
ひまわりの家	0	2	2	5	2	2	29	42
たんぽぽ	0	0	1	0	2	3	—	6
すずらん	—	—	—	—	—	—	12	12
合計	0	2	3	5	4	5	41	60

4. 子育て支援活動の推進

安心して子どもを産み育てるためには、子どもの成長に応じた支援の提供と継続的な支援体制が必要です。現在市内にはどのような子育てに関する課題があり、どのような支援体制が望まれているのか、市内子育て支援団体との連携を深め、課題解決、支援体制の構築に努めました。

(1) 子育て応援ネットワーク事業

項目	実施内容・結果
子育て支援関係者ネットワークへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内住民の主体的な子どもの居場所づくりを支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもを育てプロジェクト「信州こどもカフェ運営支援助成金」の受付（申請件数：2件） ・北アルプス地域子ども応援プラットフォームへの参加 ・長期休みの期間中の地域でのつながりづくりや交流の場づくりを支援 ・子どもの居場所勉強会の開催（6月16日） ・子どもまつりを開催し県社協が推進する「どこでも実家宣言」子どもや若者、子育て世帯を応援することを確認した。（6月22日） ・子ども食堂の支援 ◆ 「おコメの配布事業」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブを活用した生活困窮世帯の支援

(2) 育児支援ヘルパー派遣事業（訪問介護事業所）

項目	実施結果・内容
事業実績	○ 開設日数258日（年末年始除く月～金曜日）
保健師との連携	○ 家庭状況や体調面に配慮した支援を行った

●実績数値の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5
稼働（日数）	15	56	80	62	23
（件数）	2	6	8	7	3

(3) 療育支援事業（スクラム・ネット）

項目	実施内容・結果
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日数 243日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） ○ 対応人数 障がい児者 366人 家族 215人（実人数） ○ 支援方法別・障害種別相談延べ件数 1,327件（平均110件/月） ○ 支援内容別延べ相談件数 1,700件（平均141件/月）
障がい児等療育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問療育等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 指導班を構成する巡回等相談、健康診査等支援（272回実施） 5歳児相談、PT・CP巡回、PT巡回、心理アセスメント 等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅外来療育等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 配置された場所における相談・指導（59回実施） 来所相談、電話相談等
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設支援一般指導事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係機関の職員に対する相談・指導（142回実施） 保育園、学校、事業所等への巡回相談
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村発達障がい者支援体制強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 圏域自立支援協議会事務局、普及啓発研修会、市町村発達支援事業への協力（就学相談 等）
児童発達支援巡回相談業務	○ 白馬村の巡回相談及び指導

● 実績数値の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
訪問療育等支援事業（件）	1,133	1,050	570	856	1,333
在宅外来療育等事業（件）	164	57	37	37	59
施設支援一般指導事業（人）	780	773	469	492	460
相 談 件 数 （件）	1,312	1,410	1,510	1,491	1,700

5. 経済的支援活動の推進

不安定な収入などにより経済的に困っている人が生活意欲を取り戻せるよう、一時的な資金の貸付と生活相談や就労相談を行いました。また、火災や自然災害等で被災した世帯への当面の生活確保に必要な支援体制を整え、経済的支援活動の推進に努めました。

(1) 生活困窮者等自立支援事業

項 目	実施内容・結果
自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日数 246日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） *GW、年末に臨時開設を行った（年末年始は電話対応のみ） ○ 新規相談者数 60人 ○ 自立支援プラン作成人数 30人 ○ 延べ支援回数 730件（平均60.8件/月） ○ 支援調整会議を開催（毎月1回及び随時） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 参集対象 県・市福祉事務所、ハローワーク、その他関係機関 ◆ 内 容 自立支援プランの適否の協議、プラン終結評価等 ○ あんしん創造ねっと（長野県内社協公益事業） <ul style="list-style-type: none"> ◆住宅入居に伴う入居保証支援契約 新規5件 再契約5件 ◆プチバイト 1件 ○ 食糧支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ななせ仲まち園 14件 ◆大町市社協フードボラ 61件 ○ 住居確保給付金申請受付 5件 ○ 就労支援プロジェクト 5件
大北地域連絡会との連携	○ 大北地域連絡会は、開催されず

● 実績数値の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談者数（人）	81	215	189	107	60
自立支援プラン（人）	55	79	58	39	30

● 市町村別相談者数

（単位：人）

大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村	圏域外	合計
145	70	103	32	21	1	372

(2) 家計相談支援事業

項 目	実施内容・結果
家計相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設日数 243日（年末年始・祝日を除く月～金曜日） ○ 相談件数 延419件（内、新規相談46件、継続373件） ○ 家計再生プラン作成数 12件

● 実績数値の推移

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
相談者数（人）	42	263	181	360	419
家計支援プラン（人）	1	2	1	9	12

(3) 資金貸付事業（小口資金・生活福祉資金）

項 目	実施内容・結果
生活相談と各種資金貸付	○ 貸付相談 ◆相談件数：99件（月平均8.25件） ○ 各種資金貸付決定実績 ◆ 小口資金 12件 640千円 ◆ 生活福祉資金 6件 1,060千円
償還指導	○ 滞納者に対する償還依頼通知・長期滞納者等に対する定期訪問 ◆ 小口資金 償還額508,000円、未償還538,116円（完済10件） ◆ 生活福祉資金 滞納146件、滞納額12,355,980円（完済2件） （内、特例貸付 滞納123件、滞納額 2,261,820円（免除164件））

● 生活福祉資金貸付状況（令和5年度中）

資金種別	貸付決定		年度末貸付金残高		完済件数	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)		
小口資金（大田市社協）	12	640,000	9	538,116	10	
生活福祉資金 （県社協）	総合支援資金	1	450,000	119	56,185,232	0
	緊急小口資金	0	0	88	10,473,966	1
	教育支援資金	2	180,000	16	3,013,906	0
	福祉資金	3	430,000	9	10,841,022	1
	合 計	6	1,060,000	232	80,514,126	2

※年度末貸付金残高には利子・延滞利子を含む

※離職者支援資金は総合支援資金を含む

● 貸付決定件数の推移

（単位：件）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
小口資金	8	8	5	11	12
生活福祉資金	5	238	124	10	6

● 年度末貸付金残高（元金）の推移

（単位：円）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
小口資金	551,000	470,000	148,000	276,000	388,000
生活福祉資金	10,608,807	89,144,074	137,128,605	97,714,158	80,514,126

(4) 特例貸付後相談支援体制強化事業

項 目	実施内容・結果
新型コロナ特例貸付状況の把握	○ 新型コロナ特例貸付残高（3月末現在） ◆ 緊急小口資金 85件 13,580千円 ◆ 総合支援資金（初回） 56件 28,440千円 ◆ 総合支援資金（延長） 22件 10,704千円 ◆ 総合支援資金（再貸付） 39件 17,490千円 ◆ 合 計 164件 70,214千円
借受人世帯の現況把握・相談支援等	○ 貸付申請書類の整理・データ化 ◆ 貸付申請書類を借受人別にまとめ、氏名の昇順に整理 ◆ 借受人の基本情報及び申請状況・償還状況を相談支援システムに入力 ○ 特例貸付償還免除世帯の現況調査・年末応援パックの支給 ◆ アンケート調査 75件中20件回答 ○ 借受人世帯への償還指導・相談支援等 ◆97人 延べ167回

● 新型コロナ特例貸付の貸付状況（市社協受付分）

資金種別	貸付決定時		償還免除・完済		差引残高	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
緊急小口資金	164	26,035,000	79	12,255,000	85	13,580,000
総合支援資金（初回）	130	65,239,000	74	36,199,000	56	28,440,000
総合支援資金（延長）	33	15,070,000	11	4,366,000	22	10,704,000
総合支援資金（再貸付）	39	17,490,000	0	0	39	17,490,000
合 計	244	82,974,000	164	52,820,000	202	70,214,000

(5) 災害見舞金等支給事業

項 目	実施結果・内容
被災者からの要請による援護物資（寝具一式）の支給	○ 1世帯2組
被災した会員への災害見舞金の支給	○ 被災状況に応じた災害見舞金の支給 ◆実績なし ※支給対象災害発生したが、支給は次年度を予定
被災世帯への県共同募金会災害援護金の支給	○ 被災状況に応じた災害援護金の支給 ◆実績なし ※支給対象災害発生したが、支給は次年度を予定
交通・災害事故の遺児等の把握と県社協への見舞金申請・支給手続き	○ 交通・災害事故の遺児見舞金の支給 ◆実績なし

● 災害見舞金等支給実績の推移（大町市社協予算で支給したもののみ計上）

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
寝具支給数（組）	5	1	0	2	2
見舞金支給数（世帯）	1	1	0	0	0
見舞金支給額（円）	20,000	20,000	0	0	0

IV 受け継がれるまちづくり

1. 地域における福祉意識の啓発

広報紙等による福祉情報の発信や社会福祉功労者の表彰、市民からの福祉啓発標語の募集を通して、地域福祉の意識啓発に努めた。

(1) 福祉情報発信事業

項 目	実施内容・結果
広報紙「社協おまち」「ボランティアニュース」の発行	○ 地域の住民活動に焦点をあてた記事を中心に掲載 ◆年6回（偶数月）発行（全戸配布8,700部 詳細別記） ○今年度よりボランティアニュースと同時発行
ホームページの充実と活用	○ 各広報紙のほか、各種講座の募集やお知らせなど、タイムリーな記事を掲載

● 広報紙「社協おおまち」の発行内容

号数	発行日	主な内容
223号	6月1日	神栄町シニアクラブ～大町公園の清掃～（表紙）/令和5年度事業計画・予算/法人会員お礼
224号	8月1日	清水サポートまつたけの会（表紙）/令和4年度事業報告・決算/新役員紹介/おコメの配布/こどもまつり in 大町/各種お知らせ
225号	10月1日	小地域福祉ネットワーク研修会（表紙）/赤い羽根共同募金/やさしくわかる成年後見制度/鎌田式らくらく筋活DVD/希望の旅/雪かき支援員募集
226号	12月1日	社会福祉大会の案内～鎌田実講演会～（表紙）/コットン勉強会/公衆浴場年末年始の営業
227号	2月1日	さくらの会～手作りで広がる交流の輪～（表紙）/総合福祉センターに出かけよう/社協特別会費/地域のサロンスナップ（いつわ会・おひさまサロン）/令和5年度赤い羽根共同募金大口法人・個人名簿/おコメ配布事業/知って得する社協の講座/障害福祉サービス事業所の紹介
228号	4月1日	社協の講座～モルック～（表紙）/手作りモルック案内/社協法人会員報告/白馬村土砂災害報告/

(2) 地域福祉意識啓発事業

項目	実施結果・内容
大町市社会福祉大会の開催 社会福祉功労者表彰	○ 開催日 令和6年3月22日 ○ 場 所 大町市文化会館 大ホール ○ 内 容 ・表彰 社会福祉功労者表彰・福祉啓発標語最優秀者表彰 ・講演 演題：「人生100年時代を幸せに生きるために」 講師：鎌田 実氏 (医師/作家 諏訪中央病院名誉院長)
福祉啓発標語の募集と入選作品の表彰	○ 市内各校及びボランティアニュースで啓発標語の募集を行い、選考委員会で入選作品を選考 ◆ 募集時期 11～1月 ◆ 募集部門 小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校、一般 ◆ 応募総数 167点 ◆ 選考結果 入選作品24点（最優秀3、優秀10、佳作10、社協賞1） ボランティア基金を活用して、応募者全員に参加賞を配布 ○ 入選作品を市総合福祉センター内で展示、ボランティアニュースや各種会議資料に掲載

● 表彰・感謝状数（個人11人・団体3団体）

区分	表彰基準	表彰者数
表彰	民生児童委員	6人
	社会福祉事業団体の役員	5人
	地域活動に協力し他の模範となる団体	1団体
感謝状	多額金品寄付団体	2団体

● 福祉啓発標語応募点数の推移

(単位:点)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
小学校低学年	151	117	113	31	108
小学校高学年	147	75	158	81	41
中学校	21	21	81	12	
高等学校	27	25	17	16	12
一般	4	5	5	6	6
合計	350	243	374	146	167

2. 地域の担い手育成

地域住民や子どもたちへの福祉教育の推進と、地域の助け合い活動につなげるための担い手育成に努めた。

(1) 福祉教育推進事業

項目	実施結果・内容
福祉教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業紹介のため、社協事業を掲載した冊子を市内小中高校に配布。 ○ 高齢者疑似体験、車いす体験、手話学習、点字学習、アイマスク体験、ボッチャ体験、カーレット指導等の出前講座を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・4小学校（延べ11回）、1中学校（延べ3回）、1高校（延べ12回） ・地域への出前講座 4回

(2) 生活支援体制整備推進事業（生活支援コーディネーター）

項目	実施結果・内容
地域資源の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉大会で、各エリアのコーディネーターが地域のサロン、体操のつどいの場などを取材したものをチラシにし配布した。
より身近な地域での支援体制づくり構築と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 包括支援センターやケアマネと同行訪問しニーズを把握し個別に対応 ○ もちもちサービスや地域資源を活用した支援の提案 ○ 生活支援コーディネーターの連絡会に出席し情報を交換した ○ 見守りネットワークの登録を呼びかけた（団体11団体・企業13件）
社会参加と介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のエリアを超えた居場所・住民が主体となった通いの場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・さくらの会（第2・4木曜） ・昔なつかしいレコード鑑賞会（第4木曜） ・ミニデイononoこまち（第3木曜） ○ 住民の集いや民間企業が関わる地域の社会資源を把握し、社協報を通じて地域に発信した ○ 民生児童委員や飲食店の協力により、地区内の一人暮らし高齢者見守り事業を実施した ○ チャレンジデーに参加し、高齢者の活動の場を周知した（5/30） ○ 鎌田式らくらく筋活DVD視聴会 11/10、11/17、11/24

項目	実施結果・内容												
サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域でサロン活動や支え合い活動を展開しているネットワークや集いで情報提供や活動を呼び掛けた。 ○ 雪かき支援員の発掘と調整 ○ 信州こどもカフェ研修会のオンライン研修による居場所づくり（こどもと高齢者の居場所づくり） 												
地域の高齢者のニーズの把握と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協の講座開催時に、参加高齢者のニーズを把握し定期的通いの場の立ち上げを支援した。 ○ 大町中学校の生徒と「高齢者のデリバリー希望調査」を実施した 												
中部エリア2層協議会の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 綿花を育てながら地域の支え合い活動や見守り活動の啓発を行った。 ○ コロナ禍の地域の集い支援を「出前講座」で実施 <p>◆活動内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コットンサロンの会・見守りチャーム作成ほか</td> <td>毎週火曜日</td> </tr> <tr> <td>コットンクラフトの会</td> <td>第3木曜日</td> </tr> <tr> <td>移動の協議会（ふれあいバスで外出）</td> <td>4/18</td> </tr> <tr> <td>近藤紡績所（市内企業）と連携し綿花の種まき講座</td> <td>4/25</td> </tr> <tr> <td>西村コミュニティーサロン（コットンサジェ）</td> <td>4/27</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	開催日	コットンサロンの会・見守りチャーム作成ほか	毎週火曜日	コットンクラフトの会	第3木曜日	移動の協議会（ふれあいバスで外出）	4/18	近藤紡績所（市内企業）と連携し綿花の種まき講座	4/25	西村コミュニティーサロン（コットンサジェ）	4/27
	内 容	開催日											
	コットンサロンの会・見守りチャーム作成ほか	毎週火曜日											
	コットンクラフトの会	第3木曜日											
	移動の協議会（ふれあいバスで外出）	4/18											
	近藤紡績所（市内企業）と連携し綿花の種まき講座	4/25											
西村コミュニティーサロン（コットンサジェ）	4/27												

	内 容	開催日
	Cottonの会（見守りと支え合いをすすめる協議会）	5/19
	フラワーブランケット駅前イベントに参加	5/27
	ふれあい広場（こども向けハロウィンキャンディー配布）	10/7
	ことことコットンウォーキング	10/3
	コットンサロンミニ講座（イチゴのチャーム）	11/7
	コットンサロンミニ講座（コットンかめさん）	11/14
	コットンサロンミニ講座（コキアのスワッグ）	11/28
	あさひ会コットンサロンに参加（コキアコットンスワッグ）	12/5
	コットン研修会（綿が紡ぐ地域のつながり）	12/15
	北原町サロン（コキアとコットンのスワッグ）	12/13
	移動の協議会（ふれあいサロンにてあいのりタクシー）	3/13、27
八坂エリア2層協議会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市包括支援係主催の協議会に参加し、地域の課題、活動内容の報告及び情報共有 ○ 地域ニーズの把握と地域資源の見える化 <ul style="list-style-type: none"> ◆ コーディネーター連絡会議において活動内容の報告及び研究 ○ いどばた八坂の開催 木曜日 延べ19回 105人 道祖神調査のまとめ。八坂地区文化祭へ発表。 マレットゴルフ交流、料理教室(そば打ち体験)、中学校との交流、眼鏡ケースづくり、雑巾づくり、お手玉づくり(デイみさかとの交流)等 ○ 縁が和 延べ20回 143人 軽体操、ポッチャ・草木染・切り絵・音楽療法・木彫り等 ○ おでかけサロン 延べ6回 40人 対象2地区（野平・地志原） 軽体操・簡単工作・お茶会等 ○ 雪かき支援員との調整 	

3. 地域福祉活動団体の育成

市内で活動中の福祉団体に対する相談支援や助成金の交付を通して、各団体の育成を図りました。

(1) 企業ボランティア育成事業

項 目	実施内容・結果
企業が行う地域貢献活動との連携	○ 草刈りのニーズに対し企業の社会貢献活動の支援をいただき、高齢者世帯の支援につながった

(2) 地域福祉活動団体育成事業

項 目	実施内容・結果
地区社協への助成	○ 地区社協が行う活動に対し、社協会費・共同募金配分金を財源に助成金を交付（4月申請受け付け、5月交付決定、6月交付終了） ◆ 6地区社協 1,989,645円
ボランティア活動への助成	○ ボランティア団体が行う活動に対し、5万円を限度に助成金を交付 ◆ 17団体 637,000円
ボランティア活動保険掛金助成	○ ボランティア基金を活用し、ボランティア活動保険掛金の一部（Aプラン170円/人）を助成 ◆ 基本プラン 285,600円

● 地区社協助成金交付実績 (単位：円)

地区名	地域交流事業	啓発活動事業	ネットワーク支援事業	合計
大町	214,700	0	485,300	700,000
平	120,000	100,000	180,000	400,000
常盤	60,000	0	180,000	240,000
社	167,000	0	169,700	336,700
八坂	69,945	0	60,000	129,945
美麻	183,000	0	0	183,000
合計	814,645	100,000	1,075,000	1,989,645

● ボランティア活動団体助成金交付実績 (社協会費財源) (単位：円)

団体名	事業内容	助成額
あざみの会	地域貢献活動 (しあわせ絵手紙交流)	27,000
大町市朗読グループかっこう	地域貢献活動 (広報誌音訳等)	10,000
大町点訳ほたるの会	福祉教育啓発活動 (広報紙の点訳)	20,000
安曇養護学校大町地区PTA	学習研修活動 (障がい支援)	50,000
おはなしの会「やしろ」	地域貢献活動 (子育て・研修活動等)	50,000
賛助会大町グループ	地域貢献活動 (福祉施設ボラ活動等)	20,000
わらべうたの会	地域貢献活動 (文化伝承)	50,000
信州・大町山の子村	地域貢献活動 (健康問題等)	50,000
スリーアールの会	地域貢献活動 (環境問題等)	50,000
ファミリーサポートバンビ	地域貢献活動 (子育て交流事業等)	40,000
みあさの森	地域貢献活動 (子育て交流事業等)	50,000
ゆずり葉の会	地域貢献活動 (高齢者交流会)	50,000
あやめ会	地域貢献活動 (子育て交流事業等)	15,000
山岳博物館友の会ボランティアサークル	地域貢献活動 (山岳博物館支援活動)	50,000
地域づくり美麻 (一社)	地域貢献活動 (移動支援サービス)	50,000
寺子屋ラボトリー	地域貢献活動 (若者地域交流イベント)	50,000
アルプスリンゴーズ	学習研修活動 (学習会)	5,000
合計 (17団体)		637,000

予算の推移

(単位：千円)

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収	会費	6,179	6,179	6,059	5,898	5,212
	寄附金	200	200	200	200	200
	共同募金配分金	6,871	6,411	6,242	5,648	5,593
	助成金（雇用促進・設備整備他）	824	824	824	898	898
	介護保険事業収入	256,335	257,257	267,135	258,647	268,238
	障害福祉サービス事業等収入	83,454	78,124	85,485	82,400	79,021
	事業収入	10,921	11,722	11,587	11,307	12,312
	就労支援事業収入	11,468	11,368	12,103	12,308	12,100
	市支出金	99,260	99,341	97,847	98,146	103,988
	補助金	28,418	28,577	27,726	27,747	26,730
	受託金	70,842	70,764	70,121	70,399	77,258
	県支出金	21,267	21,267	16,273	16,273	17,643
	受託金	21,267	21,267	16,273	16,273	17,643
	県社協支出金	2,331	2,349	2,263	2,251	13,127
	補助金	0	0	0	0	10,852
	受託金	2,331	2,349	2,263	2,251	2,275
	事業区分間・拠点区分間繰入金	69,736	64,669	74,767	78,031	72,517
	基金・積立金取崩	36,351	33,658	34,714	34,602	28,828
	退職給付引当資産移管・返還金	2,897	20,880	13,045	1,891	2,180
	その他（負担金、雑収入、受取利息他）	12,503	33,269	28,038	16,070	17,033
前期末残高（前年度繰越金）	34,600	44,347	39,665	40,452	38,969	
計	655,197	691,865	696,247	665,022	677,859	
入	法人運営事業	28,103	28,366	31,234	28,755	28,740
	資産管理事業	9,988	12,213	13,587	6,344	1,000
	退職共済事業	11,905	47,310	34,079	10,466	11,025
	処遇改善事業	21,760	28,192	33,256	31,456	31,154
	共同募金配分金事業	7,675	7,874	7,957	7,297	6,004
	ふれあいのまちづくり事業	22,147	21,608	20,970	20,489	22,308
	ふれあい福祉センター運営事業	8,677	8,315	10,461	10,784	10,549
	ボランティアセンター運営事業	12,519	12,360	9,569	8,908	8,437
	ボランティア基金管理事業	951	933	940	797	3,322
	心配ごと相談事業	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上
	生活支援・在宅福祉事業	14,965	17,486	17,928	18,745	30,050
	希望の旅事業	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上
	福祉輸送サービス事業	6,875	6,894	7,149	7,145	7,519
	小口資金貸付事業	430	430	430	430	411
	自立相談支援	7,488	9,951	10,099	10,310	10,716
	特例貸付相談支援体制整備事業	0	0	0	0	10,852
	金銭管理・財産保全サービス事業	172	211	250	860	552
	介護保険事業	225,293	222,775	230,137	229,501	239,588
	居宅介護支援事業	12,257	10,450	10,669	11,232	11,129
	訪問介護事業	53,321	53,646	56,109	51,528	49,903
	訪問入浴介護事業	12,418	13,661	14,371	11,473	9,900
	通所介護（ひなたぼっこ）事業	36,048	36,027	36,583	34,415	36,093
	通所介護（こすもす）事業	47,519	45,519	44,202	46,569	55,169
	通所介護（みさか）事業	30,223	29,889	30,485	35,570	38,695
	通所介護（みあさ）事業	33,507	33,583	37,718	38,714	38,699
	障害福祉サービス事業	80,424	81,290	80,618	81,236	78,520
	障害福祉サービス計画支援事業	2,618	3,082	3,234	2,685	2,712
	障害者居宅介護事業	11,244	10,864	9,443	9,158	8,666
	障害者地域活動支援センター	6,171	6,026	6,056	6,093	6,068
	障害者日中一時支援事業	157	345	191	115	90
	多機能型障害福祉サービス事業	60,234	60,973	61,694	63,185	60,984
	受託事業費	116,041	110,308	104,634	110,511	112,888
	大町市総合福祉センター管理運営	30,426	30,163	29,827	34,392	35,699
	八坂総合福祉センター管理運営	6,943	6,971	7,004	7,067	7,856
	美麻総合福祉センター管理運営	9,360	9,611	9,620	10,870	11,363
	介護予防ケアプラン作成	724	465	465	591	859
	美麻診療所患者輸送	677	649	649	681	785
	美麻地区介護予防教室輸送業務	677	112	112	82	82
	八坂・美麻配食サービス配達業務	188	170	172	172	172
	日常生活自立支援事業	5,706	4,955	5,523	5,656	4,544
	生活福祉資金貸付事業	575	563	563	601	625
	大北圏域障害者相談支援事業	12,810	12,795	12,795	12,795	13,637
	障害児等療育支援事業	14,735	14,735	9,810	9,554	10,740
	発達障害サポート・マネジャー整備事業	6,534	6,534	6,724	6,724	6,908
	児童発達支援巡回相談事業	3,090	3,090	1,000	1,000	1,111
	成年後見支援センター事業	13,198	10,231	11,167	10,818	10,964
	生活（除雪）支援員派遣業務	2,330	2,330	2,368	2,368	0
	高齢期安心生活支援事業	330	330	330	330	330
	育児支援ヘルパー派遣業務	20	300	200	300	255
	生活支援体制整備推進事業	5,364	5,364	5,365	5,174	5,174
家計相談支援	2,354	940	940	1,336	1,784	
会計間・経理区分間繰入金	69,736	64,669	74,767	78,031	72,517	
基金・積立金積立	15,936	16,700	7,875	7,199	3,492	
予備費	1,090	1,091	1,138	1,275	1,513	
当期末残高（次年度繰越金）	30,641	31,983	38,067	33,717	39,060	
計	655,704	691,865	696,247	665,022	677,859	

決算の推移

(単位：千円)

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収	会費	6,336	6,106	5,812	5,578	5,473
	寄附金	672	3,023	5,508	280	795
	共同募金配分金	7,164	6,880	6,414	6,262	6,442
	助成金（雇用促進・設備整備他）	824	804	1,718	898	1,628
	介護保険事業収入	237,055	244,265	249,417	238,183	235,193
	障害福祉サービス事業収入	79,894	78,698	84,902	79,075	79,458
	事業収入	10,444	10,602	10,489	11,483	12,612
	就労支援事業収入	11,174	11,136	11,447	11,892	10,561
	市支出金	92,443	97,922	97,410	96,010	103,461
	補助金	27,878	28,258	28,417	27,566	27,747
	受託金	64,565	69,664	68,993	68,444	75,714
	広域連合支出金	0	0	0	0	0
	受託金	0	0	0	0	0
	県支出金	21,268	21,525	16,272	16,434	17,644
	受託金	21,268	21,525	16,272	16,434	17,644
	県社協支出金	2,391	4,081	5,290	4,576	12,963
	補助金	0	0	0	0	10,852
	受託金	2,391	4,081	5,290	4,576	2,111
	基金・積立金取崩	75,496	42,697	35,629	55,657	43,099
	退職給付引当資産移管・返還金	8,625	2,992	20,881	13,228	2,180
その他（負担金、雑収入、受取利息他）	22,705	20,999	36,004	32,470	17,767	
前期末残高（前年度繰越金）	62,853	42,874	51,594	39,929	44,235	
計	639,344	594,604	638,787	611,955	593,511	
入	法人運営事業	29,013	27,926	24,552	26,936	21,213
	資産管理事業	25,770	11,195	11,305	13,396	4,065
	退職共済事業	24,249	11,980	48,075	34,237	10,854
	処遇改善事業	21,489	25,022	28,430	32,165	31,054
	共同募金配分金事業	7,505	6,276	6,316	6,562	8,147
	ふれあいのまちづくり事業	21,671	18,571	24,515	18,876	19,334
	ふれあい福祉センター運営事業	8,217	7,532	13,025	9,346	10,422
	ボランティアセンター運営事業	12,556	10,436	10,607	9,010	8,517
	ボランティア基金管理事業	898	603	883	520	395
	心配ごと相談事業	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上
	生活支援・在宅福祉事業	7,129	8,017	7,759	8,022	19,219
	希望の旅事業	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上	共同募金へ計上
	福祉輸送サービス事業	6,434	7,115	7,233	7,079	7,155
	小口資金貸付事業	533	695	307	628	678
	特例貸付相談支援体制強化事業	0	0	0	0	10,852
	金銭管理・財算保全サービス事業	162	207	219	315	534
	介護保険事業	216,832	210,395	212,595	221,262	220,246
	居宅介護支援事業	12,542	10,580	11,009	9,878	10,447
	訪問介護事業	54,681	48,819	51,753	50,206	46,951
	訪問入浴介護事業	11,770	12,882	13,081	8,063	9,700
	通所介護（ひなたぼっこ）事業	32,146	33,728	34,729	34,505	32,634
	通所介護（こすもす）事業	51,131	41,910	41,129	46,931	49,566
	通所介護（みさか）事業	25,948	27,505	28,890	36,969	35,286
	通所介護（みあさ）事業	28,614	34,971	32,004	34,710	35,662
	障害福祉サービス事業	77,636	75,317	78,084	76,656	73,693
	障害福祉サービス計画支援事業	1,446	1,765	2,625	2,679	2,680
	障害者居宅介護事業	10,847	10,133	10,113	9,293	8,671
	障害者地域活動支援センター	5,514	5,886	5,793	5,814	5,814
	障害者日中一時支援事業	0	0	508	61	12
	多機能型障害福祉サービス事業	59,829	57,533	59,045	58,809	56,516
	受託事業費	115,645	121,403	114,483	122,000	119,202
	総合福祉センター管理運営	29,564	29,794	31,335	35,545	34,706
	八坂総合福祉センター管理運営	6,983	6,977	5,131	8,863	7,557
	美麻総合福祉センター管理運営	8,923	9,233	9,829	11,159	11,041
	介護予防ケアプラン作成	720	474	493	622	899
	美麻診療所患者輸送	670	676	649	649	681
	美麻地区介護予防教室輸送業務	111	87	87	82	64
	八坂・美麻配食サービス配達業務	48	98	121	104	64
	高齢期安心生活支援事業	101	330	330	330	330
	日常生活自立支援事業	5,540	5,393	5,335	4,168	4,038
	生活福祉資金貸付事業	563	2,214	3,440	2,963	568
	大北圏域障害者総合支援センター	11,433	12,785	12,801	12,821	12,794
	障害児等療育支援事業	14,735	14,908	9,554	9,729	10,738
	発達障害サポート・マネージャー整備事業	6,607	6,766	6,779	6,802	7,080
	児童発達支援巡回相談事業	2,645	2,663	543	511	523
	成年後見支援センター事業	13,120	11,253	8,492	9,975	11,058
	生活（除雪）支援員派遣業務	638	1,909	3,339	1,200	1,829
育児支援ヘルパー派遣業務	30	112	160	124	75	
生活支援体制整備推進事業	3,465	5,363	5,363	5,364	5,174	
自立相談支援事業	7,431	8,874	9,762	10,049	8,647	
家計相談支援事業	2,318	1,494	940	940	1,336	
基金・積立金積立	49,531	26,908	42,744	7,537	20,884	
当期末残高（次年度繰越金）	42,874	51,594	39,929	44,306	45,600	
計	639,344	594,604	638,787	611,955	593,511	
支						
出						

社会福祉法人大町市社会福祉協議会の沿革

S 2 9.	7.	1	市制施行と同時に再発足
S 3 7.	4.	1 8	社会福祉法人設立認可申請書提出
S 3 7.	9.	1 8	社会福祉法人設立認可（県下で諏訪市に次いで2番目）
S 3 7.	1 0.	1 2	社会福祉法人設立登記完了
S 3 8.	1 2.	1	大町助産院開設
S 4 0.	4.	1	会費制導入
S 4 2.	4.	1	社保育園開設（定員60名（乳児6名、幼児54名））
S 4 3.	2.	2 1	第1回総合心配ごと相談所開設
S 4 3.	9.	1 5	老人福祉センター開設（定員100名）
S 4 5.	9.	1 5	老人福祉センター浴場設置
S 4 6.	4.	1	世帯更正資金貸付事業（現生活福祉資金貸付事業）事務受託
S 4 6.	1 0.	1	厚生福祉センター開設
S 4 8.	3.	3 1	社保育園廃止（大町市へ移管）
S 4 9.	3.	3 1	大町助産院廃止
S 4 9.	4.	1	家事協力員制度開始
S 4 9.	1 2.	3 1	厚生福祉センター廃止
S 5 3.	1 0.	2 3	主たる事務所を大町市大字大町3887番地に変更
S 5 4.	2.	1	奉仕活動センター開設
S 5 4.	4.	2 8	無料職業紹介所開設
S 5 5.	7.	1 5	社協報「福祉のまちづくり」創刊号発行
S 5 9.	4.	1	小口資金貸付事業開始
S 6 1.	4.	1	主たる事務所を大町市大字大町2542の3番地に変更
S 6 3.	4.	1	「奉仕活動センター」を「ボランティアセンター」に名称変更
S 6 3.	1 1.	1 4	老人福祉バス運行開始
H 3.	1 1.	1	地域福祉基金設置
H 4.	4.	1	共同作業所「ひまわりの家」管理運営受託
H 4.	4.	1	社会福祉基金・ふれあいの箱積立基金（現ボランティア基金）設置
H 5.	4.	1	入浴サービス事業受託
H 9.	7.	1	ふれあい福祉センター開設
H 1 1.	4.	1	在宅介護者リフレッシュ事業受託
H 1 1.	6.	1	移送サービス事業受託
H 1 1.	1 0.	1	地域福祉権利擁護事業（現日常生活自立支援事業）受託
H 1 1.	1 2.	2 7	訪問介護事業、訪問入浴介護事業 事業者指定
H 1 2.	1.	3 1	居宅介護支援事業 事業者指定
H 1 2.	4.	1	デイサービスセンターかたくり開設
H 1 2.	4.	1	大町市児童館管理運営受託
H 1 4.	4.	1	大町市障害者自立生活支援センター管理運営受託
H 1 4.	1 0.	1	主たる事務所を大町市大字大町1129番地に変更
H 1 4.	1 0.	1	大町市総合福祉センター管理運営受託
H 1 4.	1 0.	1	デイサービスセンターこすもす開設
H 1 4.	1 0.	1	大町市精神障害者作業所管理運営受託
H 1 4.	1 0.	1	大町市障害者デイサービスセンター開設準備事業受託（単年度）
H 1 5.	3.	2 0	大町市障害者デイサービスセンター 事業者指定
H 1 6.	6.	3 0	老人福祉センター、老人福祉バス廃止
H 1 6.	1 0.	1	大北圏域障害者総合支援センター管理運営受託
H 1 7.	4.	5	大町市児童館移転開設（西小学校）
H 1 7.	7.	2 5	知的障害者デイサービスセンター 事業者登録
H 1 7.	8.	8	知的障害者デイサービスセンターたんぼぼ開設
H 1 7.	1 1.	1	八坂村社協及び美麻村社協と法人合併協定調印
H 1 8.	1.	2 0	大町市地域福祉活動計画策定
H 1 8.	3.	3 1	大町市児童館管理運営受託終了
H 1 8.	4.	1	法人合併（八坂村社協及び美麻村社協を吸収合併）
H 1 8.	4.	1	従たる事務所「八坂地域福祉センター」及び「美麻地域福祉センター」設置
H 1 8.	4.	1	デイサービスセンターみさか及びデイサービスセンターみあさ継承
H 1 8.	4.	1	美麻診療所患者輸送業務受託
H 1 8.	4.	1	大町市総合福祉センター、大町市八坂総合福祉センター及びデイサービスセンターかたくり指定管理受任
H 1 8.	4.	1	福祉輸送サービス事業開始（移送サービス事業受託→補助）
H 1 8.	4.	1	身体・知的・精神・児童居宅介護等事業 みなし指定
H 1 8.	9.	3 0	身体・知的・精神・児童居宅介護等事業 みなし指定廃止
H 1 8.	1 0.	1	居宅介護・重度訪問介護・行動援護事業、相談支援事業 事業者指定

H19.	3.	31	共同作業所「ひまわりの家」、大町市精神障害者作業所、大町市障害者自立生活支援センター管理運営受託終了
H19.	3.	31	無料職業紹介所、大町市障害者デイサービスセンター、大町市知的障害者デイサービスセンター廃止
H19.	4.	1	多機能型障害福祉サービス事業（生活介護・就労継続支援B型）事業者指定
H19.	4.	1	大町市障害者地域活動支援センター開設
H19.	4.	1	筋力向上トレーニング事業「らくらく元気塾」運営受託
H19.	4.	1	精神障害者「いこいの家」事業受託
H19.	4.	1	障害児等療育支援事業受託
H19.	4.	1	大北圏域障害者総合支援センター運営受託
H19.	4.	1	大北圏域介護保険事業者連絡協議会事務局受託
H20.	4.	1	日中一時支援事業 事業者登録
H22.	3.	26	事業運営費積立金設置
H22.	3.	31	筋力向上トレーニング事業「らくらく元気塾」運営受託終了
H22.	3.	31	デイサービスセンターかたくり廃止、指定管理終了
H22.	4.	1	デイサービスセンターひなたぼっこ開所（従たる事務所に追加）
H23.	5.	25	東日本大震災被災地支援（職員1名派遣、～31日）
H23.	10.	8	市民ふれあい広場を東日本大震災復興イベントとして開催（～H27）
H24.	3.	9	第2次地域福祉活動計画策定（答申）
H24.	6.	1	特定相談支援事業・障害児相談支援事業 事業者指定
H24.	4.	1	一般相談支援事業 みなし指定
H24.	4.	1	大町市美麻総合福祉センター指定管理受任
H24.	8.	25	法人設立50周年記念講演会開催（参加者250名）
H24.	10.	27	大町市総合福祉センター開館10周年記念事業開催（～28日）
H25.	1.	31	長野県内社会福祉協議会災害時相互応援協定締結
H25.	3.	21	社会福祉基金・地域福祉基金廃止（残高を事業運営費積立金に編入）
H25.	3.	31	在宅介護者リフレッシュ事業受託終了
H25.	4.	1	八坂・美麻配食サービス配達業務受託
H25.	4.	1	一般相談支援事業 みなし指定廃止
H26.	3.	18	事業運営費積立金廃止、4つの目的別積立金を設置
H26.	4.	1	発達障がいサポート・マネージャー事業開始
H26.	4.	1	大町市総合福祉センター増築「たんぼぼ棟」竣工
H26.	4.	14	生活就労支援センター「まいさぼ大町」開所（長野県社協運営）
H26.	10.	1	高齢期安心生活支援業務受託
H26.	11.	27	神城断層地震災害ボランティア相談窓口開設（年度末まで継続）
H27.	6.	16	大北ブロック社会福祉協議会災害時相互応援確認書締結
H28.	4.	1	北アルプス成年後見支援センター開設
H28.	4.	1	長野県共同募金会大町市共同募金委員会発足（旧大町市支会から移行）
H28.	7.	1	生活支援員（除雪支援員）派遣業務受託
H28.	7.	1	一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）事業者指定
H28.	10.	1	有償ボランティア事業「安心くらしのもちもちサービス」開始
H29.	3.	2	第3次地域福祉活動計画策定（答申）
H29.	4.	1	社会福祉法改正に伴う定款変更（定数：理事17→10、評議員35→18）
H29.	4.	1	大町市社会福祉協議会 法人会員新設
H29.	4.	1	生活支援体制整備推進事業受託
H29.	4.	1	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問・通所A型）事業者指定
H29.	4.	21	D S A T（県内社協災害派遣先遣特別チーム）委嘱
H29.	6.	1	子育て支援子ども服リユース「コアラのぽっけ」スタート
H29.	6.	1	生活支援コーディネーターに選任
H29.	9.	1	福祉輸送サービス車両更新（1台）
H30.	1.	12	北アルプス地域子ども応援PH運営委委員への参画
H30.	2.	3	災害サポーター養成講座スタート
H29.	3.	31	いこいの家事業受託終了
H30.	4.	1	家計相談支援事業受託
H30.	4.	1	金銭管理・財産保全サービス事業スタート
H31.	4.	1	生活支援コーディネーター（中部地区）受託
R	1.	6. 12	美麻地区介護予防事業輸送業務 受託
R	1.	10～12	台風19号県内災害による災害ボランティアセンター職員派遣及びD S A T派遣
R	1.	11. 27	大町市デイサービスセンターこすもす特殊浴槽更新
R	2.	4. 1	生活支援コーディネーター（八坂地区）受託
R	2.	12. 24	大町市デイサービスセンターみあさ特殊浴槽更新
R	4.	4. 1	第4次地域福祉活動計画策定
R	4.	4. 1	北アルプス圏域権利擁護推進ネットワーク協議会設置受託
R	5.	4. 1	大町市と災害ボランティアセンター設置運営に係る協定締結

社会福祉関係機関及び団体一覧

R6. 4. 1現在

名 称	所 在 等	電 話	備 考
【機関】	(所在)		
大町市福祉事務所	大町3887	22-0420(代) FAX 22-4700	
北アルプス広域連合	大町1058-33	22-6764	北アルプス市町村会館内
社会福祉法人 大町市社会福祉協議会	大町1129	22-1501	総合福祉センター内
社会福祉法人 大北社会福祉事業協会	大町1058-33	22-0320	北アルプス市町村会館内
社会福祉法人 周厚会	平1955-971	23-0722	
社会福祉法人 れんげ福祉会	常盤6850-24	26-3388	
社会福祉法人 北アルプスの風	大町3504-13	29-6515	
大町市総合福祉センター「ハートピア仁科の里」	大町1129	22-1501 FAX 22-7071	
大町市八坂総合福祉センター「みさか」	八坂1128	26-2100 FAX 26-2080	
大町市美麻総合福祉センター「梨嶺」	美麻11810-1	29-1080 FAX 29-2123	
大町市ふれあいプラザ	常盤3546-33	21-1121	
大町市社会就労センター	社5892-6	22-1736	施設授産定員30名 家庭授産定員10名
大町市美麻福祉企業センター	美麻9596-1	29-2049	施設授産定員30名
大町市北部地域包括支援センター	平8940	85-0062	JA大北平事業所内
大町市南部地域包括支援センター	常盤3546-33	21-1702	ふれあいプラザ内
大町市陶芸の家	大町1058-13	22-4903	老人共同集会施設
北アルプス広域シルバー人材センター	大町4113	22-2445	旧勤労者福祉センター内
大北圏域障害者総合支援センター 「スクラム・ネット」	大町1129	26-3855	総合福祉センター内
大町市障害者地域活動支援センター 「ハーモニー・ルーム」	大町1129	26-3855	総合福祉センター内
大町市社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所 「ひまわりの家」・「すずらん」・「たんぽぽ」	大町1129	22-1501	総合福祉センター内
生活就労支援センター 「まいさぼ大町」 (自立相談支援センター)	大町1129	22-7083	総合福祉センター内
養護老人ホーム 鹿島荘	大町8035	22-0497	定員 50名 短期 6名 老人福祉施設
認知症対応型共同生活介護施設「ひだまりの家」	大町8035	21-3005	定員 9名
救護施設 れんげ荘	平1091-7	22-7000	定員 60名
特別養護老人ホーム カトレヤ	平1955-971	23-0722	定員 76名 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 銀松苑	常盤6850-24	26-3366 FAX 26-3570	定員 68名 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム リーベおおまち	大町3504-13	29-6515	定員 50名 介護老人福祉施設
大北地区更生保護サポートセンター	大町1058-33	85-2585	北アルプス市町村会館内

名 称	所 在 等	電 話	備 考
はなのき保育園	大町3504-9	22-0675	
あすなろ保育園	常盤3601-18	22-0727	
しらかば保育園	平9365-3	22-1667	
くるみ保育園	大町5560-25	22-5142	
どんぐり保育園	社4682-26	22-2002	
たけのこ保育園	八坂1073	26-2018	
みあさ保育園	美麻11780-8	29-2636	休園中
病児・病後児保育室「北アルプスキッズルーム」	大町3130	080-2562-4925	
大町市母子通園訓練所「あゆみ園」	大町3130	22-5076	
大町市児童センター	大町4714	22-0741	
東小児童クラブ	社6700	090-2626-7981	大町東小学校内
西小児童クラブ	大町4714	22-0741	大町市児童センター内
南小児童クラブ	常盤3546-33	090-2561-9282	ふれあいプラザ内
北小児童クラブ	大町5806-8	090-2626-2304	大町北小学校内
八坂小児童クラブ	八坂1090	080-6937-9037	八坂小学校内
美麻小児童クラブ	美麻11810-1	080-1249-0044	美麻情報センター内
【団体】	(事務局)		
大町市民生児童委員協議会	市 役 所	22-0420(代) 内線411	
大町市赤十字奉仕団	市 役 所	22-0420(代) 内線411	
大町市シニアクラブ連合会	市 役 所	22-0420(代) 内線415	
大町市身体障害者福祉協会	会 長 宅		
大町市肢体不自由児者父母の会	会 長 宅		
大町市手をつなぐ育成会	会 長 宅		
大町市遺族会	会 長 宅		
長野県共同募金会共同募金委員会	社 協	22-1501	
大町市ボランティアセンター	社 協	22-1501	
大町市青少年健全育成協議会	教育委員会	22-0420(代) 内線625	